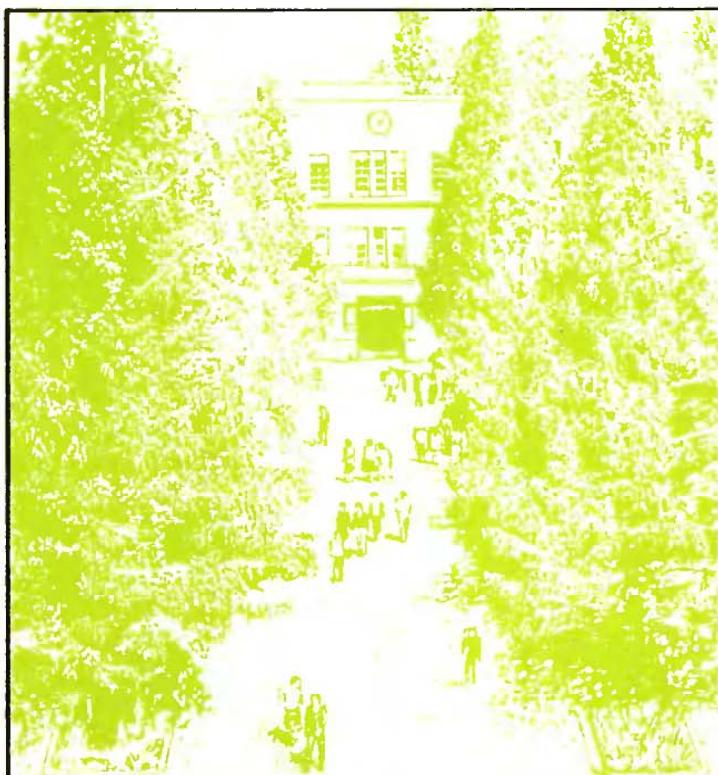


留学生受入れと 大学の国際化

— 全国大学における留学生受入れと教育に関する調査報告 —

江 淵 一 公 編



広島大学 大学教育研究センター

留学生受入れと 大学の国際化

— 全国大学における留学生受入れと教育に関する調査報告 —

江 淵 一 公 編

序 文

広島大学大学教育研究センター長
関 正夫

現代ほど大学の国際化が、政策レベルの課題としてのみならず、各大学の当面する課題として強く意識される時代はないのかも知れない。いうまでもなく、その背景にはわが国の経済活動が国際化、グローバル化しており、「経済大国」日本への諸外国の「熱い視線」が存在する。中曾根政権下に提案された「留学生10万人計画」は、当初からわが国社会および大学の受け入れ体制の解決困難性などの理由により、実現の可能性は疑問視されていた。しかし、日本の大学への外国人留学生の拡大は急速に進展しつつある。また、わが国から海外大学への留学生数も拡大の一途をたどっているといってよい。大学の国際化の発展は、解決すべき多くの問題に当面しているとはいえ、長期的にみればわが国の社会や大学の発展に資するところが大きいと期待されるのである。

去る1988年11月初旬、広島で「留学生と高等教育の国際化」をテーマとしてOECD高等教育国際セミナーが開催された。今回の広島セミナーでは個々の機関レベルにおける①留学生受け入れ体制等の問題、②留学生の大学生活・地域社会生活への適応の問題の検討が課題とされた。これらの具体的な問題を論じる前提として「留学生教育の哲学」に関する問題を検討することにしたことはいうまでもない。本セミナーにおける、各機関の留学生受け入れ体制等に関する「日本報告」の作成については、セミナーの企画者である江渕一公教授にお願いすることにした。ところが「留学生10万人計画」公表後5年近く経た今日も、各大学の受け入れ体制の問題等に関する情報は収集・整理されていない。そのため本セミナーの「基調提案」の準備と並行して、江渕教授は「日本報告」の基礎作業として「全国大学における留学生受け入れと教育に関する調査」を実施した。

本調査報告書は、上記セミナーに提出された「日本報告」(英文)の基礎的諸資料等を再整理し、さらに検討を加えたものである。本報告書は、留学生急増期の今日、日本の留学生教育の改善にとっての基礎的データとして利用しうる可能性を期待して公表することにした。

最後になったが、本調査研究の企画から報告書作成の全体を担当された江渕一公教授、調査の企画・実施あるいは報告書作成の際に協力された本センター助手J·E·ヒックス(現桜美林大学助教授)、大膳司、伊藤彰浩、相原総一郎の諸氏に感謝したい。また本調査研究の実施上、お世話になった文部省学術国際局留学生課および本調査に協力された各大学国際交流関係者にお礼を申し上げたい。

1989年8月31日

目 次

序 文

まえがき	江 淵 一 公	i
第1章 課題と方法	江 淀 一 公	1
1. 問題・調査の狙い		1
(1) 経緯		
(2) 調査の目的と課題		
2. 調査の方法		3
(1) アンケートのねらいと構成		
(2) 調査の対象		
(3) 本書の資料編について		7
第2章 留学生受入れ体制の現状	大 膳 司	9
1. 留学生に対する組織的対応		9
(1) 留学生の受入れや教育に関する諸規程		
(2) 留学生の世話をする専門の部・課の設置		
(3) 留学生の世話をする専門の部・課の業務内容		
(4) 留学生担当の専任教官・教員の定員の有無		
(5) 留学生の諸問題について協議するための全学的な教員組織の有無		
2. 留学生の入学許可		21
(1) 留学生の受入れ定員		
(2) 留学生の入学選考の手続き・方法		
(3) 留学生の入学許可（選考）の具体的な方法		
3. 留学生への福利厚生並びに各種支援体制		26
(1) 留学生の相談窓口		
(2) 寄の有無		
(3) 民間奨学金の斡旋		
(4) 授業料の減免の制度		
(5) 生活費補助のための特別措置		
(6) 一般学生による留学生支援のためのボランティア組織		
(7) 留学生自身の組織		
4. 受入れ体制の問題点		34
(1) 留学生担当職員の定員増		
(2) 留学生に対する経済的援助措置の整備拡充		
(3) 宿舎等物的施設の整備・拡充		
(4) 留学生を担当する窓口や組織の整備・拡充		
(5) 留学生受入れに関する予算措置の拡充、公・私立大学に対する援助		
第3章 留学生教育体制の現状	相 原 総一郎	39
1. オリエンテーションと生活指導		39
(1) ハンドブックの作成		

(2) オリエンテーションの実施		
(3) チューター制度の採用		
(4) 各大学あるいは各学部（大学院を含む）の個々の活動		
2. 学業指導	51	
(1) 授業の配慮		
(2) 学位の授与		
(3) 実習・研修の機会と教育助手（Teaching Assistant）の実施		
(4) 各大学あるいは各学部（大学院を含む）の個々の活動		
3. 教育上の問題点	60	
(1) 留学生側の問題点		
(2) 留学生受入れ側の問題点		
第4章 留学生の受入れと大学の国際化	江 淵 一 公	65
1. 留学生教育の大学への影響		65
(1) 全体的な反応パターン		
(2) 留学生の存在に対するネガティブな反応		
2. 留学生の増加に対する対応方針		69
(1) 留学生増減の方針		
(2) 留学生増加策をとる理由		
3. 留学生の就職問題への対応		73
4. 国際教育交流について		76
第5章 留学生受入れに関する政府への要望	江 淵 一 公	79
終章 今後の課題	江 淵 一 公	82

付録1 アンケートA票

付録2 アンケートB票

調査協力大学・学部名一覧

留学生受入れと大学の国際化

全国大学における留学生受入れと教育に関する調査報告

まえがき

去る1988年11月8～10日の3日間、広島で、留学生問題に関するOECD高等教育国際セミナーが開催された。このセミナーは、OECD/CERI（経済協力開発機構・教育研究革新センター）の「革新交流事業」（Innovation Exchange Activities—IEA）と呼ばれるOECD事業の一環として、2年ほど前の1985年11月11～13日、オランダのゾーテルマで開かれた「留学生の流入と高等教育」と題する国際セミナーに続くものであった。わが国では、文部省並びに広島大学の共催という形で開かれることになり、その企画・運営を当大学教育研究センターが担当したのである。オランダにおけるセミナーでは、近年における世界的な規模の留学生増加に対する各国の政府レベルの対応策について比較検討が加えられた。それを承けて、広島の国際セミナーでは、加盟国代表27名の他に留学生問題の専門家15名を含む42名の外国人参加者を迎えて、主として機関レベルにおける留学生受入れの意義とその問題点について、熱心な討議が行なわれた⁽¹⁾。

本報告書は、このセミナーに関連して実施した全国大学の留学生受入れ状況に関するアンケート調査の結果をまとめたものである。この調査の直接の狙いは、国際セミナーに提出する「日本報告」（Country Report of Japan）作成のための基礎資料を獲得することにあったが、それに加えて、留学生急増期を迎えたこの段階におけるわが国の諸大学の留学生受入れ状況と教育の実態、当面している問題等についての情報は、今後のわが国の留学生教育の改善のための基礎データとしても利用できるのではないかと考えたことも狙いの一つであった。

アンケートは、1988年2月、全国の国公私立大学中10名以上の留学生が在籍する4年制大学の学長及び（総合大学の場合）各学部長に対して郵送され、一部を除き3月中に回収を完了した。アンケート配布時期が、年度末の多忙を極める時期と重なったため、当初はどれだけの大学から回答が寄せられるか、いささか不安であったが、結果は、予想以上に多くの大学・学部より回答を頂くことができた。そのこと自体、留学生受入れに関する大学人の関心の高さを物語っているのではないかと思う。いずれの大学も、単にアンケートに回答を記入するだけでなく、質問に関連する文書資料をたくさん添付して頂いたおかげで、記入事項の解釈に非常に役立った。また、それらの資料は、留学生の大量受入れを前にして困惑しながらも留学生の福祉のために新しい試みを試行錯誤的に行なっている大学の姿をリアルに感じさせるものばかりであった。

お忙しい時期にこの調査のためにご協力を賜った各大学・学部の関係者の方々に対し、この場をお借りして深甚なる感謝の意を表したいと思う。

なお、この調査はOECD国際セミナーの企画運営を担当した私の責任で企画し、実施したものであるが、アンケートの原案作成の段階では、当センターのジョセフ・E. ヒックス（Joseph Eugene Hicks）助手（現桜美林大学助教授）の助力を得、また、以前この種の調査を手がけた経験を持つ喜多村和之教授から数々のアドバイスをいただいた。調査対象の各機関への協力依頼に際しては関正夫センター長の助言を得、またアンケートの発送・回収作業はヒックス・大膳司・伊藤彰浩の3助手とセンター資料室のスタッフの手で行われた。回収されたアンケートの整理は企画者の指示のもとに学生諸君の助力を得て行われたが、ヒックス助手がデータの整理と分析・解釈、報告書執筆など、まとめの作業に着手する前に転出となつたため、報告書の作成の仕事の大部分は大

膳助手と新任の相原総一郎助手に引き継いで貰った。大膳・相原両助手にとってはいわば途中からの参加という形になったため、いろいろ迷惑をかけたが、労を厭わず企画者・編者の意向を十分理解してご協力いただいたことに深く感謝している。両氏の分担執筆になる原稿には企画者・編者の立場で十分に目を通し必要な修正を加えたので、それらの内容に関する最終的な責任はすべて私にあることを明記しておく。

最後になったが、本調査研究の企画と報告書の作成に当たっては、文部省学術国際局留学生課留学生交流推進室の齊藤秀昭室長にたいへんお世話になった。この機会に深く感謝の意を表したい。また、アンケートの回答のコンピュータ入力や単純集計、添付資料の整理作業では、本学社会科学研究科の大学院生鍋島正次郎君、入江伸子さん、岡田浩樹君、それに教育学部学生の藤田由美子さん等に助けて頂いた。とくに藤田さんは数カ月にわたって資料整理に従事し、膨大な情報を資料整理表の形に処理することを初めとして、丹念な仕事ぶりで編者を助けてくれた（この資料整理表は本報告書の「資料編」として別途刊行）。ここに記してこれらの皆さんに心からお礼を申し上げたいと思う。

なお、本報告書の執筆分担は以下の通りである。

まえがき・第1章・第4章・第5章・終章・付録……………江淵 一公
第2章……………大膳 司
第3章……………相原総一郎

(注1) このセミナーの概要については、江淵一公「OECD高等教育国際セミナーから」『留学交流』第1巻第4号、1989年、8~11ページ、及び阿部美哉「留学生の流入と高等教育—OECD広島国際セミナーから」『留学交流』第1巻第4号、1989年、12~15ページ参照。また、同セミナーの正式報告書（英文）は近く当センターから刊行の予定である（Ebuchi, K. ed., *Foreign Students and Internationalization of Higher Education: The Proceedings of OECD/ JAPAN Seminar on Higher Education*, Hiroshima, Japan: Research Institute for Higher Education, Hiroshima University, 1989）。

(江 淵 一 公)

第1章 課題と方法

1. 問題・調査の狙い

この調査を企画した背景並びに問題意識については、「まえがき」でも簡単に触れたところであるが、ここでは、アンケート（末尾の付録1・2参照）の各質問項目がどのような意図から設けられたかについて述べることにしたい。

(1) 経緯

この調査は、先述したように、OECD広島国際セミナーに提出する日本報告のために実施したものである関係から、当然のこととして、各質問の設定及びその構成は基本的に各国報告のためにOECD/CERIの担当事務局から各国へ送付された案内文書（課題設定文書）（Scope and Issues Paper）に示されたガイドラインを踏まえたものになっている。といっても、この課題設定はもともと、このセミナーの企画運営を担当したわれわれ広島大学大学教育研究センターが提案した原案に基づいて作成されたものであるから、そこに示されたガイドラインは、各国報告作成の枠組みであると同時にセミナーの主題及び討議主題でもあった。それゆえ、ここではまず、このセミナーの主題及び討議主題の意義について述べておく必要がある。

近年、OECD加盟諸国を中心に世界的に留学生が増加している。その数は100万人を超えておりと推定される。ユネスコ統計及びOECD資料によると、1960年に24万5000人だったのが1980年には、97万7000人に増えている。20年間で4倍増であり、特に最近10年間の伸びが顕著である。まさに“留学爆発時代”と呼ぶにふさわしい状況である⁽¹⁾。わが国もその例外ではなく、政府の積極的な受け入れ策もあって、最近わが国の高等教育諸機関に学ぶ留学生の数は急カーブで上昇している。約10年前の1977（昭和52）年の5755人が、1987年5月現在で2万2154人を数えるに至っている。特に1983（昭和58）年以降の伸びが著しく、毎年、前年比で20%内外の増加率を示している。高等教育人口の中に占める留学生の割合は、欧米諸国に比較すればまだ相対的に低い率であるが（フランス13.8%[1984]、西ドイツ5.1%、イギリス4.5%[1983]、オーストラリア4.3%[1987]、カナダ3.9%、アメリカ2.8%、日本0.7%[1987]）、伸び率に関しては、OECD諸国中最高である（1975年の留学生人口を100として、10年後の1985年の欧米豪の6ヵ国留学生人口を比べてみると、日本271、オーストラリア200、アメリカ192、西ドイツ148、フランス143、カナダ130、イギリス86、となる。1987年の数字でいえば日本の率はさらに大きく、400となる）。

このような急速な伸び率は、受け入れ側にさまざまなインパクトを与えていると考えられる。近年における欧米の先例をみると、例えばイギリスでは、留学生の存在のメリットとデメリットを計算して合理的に対応しようとする「コスト・ベネフィット分析」に関心が集まり、その理論に基づいて、留学生の大量流入に対して「フルコスト政策」を導入して抑制策に転じたり、また、アメリカの一部の州立大学は留学生の定員化への動きが生じるなど、（とくに第三世界からの留学生流入増に対して）やや消極的な姿勢に転じる気配も窺われる。その一方では、今後予想される、高等教育人口の漸減による“大学淘汰”的嵐に備えて、留学生を有力な“財源”的一つとして確保しようとする動きも見受けられる。現実問題としては、自国生に比べてコストのかかる留学生の受け入れに関しては、さまざまな葛藤や動搖があるようである。

留学生受け入れは、もともと「学間に国境はない」とする「知的普遍主義」（intellectual universalism）と「知的国際主義」（intellectual internationalism）とを旗印としてきた大学の伝統と呼

応するものであり、その流入を拒む理由はない。教育・学術交流の隆盛は大学の活性化を促すものとして基本的には歓迎されるものである。今日ではさらに一歩進んで、「大学を国境にとらわれず学生を受け入れる世界共通の高等教育システムに発展させる」という課題に挑戦しようとする考え方の進展すら感じられる⁽²⁾。

しかしながら、現実はそう単純ではない。留学生の数がまだ比較的少なかった頃は、その受入れは、各教育機関の裁量によって自由に進めることができたが、留学爆発時代の今日では、各機関の裁量と自助努力だけではもはや増加する留学生の需要に対応しきれない状態が出現しつつあるからである。元来、留学生の受入れと教育は、言語上の問題や外交関係上の問題等を伴っているため、自国学生の場合とは違った教育条件の整備と経済的保障を必要とする。したがって、こうした留学生の大量流入に対応するには、受入れ機関だけでなく政府や民間諸団体による特別の政治的財政的配慮が不可避の課題となってくる。

先に若干触れたように、留学生の流入増加に対するOECD諸国の対応の仕方には、国によって違いがあるが、しかし、留学生の受入れと教育が、いまや単なる機関レベルの問題という次元を超えて、国レベルの政治的経済的次元の問題となってきた点は共通している。これこそまさに、OECDが留学生問題に重大な関心を寄せるようになった理由だとみられる。こうしたことから、第1回のセミナー（オランダ）では、「高等教育と留学生の流入——OECD諸国における最近の問題、政策及び受入れの動向」という主題のもとに、留学生の激増に対する各国政府の対応策の比較検討が行なわれた。オランダ・セミナーが国・政府レベルの対応策を中心としたものであったことから、第2回目に当たる広島セミナーでは、「高等教育と留学生の流入」という基本テーマをふまえつつも、今回は個々の教育機関レベルの問題に焦点を絞り、具体的、実際的な問題について、とくに「高等教育の国際化」という視点から検討を加えることになったものである。

（2）調査の目的と課題

「高等教育の国際化」という視点を取り入れたのは次のような理由からである。最近のような留学生の増加は、受入れ側の人々に、改めて留学生を受け入れるとは何を意味するのかを考えさせ、また、好むと好まざるとを問わず、大学の教育組織や教育課程・教授方法など、現行システムを彼らに合わせて変えざるを得ない部分を生じさせる。こうした自己変革の過程は、大学教育の現存のシステムを自国学生のみならず他国の学生にも通用する、より開放的で互換的なシステムへと成長させる可能性を秘めている。その意味の変革の過程を「大学の国際化」（internationalization of the university）と呼ぶことが欧米でも（少なくとも国際交流の場では）次第に一般化しつつあるよう見受けられる。このように、留学生の流入が大学の国際化のバネになる可能性に期待を寄せて、この視点から留学生受入れに関する諸問題を検討することになったわけである。

「高等教育の国際化」なる言葉は、必ずしも国際的に共通理解が得られている熟した言葉とはいえないが、最近は、欧米諸国の大学関係者の間でも次第に聞かれるようになってきた。留学生教育に真剣に取り組もうとするならば、教育組織や教育課程・教授方法の変革など、大学自体が国際的に通用するものに変わらざるを得ないという認識が必要であり、そしてこうした努力の積み重ねの中から国際的に通用する高等教育のシステムの発展が期待される。ここでは、こうした意味での高等教育の変革の過程及び結果を「高等教育の国際化」と呼んでいる⁽³⁾。OECD広島セミナーでは、このような意味の高等教育の国際化の視点から留学生流入をめぐる諸問題を考えることを主題に設定して討議を行なうことになったのである。

セミナーの具体的な討議主題は、上に述べたような留学生の動向に関する基本認識のもとに、次

の3つを柱として組み立てられた。

- 1) 機関レベルの留学生受入れ方針をめぐる諸問題
- 2) 留学生教育の具体的方策の探求
- 3) 留学生の社会的文化的適応上の諸問題

第一の主題は、われわれは留学生をどう受け入れるか、その根本的な方針・原則に関するものである。この柱を設けたのは、そもそも留学生を受け入れるとはどういうことか、われわれはいったい、なぜ留学生を受け入れるのか、受け入れた国・機関は留学生の教育に対してどのような責任を負うべきかといった、「留学生受入れの哲学」に関する論議を深めることを期待したからである。また、第二の主題は、留学生受入れの具体的な手続き（入学許可の方法）、定員問題、教育課程と教育方法、学位授与の方法など、留学生の受入れとその教育上のさまざまの具体的な問題について検討を加えることを意図したものである。そして第三の主題は、留学生が遭遇する、教師や他の学生との対人関係の調整の問題や、宿舎・学資・副収入・勉学条件・交友関係等の問題を含む大学生活・地域社会生活への適応上の諸問題を検討しようとするものであった。

さて、現在世界で最も急速な増加率を示している日本の各大学は、留学生の急増に対してどのように対応しているのであろうか。また、留学生の流入は受入れ大学に対してどのようなインパクトを与えているのであろうか。日本の大学は、果たして留学生の流入をバネにして「国際化」へ飛躍することができるであろうか。

先に、留学生の流入が大学の変革を促すと述べたが、それはあくまでも可能性への期待であって、留学生が増えれば自動的にその方向に動いてくれる保証があるわけではない。現実には、それを阻害する要因も多々存在するから、われわれは意識的に対応しない限り、国際化を達成することはむずかしい。国際化に向けてのそれなりの努力がなされなくてはならないのは当然である。そうした観点からみて、各大学の留学生受入れと教育の現状はどうか、その状況にはどんな問題点があるのか、それらの問題を解決するには当面何が必要か、といったことを明らかにすることが、OECDセミナーに向けての資料づくりとしてのこの調査のねらいであった。いいかえれば、このアンケート調査は、こうした点についての日本の大学の可能性を探ることを目的とするものである。

2. 調査の方法

(1) アンケートのねらいと構成

全国大学の留学生受入れに関するわれわれのアンケートは、上に述べたような基本認識をふまえて作成された。したがって、アンケートの質問項目の構成は、前述の3つの柱にはほぼ対応している。

また、われわれのアンケートは、全学レベルの対応策を尋ねたA票と、学部レベルの対応策を尋ねたB票の2種類からなっている。いずれの質問票も、事実を尋ねた質問と大学の態度や意識を問うた質問の両方を含んでいる。そのため、事実レベルの質問については、各大学の留学生担当の教職員の手で記入してもかまわないが、意識や態度を尋ねた質問については、機関の代表者に記入して頂くようお願いすることとした。具体的には、A票の場合は、学長、副学長または学生部長などに回答を求め、B票は留学生の教育により近い立場にあると考えられる学部長、学部主事、あるいは学部の留学生教育担当責任者などに記入を求めた。

さて、A票は全部で28の質問からなり、B票は19問からなるが、いくつかの質問は、意図的に重複させてある。その理由は、全学レベルでの意識・態度と学部レベルのそれとの間には、立場の

相違を反映した微妙な認識の相違があるかも知れないと考えたからである。

各票の質問の構成について述べると、次のごとくである。A 1、B 2 等の記号はそれぞれアンケート A 票及び B 票の質問番号を示す。

・留学生在籍数	B 0
・留学生受入れ方法に関すること：	
受入れ方針及びそれを定めた規程	A 1, B 3
受入れ業務の担当部局	A 2
担当部局の業務内容	A 3
留学生受入れ枠	A 6
留学生入学許可手続き	A 7 - 8
・留学生の教育に関すること：	
留学生担当専任教員	A 4, B 2
留学生のための特別教育計画	A 15, B 6
チューター制	A 16-17, B 7 - 8
留学生のための授業方法の調整	B 9
学位授与についての配慮	B 10-11
一般企業での実習・研修機会	B 12
留学生の教育上の支障・困難	A 23, B 15
留学生受入れ側の問題	A 24, B 16
留学生教育改善の試み	A 25, B 17
・留学生の生活・適応に関すること：	
留学生のための教員の協議組織	A 9, B 1
留学生相談室	A 10
留学生宿舎	A 11
留学生ハンドブック	A 13, B 4
留学生オリエンテーション	A 14, B 5
留学生のための研究アルバイト	B 13
留学生のための奨学金斡旋	A 18
授業料の減免	A 19
その他の生活補助	A 20
留学生のための就職斡旋	B 14
留学生支援組織	A 21
留学生団体	A 22
・その他：	
留学生相互交流計画	A 12
留学生受入れの影響	A 26, B 18
留学生増減計画	A 27
留学生受入れ・教育に関する対政府要望	A 28, B 19

(2) 調査の対象

21世紀までに留学生を10万人まで増やすという計画を推進しているわが国では、政府の積極的受け入れ対応策もあざかって、全国の高等教育諸機関に在学する留学生の数は年々顕著な伸びを示している。最近では、大都会地の大学だけでなく、地方都市の大学でも留学生の姿は珍しくなくなった。しかしながら、表1-2-1にあきらかなように、各機関における留学生の分布は均等ではなく、小は1名から大は1,000名以上まで、著しい多様性と偏りを示す。このアンケート調査のための大學生簿作成の基礎として用いたのは、昭和62年5月1日現在で各大学から文部省に報告された個別大学留学生統計（文部省留学生課）であるが、それによれば、474大学中、100名以上の留学生が在籍する大学が38大学ある一方では、留学生0の大学が127大学（国立4、公立11、私立112）あった。表1-2-1の数字から、留学生は国立大学に多いことがわかる。しかし、（具体的な大学名をあげることは差し控えるが）100名以上の留学生を抱えている大学上位38大学の中には、私立大学が17大学顔を出しておらず、一部特定の私立大学では、留学生の受け入れに特に積極的であることが窺われる。

表1-2-1 全国4年制大学の在籍留学生数規模別分布

（昭和62年度）

	国立	公立	私立	合計	留学生総数
0	4	11	112	127	0
1—9	18	15	138	171	598
10—19	13	5	31	49	660
20—29	11	1	11	23	563
30—49	16	0	12	28	1,031
50—99	13	5	20	38	2,718
100—199	6	0	9	15	2,058
200—299	6	0	3	9	2,229
300以上	8	0	6	14	7,128
合計	91	26	230	347	16,985

筆者自身の経験からいって、留学生数が非常に少數に留まる間は、大学が彼らのために特別の措置を講じる可能性は一般にきわめて少ないと考えられる。また、留学生受け入れによって生ずる諸問題も、ある程度まとまった数になったときに顕在化するようである。その“臨界”数がどれくらいかを一般的に述べることはむずかしいが、おおまかな感じとしては、キャンパスに留学生が20~30名にもなると、大学としても黙過する（既存の組織によって一般学生並に扱う）ことがむずかしくなり、国際交流委員会や留学生委員会を設置あるいは拡充したり、留学生担当の係を設けたり、受け入れ規定や教育条件の整備を急ぐようになる。

こうしたことを考慮して、この調査では、便宜上留学生が10名以上在籍する4年制の国公私立大学を対象に選んだ。アンケート用紙送付大学数及び回収数はA表に示す通りである。国立は95大学中73大学、公立は37大学中11大学、私立は392大学中92大学、合計176大学（学長宛）に調査用紙A票が送付され、それぞれ国立57、公立8、私立46、計111大学から回答が得られた。回収率は、国立71.1%、公立72.7%、私立50%、全体平均63.1%であった（表1-2-2）。

表1-2-2 アンケートA票送付大学数及び回収率

	国立	公立	私立	合計
大学総数	95	37	342	474
送付大学数	73	11	92	176
回収大学数	57	8	46	111
回収率(%)	71.1	72.7	50.0	63.1
有効回答数	57	8	46	111

また、調査用紙B票の送付・回収状況は、表1-2-3に示すとおりである。対象大学の各学部長宛に送付されたアンケート総数637の内訳は、国立317、公立33、私立287で、国立270学部、公立22学部、私立432学部から回答が得られた。B票の回収率は国立85.2%、公立66.7%、私立48.8%、全体平均67.8%で、A票の回収率をやや上回った。ただし、432学部中有効回答として集計処理の対象となったのは、最終的に427学部であった。

なお、前に述べたように、このアンケートの記入者としてわれわれが希望したのはA票については、学長など、大学の代表者、B票については、学部長や留学生担当教員などであったが、しかし、回答を実際に執筆した人の職名や立場を明記することを求めていないので、実際には、A票の回答者が学長、B票の回答者は学部長とは一概にいえず、中には明かに担当職員の手で書かれたと推測されるものもある。しかしながら、たとえ事務職員の手で記入されたものであっても、それらの代表者の考えをなんらかの形で反映しているものとみて差し支えないのではないかと考えている。また、大部分の回答については、とくに認識や感想の記述を求めた質問への記入結果から判断して、われわれの意図はおおむね理解されたように思う。

表1-2-3 アンケートB票送付学部数及び回収率

	国立	公立	私立	合計
対象大学総数	73	11	92	176
送付学部数	317	33	287	637
回収学部数	270	22	140	432
回収率(%)	85.2	66.7	48.8	67.8
有効回答数	269	22	136	427

この調査にご協力を頂いた大学・学部（アンケートが回収された大学）名一覧を本報告書の末尾に掲げる。アンケートの内容構成については既に触れたが、この調査では、通常の選択式回答の他に、各問に関する文書資料の添付をお願いした。大学によっては膨大な量に上る詳細な資料を添付して下さったところもある。（なお、添付資料は今回の報告書に利用させていただくだけでなく、本センターの資料室にファイルして保管し、今後さまざまな形で活用させていただくようにしていく。）以下の分析では、アンケートの質問に対する回答の単純集計や若干のクロス集計に加えて、それらの添付資料から得られた情報も適宜使用する。

以下の各章における調査結果についての記述分析は、大学及び学部のそれぞれについて、①全体的な傾向の把握、②設置者別（国公私立の別）の比較、③在籍留学生の規模別比較、の3つの角度

から、原則としてこの順序にしたがって行うことにする。なお、留学生の規模については、ここでは、在籍留学生20名以下を「小規模」、同20名以上100名未満を「中規模」、同100名以上を「大規模」とした。

3. 本書の資料編について

本報告書は、前述したように、アンケート調査結果とアンケートに添付された各機関の文書資料とをデータとしている。当初の計画では、アンケート結果の集計表の他に、それらの添付資料から得られたデータを整理した付表とともに掲載するつもりであったが、それらのデータが予想以上の分量になったため、印刷経費の関係もあり、計画を変更して、本書には説明の便宜上必要なデータに限って掲載し、アンケート結果の一部（各機関からの政府に対する要望等）と添付資料のデータを整理した別表とは、別冊の資料編として編集しなおし、『全国大学留学生受入れと教育に関する調査報告書 資料編』と題して別途刊行することにした。この資料集が入用な方には、申込によって本書とは別にお分けする予定である。

なお、本報告書並びに別冊資料集には多くの大学名が登場するが、大学名を記号化して記載した部分と実名を明記した部分がある。一見不統一の印象を与えるかも知れないが、この区別は、資料の出所の違いによるものである。すなわち、アンケートの結果に基づくデータの記述の場合には、このアンケートが無記名による記入を原則としたことを配慮して、大学の実名を伏せ記号化して示した。他方、アンケートに添付された各大学の文書資料から取りだした事柄の記述に際しては、それらの文書が大部分すでに公表されているものであるため、大学名を出しても差し支えないものと判断し、また今後に予想される大学相互間の情報交換のための便宜も考慮して、大学の実名を明記する方法を取った。

(注1) 世界の留学生の動向についての詳細は、次を参照されたい。江淵一公「アメリカにおける留学生問題研究の最近の動向—留学生流入のインパクトの問題を中心として—」『大学論集』第17集、広島大学大学教育研究センター、1988年3月、pp. 23-46、同「世界の留学生の流れ」IDE（現代の高等教育）294号、民主教育協会、1988年7月、pp. 42-48、同「世界の中の留学生問題—OECD高等教育国際セミナーから—」IDE（現代の高等教育）301号、民主教育協会、1989年3月、pp. 5-12。

(注2) その点から言うと、1992年に予定されているE C統合を機にいっそう活発化すると予想される「エラスムス計画」が、E C外の世界諸国の高等教育交流にどのような影響を与えることになるかが非常に注目される。

(注3) 「高等教育の国際化」の概念については、第3回OECD高等教育セミナー（1988年11月、広島市）のための「討議の枠組みと課題」（Scope and Issues）を参照されたい。ここでは、次のように定義している。「（高等教育の国際化とは、高等教育機関が提供する教育が、盛んになる一方の国際交流をその特色とする世界に生きて行くに必要な経験と技能を磨く教育をすべての学生に与えるという考え方のもとに、国際的、通文化的互換性を持つ教育課題を発展させることを特に重視しつつ、より洗練され、より内容豊かな、そして背景や出身国の違いを超えたあらゆる学生に広く適用可能なものに変容する過程である。」（Ebuchi, K., ed., *Foreign Students and Internationalization of Higher Education: Proceedings of the OECD/Japan Seminar on Higher Education and the Flow of Foreign Students*, Hiroshima: Research Institute for Higher Education, Hiroshima University, 1989, Appendix 1）。なお、この定義が下された経緯については、江淵一公「国際化の分析視点

と大学の国際化指標設定の試み』『大学論集』第18集、広島大学大学教育研究センター、1989年3月、pp.29
-52を参照されたい。

(江 淵 一 公)

第2章 留学生受入れ体制の現状

本章では留学生の受入れ体制を中心として、その現状と問題点を分析してゆく。

以下の分析は、1. 留学生に対する組織的対応、2. 留学生の入学許可、3. 留学生への福利厚生並びに各種支援体制、4. 自由記述の分析からみた受入れ体制の問題点、の4つの節から構成されている。

1. 留学生に対する組織的対応

本節では、留学生に対する組織的対応について、(1)受入れや教育に関する諸規程、(2)世話をする専門の部・課の設置、(3)世話をする専門の部・課の業務内容、(4)専任教官・教員の定員の有無、及び(5)諸問題について協議するための全学的な教員組織の有無、の観点から検討する。

(1) 留学生の受入れや教育に関する諸規程

留学生は、昭和54年ごろから急増の傾向を示し始めた。各大学は、その押し寄せてくる留学生の波にいかに対応してゆくべきかに苦慮し始めている。そこでまず最初に、留学生の受入れや教育に関する基本方針などを規定した諸規程は、どのような大学あるいは学部でもうけられているかを調べるために次のような質問をした。

【質問A 1 (B 3)】貴大学（学部）には留学生受入れ・教育に関する基本方針などを規程した諸規程がありますか。

- 1 ある
- 2 ない
- 3 その他（具体的に書いて下さい。例、現在検討中等）

表2-1-1は、対象となった111大学での諸規程の設定の状況を示したものである。

表2-1-1 諸規程の有無 (A 0 1)

	全体		国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模	
ある	61	55.0	31	54.4	3	37.5	27	58.7	17	54.8	29	51.8	15	62.5
ない	39	35.1	21	36.8	4	50.0	14	30.4	10	32.3	23	41.1	6	25.0
その他	6	5.4	3	5.3	1	12.5	2	4.3	2	6.5	2	3.6	2	8.3
無回答	5	4.5	2	3.5	0	0.0	3	6.5	2	6.5	2	3.6	1	4.2
計	111	100.0	57	100.0	8	100.0	46	100.0	31	100.0	56	100.0	24	100.0

111大学中61大学（55.0%）が、諸規程を設定していると回答しており、「ない」と答えた大学は39大学（35.1%）である。また、「その他」と回答した6大学中3大学は検討中となっている。諸規

程を設けている大学を設置者別にみると、私立大学で58.7%の大学が「ある」と回答しているのに対して、国立・公立大学で「ある」と回答している大学は、それぞれ54.4%、37.5%と平均を下まわっている。また、規模別にみれば、大規模校の62.5%が「ある」と回答しているのに対して、小規模、中規模校では、54.8%、51.8%しか「ある」と回答していない。

以上のことから、設置者別では私立大学、規模別では大規模大学で留学生の受け入れや教育に関する諸規程が設けられていることが明らかとなった。

表2-1-2は、学部単位に同様の質問をした結果である。

表2-1-2 受け入れ・教育の申合せ（B03）

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
ある	97 22.7	60 22.3	6 27.3	31 22.8	53 19.1	38 29.0	6 33.3
ない	277 64.9	183 68.0	14 63.6	80 58.8	191 68.7	76 58.0	10 55.6
その他	35 8.2	18 6.7	1 4.5	16 11.8	24 8.6	10 7.6	1 5.6
無回答	18 4.2	8 3.0	1 4.5	9 6.6	10 3.6	7 5.3	1 5.6
計	427 100.0	269 100.0	22 100.0	136 100.0	278 100.0	131 100.0	18 100.0

大学を対象とした場合とは異なり、427学部中97学部（22.7%）しか「ある」と答えていない。227学部（64.9%）が「ない」と答え、35学部（8.2%）が「その他」と答えている。

設置者別にみても、どのレベルにおいても約22%で一定している。しかし、「ある」と答えている学部は、規模別にみると、小規模・中規模・大規模学部それぞれ、19.1%、29.0%、33.3%となっている。つまり、留学生数の規模が大きくなるほど、留学生受け入れ・教育に関する基本方針などを規程した諸規程が「ある」と回答した学部の比率が高くなっている。

「ある」と答えた61大学中、関連資料を添付した49大学についてその規程の内容を項目別に整理したものを別途に刊行する『全国大学留学生受け入れと教育に関する調査報告書 資料編』付表2に示した。それらの項目のどれか1つにでも該当する大学は43大学あった。表2-1-3は、その付表2に示された項目の有無を大学別にチェックしたものである。

「目的」「規程の定義」「留学生の区分」などから、「出願手続き」「入学手続き」「在学期間」「帰国子女」等にいたる広範な内容が示されていることがわかる。中でも、「入学資格」は、43大学中35大学、「出願手続」は、37大学、「選考方法」は、34大学の規程の中に含まれており、入学に関する事項が諸規程の中心を占めていることがわかった。

なお、われわれは当初、各大学が留学生受け入れの意義をどのように捉えているかを理解するための手がかりとして、これらの諸規程における「目的」や「理念」に関する記述を探してみたのであるが、これらの留学生受け入れに関する諸規程中「目的」について述べたものはきわめて少ない。わずかにいくつかの私立大学の関係規程の中に簡単な記述を見出すことができるだけである。これは留学生の受け入れが各大学にとって「自明のこと」と考えられていることを意味するものであろうか。

さらに、「その他」と答えた6大学及び35学部の具体的な内容は「その都度決定」「全学の規程に準拠」「現在検討中」といったものである。

表2-1-3 留学生受け入れに関する諸規程の内容

大学名																		
	趣旨 目的	定義	区分	入学 資格	定員	出願 手続	選考 方法	入学 手続	入学 許可	検定料	入学 時期	教育 課程	在学 期間	転・ 編入学	卒業 修了	帰国 子女	他規程 の準備	委員 規定
秋田大学	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
山形大学	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
図書館情報大学																		
宇都宮大学	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○			○	○		○
群馬大学						○			○			○			○	○		○
東京大学				○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○
東京医科歯科大学	○			○		○	○	○	○							○		○
東京外国語大学																		
電気通信大学																		
横浜国立大学	○			○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
新潟大学	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○				○		○
長岡技術科学大学	○		○	○		○	○		○	○	○	○						○
富山医科歯科大学	○		○	○	○		○			○	○					○		○
山梨大学	○	○	○	○	○	○					○					○		○
岐阜大学	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○
浜松医科大学	○			○		○	○	○	○							○		○
名古屋工業大学	○		○		○	○	○		○			○				○		○
神戸大学																		
島根大学	○		○			○	○	○	○	○						○	○	○
広島大学	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
福岡教育大学	○			○		○	○			○	○	○	○	○	○			○
長崎大学	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○				○		○
熊本大学	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
大分大学	○			○		○	○			○	○							○
宮崎大学	○	○		○	○	○	○				○			○		○		○
琉球大学	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○					○
名古屋市立大学																		
大阪女子大学	○			○		○	○		○									○
九州蘭科大学	○				○	○						○				○		○
鹿澤大学	○								○	○		○	○	○	○			○
青山学院大学	○		○			○	○	○				○						○
慶應義塾大学	○		○						○	○						○		○
駒澤大学	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
中央大学	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
武蔵野音楽大学																		
明治大学	○			○			○											○
立教大学						○	○		○		○	○	○	○			○	○
早稲田大学	○			○		○	○	○	○		○	○	○	○		○		○
愛知大学	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○			○		○
南山大学	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
同志社大学	○	○	○	○													○	○
大阪工業大学	○	○	○	○		○	○				○					○	○	○
大阪産業大学	○			○		○	○		○									○
関西大学	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
甲南女子大学	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
西南学院大学	○				○					○		○	○	○	○			○
留学生別科																		
福岡蘭科大学	○				○	○	○						○					○
大阪府立大学	○			○		○	○	○	○	○		○	○	○			○	○
山口大学	○		○	○	○				○		○					○		○

(2) 留学生の世話をする専門の部・課の設置

次に、留学生の世話をする専門の部や課の設置状況はどうであろうか。以下では、①設置の状況及び将来の設置の計画、および、②担当者数、について検討するために次のような質問をした。

【質問 A 2】貴大学では留学生に関する世話（留学生の学業・厚生補導などを担当する窓口）をするために専用の部・課ないし係を設けていますか。中心となっている課・係名をあげて下さい。なお、業務分担が複数の課・係にわたっている場合は、すべて列挙して下さい。

1 設けている

→ その名称などを書いて下さい。

名称：

担当者数：

その設置年月：

2 設けていない

→ その場合は、どこの部局（課・係）で兼務していますか。

兼務部局（課・係）の名称：

担当者数：

→ 将来専用（もしくは中心となる）担当部局（課・係）を設ける予定（計画）はありますか。

1 ある

2 ない

3 その他（具体的に書いて下さい）

①専門の部や課の設置の状況および将来計画

表2-1-4は、留学生の受入れと教育に関する諸業務を取扱う専門の部や課の設置の状況を示したものである。

表2-1-4 担当部局の有無（A 0 2）

	全体		国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模	
ある	38	34.2	19	33.3	0	0.0	19	41.3	4	12.9	15	26.8	19	79.2
ない	70	63.1	36	63.2	8	100.0	26	56.5	27	87.1	39	69.6	4	16.7
その他	2	1.8	1	1.8	0	0.0	1	2.2	0	0.0	2	3.6	0	0.0
無回答	1	0.9	1	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.2
計	111	100.0	57	100.0	8	100.0	46	100.0	31	100.0	56	100.0	24	100.0

111大学中38大学（34.2%）が「設けている」と回答している。また、「設置していない」と回答した大学は70大学(63.1%)である。さらに現在「設置していない」70大学に対して、将来、専門の部や課を設置する計画があるかどうかを尋ねたところ、16大学（22.9%）が「将来設置する予定が

ある」と回答した（表2-1-5）。

表2-1-5 担当部局設置予定（A02-2）

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
ある	16 22.9	7 19.4	1 12.5	8 30.8	3 11.1	12 30.8	1 25.0
ない	33 47.1	15 41.7	5 62.5	13 50.0	18 66.7	14 35.9	1 25.0
無回答	21 30.0	14 38.9	2 25.0	5 19.2	6 22.2	13 33.3	2 50.0
計	70 100.0	36 100.0	8 100.0	26 100.0	27 100.0	39 100.0	4 100.0

設置者別にみると、国立・公立大学では、それぞれ33.3%、0.0%が「設置している」と回答しており、全体平均よりも低い比率となっている。私立大学は、41.3%が「設けている」と回答しており、全体平均を上まわっている。さらに、規模別にみれば、大規模校の実に79.2%が「設置している」と回答しているのに対して、小規模校、中規模校では、それぞれ、12.9%、26.8%しか「設置している」と回答していない。また、将来、専門の部や課を設置する計画があるかどうかを尋ねたところ、私立大学の30.8%が、また中規模校の30.8%が「ある」と回答している（表2-1-5）。

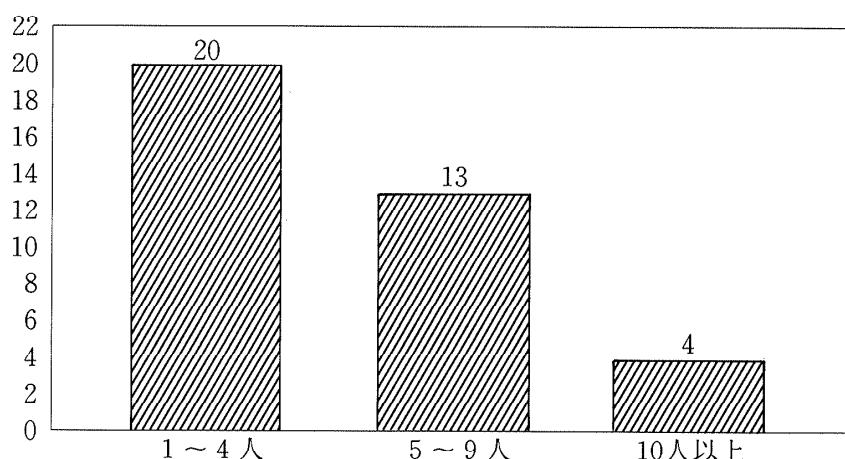
すなわち、専門の部・課が現在設けてあるかまたは将来設置する意志のある大学は、全体で50.9%、国立、公立、私立大学別ではそれぞれ48.2%、12.5%、60.9%、小規模、中規模、大規模校別ではそれぞれ、22.6%、51.8%、87.0%となっている。

以上、設置者別には私立大学が、規模別には大規模校が留学生の世話を専門の部や課を設置している比率が高いことが明らかとなった。私立大学が留学生の世話を専門の部や課を設置しているのは、おそらく留学生の受け入れの歴史が古い大学が多いこと（例えば、早稲田大学では1962年当時から専門の部・課が設けられている）、および多数の留学生が私立大学に集中している（本研究で取り上げた私立大学48大学中9大学（18.8%）が100名以上の留学生を受入れている）等が要因となっているのではないだろうか。さらに、留学生数が大規模となると、解決すべき問題が増加することから専門の部や課を設置する必要が生じてくるのであろう。

②担当者数と設置年

図2-1-1は、留学生の世話を専門の部や課の担当者数の分布である。

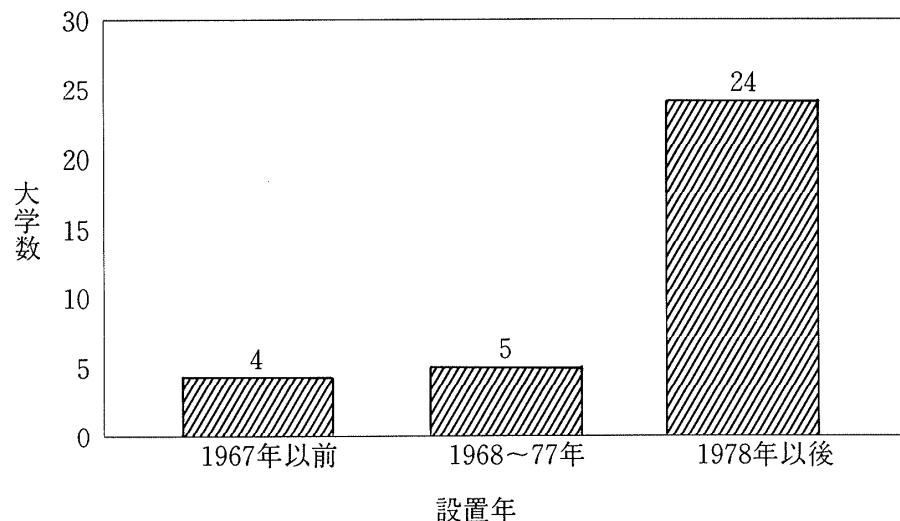
図2-1-1 担当職員数



1～4人の専任担当職員を置いている大学は20大学、5～9人の専任担当職員を置いている大学は13大学、10人以上の専任担当職員を置いている大学は4大学となっている。平均すると5.1名となり、最も多くの専任担当職員を置いているのは、早稲田大学（22名）である。また、留学生数の多い大学には、多くの専任担当職員がいる傾向にあるが、国立TT大学のように、405名の留学生が多いながらわずか2名しか留学生の世話をする専門の部や課の担当者がいない大学があるかと思えば、私立MG大学のように、12名の留学生に対して、6名も留学生の世話をする専門の部や課の担当者がいる大学もある。

図2-1-2は、上記で「ある」と回答した38大学のうち、「留学生の世話をする専門の部や課の設置年」を回答した33大学についてその設置年の分布を示したものである。

図2-1-2 専門の部(課)の設置年



1978年以後に設置されたものは24大学、1968年から1977年の間に設置されたものは5大学、1967年以前に設置されたものは4大学である。1988年までの経過年の平均は9.3年である。さらに、国立大学では11.5年、私立大学は8.3年経過している。また、留学生規模の大きい大学ほど留学生の世話をする専門の部や課が古くから設置されている。

(3) 留学生の世話をする専門の部や課の業務内容

では、上記の専門の部や課の業務内容はどのようなものなのであろうか。そこで、次のような質問をおこなった。

【質問A3】質問A2でお尋ねした留学生の世話をする部局（専用部局を設けていない場合は兼務している部局・課・係）の業務内容について、該当するものに○をつけてください。

1 授業料の減免の手続き

- | | |
|----|-------------------|
| 2 | 奨学金に関する業務 |
| 3 | 民間の奨学金の紹介などの業務 |
| 4 | 留学生オリエンテーション |
| 5 | 宿舎・下宿の斡旋 |
| 6 | アルバイト（学内及び学外）の斡旋 |
| 7 | 就職の斡旋 |
| 8 | ホームステイ受入れ家族の名簿の作成 |
| 9 | 帰国留学生名簿の作成 |
| 10 | その他（具体的に書いて下さい） |

表2-1-6は、上記の(2)で分析した「留学生の世話をする専門の部局」の業務内容について尋ねた結果である。重複回答であるから、有効回答数は576となった。

表2-1-6 部局の業務内容 (A 0 3)

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模							
授業料減免手続き	66	11.5	23	8.1	6	12.0	37	15.3	22	15.1	33	11.2	11	8.1
奨学金業務	86	14.9	45	15.8	8	16.0	33	13.6	23	15.8	42	14.2	21	15.6
民間奨学金紹介	94	16.3	51	18.0	8	16.0	35	14.5	24	16.4	48	16.3	22	16.3
オリエンテーション	70	12.2	34	12.0	5	10.0	31	12.8	14	9.6	39	13.2	17	12.6
下宿宿舎斡旋	75	13.0	39	13.7	8	16.0	28	11.6	24	16.4	38	12.9	13	9.6
アルバイト斡旋	50	8.7	22	7.7	7	14.0	21	8.7	15	10.3	28	9.5	7	5.2
就職斡旋	24	4.2	6	2.1	4	8.0	14	5.8	7	4.8	13	4.4	4	3.0
受入家庭の名簿作成	23	4.0	10	3.5	0	0.0	13	5.4	3	2.1	11	3.7	9	6.7
帰国留学生名簿作成	37	6.4	24	8.5	1	2.0	12	5.0	4	2.7	18	6.1	15	11.1
その他の	47	8.2	28	9.9	3	6.0	16	6.6	8	5.5	24	8.1	15	11.1
無回答	4	0.7	2	0.7	0	0.0	2	0.8	2	1.4	1	0.3	1	0.7
計(複数回答)	576	100.0	284	100.0	50	100.0	242	100.0	146	100.0	295	100.0	135	100.0

もっと多くの回答があった項目は、「民間の奨学金の紹介などの業務」である（111大学中94大学が回答）。続いて「奨学金に関する業務」（86大学）、「宿舎・下宿の斡旋」（75大学）、「留学生オリエンテーション」（70大学）となっている。

私費留学生が留学生の78.3%（1988年度現在）を占めているということ、さらに、円高であるということ、これらのが留学生に対する業務の中心が、お金集めや宿舎の世話となっている原因であろう。新聞等でも報道されるように、留学生に対する偏見から宿舎や下宿を留学生独自で探すことを困難にしており、大学が中心となって「宿舎・下宿の斡旋」をおこなうことは不可欠の業務となっているとみられる。そして、ようやく第4番目に「留学生オリエンテーション」という大学への入口業務が入ってくるというのが現実である。その他の業務内容としては、「授業料の減免の手続き」（66大学）、「アルバイト（学内及び学外）の斡旋」（50大学）、「帰国留学生名簿の作成」

(37大学)、「就職の斡旋」(24大学)、「ホームステイ受入れ家族の名簿の作成」(23大学)となっている。

設置者別にみると、私立大学で「授業料の減免の手続」(46大学中37大学)がトップの業務となっているのが特徴であるが、お金に関わる問題の解決が中心の業務であることには変わりない。さらに、規模別にみれば、奨学金の問題に加えて、大規模・中規模校で、「オリエンテーション」が3番目に中心的な業務に位置づいているのが特徴である。以下には、「その他」の業務内容の例を示しておく。

〈各大学での留学生の世話をする専門の部局の業務内容の例〉

- ・関西地方の私立大学 留学生数 37名
留学生と教職員、チーチャー、各委員の交流のため学長を囲む交歓会を開催
- ・中部地方のある私立大学 留学生数 85名
フィールド"トリップ"、ホストファミリーのリクルート・オリエンテーション、国際交流諸団体との連絡・調整
- ・関西地方のある国立大学 留学生数 550名
医療費補助、日本語補習、見学旅行、カウンセリング、アフターサービス
- ・東北地方のある国立大学 留学生数 14名
留学生受入れ・帰国(文部省との連絡調整)全般、厚生関係(日本国際教育協会)
- ・関東地方のある国立大学 留学生数 30名
(財)日本国際教育協会の医療費・宿舎費補助申請などの手続き
- ・関東地方のある私立大学 留学生数 635名
外国学生入学試験業務、在留手続業務、日本国際教育協会医療費補助業務等
- ・近畿地方のある国立大学 留学生数 50名
国際交流会館の管理運営
- ・中部地方のある私立大学 留学生数 18名
文部省・法務省等の手続、対外行事、留学生対象のレクリエーション行事など
- ・関東地方のある国立大学 留学生数 200名
外国人留学生に関するものすべて
- ・中部地方のある国立大学 留学生数 46名
留学生の修学指導
- ・関東地方のある私立大学 留学生数 85名
履修科目についての指導
- ・関西地方のある私立大学 留学生数 27名
留学生別科授業及び成績に関すること
- ・中部地方のある国立大学 留学生数 134名
留学生会の活動援助

上記の業務をまとめると、「入学手続き」「宿舎の業務」「学業問題(日本語の補習)」「厚生(医療)関係の業務」「見学旅行等学外研修」「カウンセリング」「学内(外)の留学生団体との世話や連絡」「文部省との連絡」「アフターサービス」となる。

(4) 留学生担当の専任教官・教員の定員の有無

以上では、留学生の世話をする事務機構について検討した。それでは、留学生担当の専任教官・教員に関してはどうであろうか。以下では、①定員の有無の状況及び将来の定員の確保や、②担当の専任教官・教員の現員数について検討するために次のように質問をした。

【質問 A 4 (B 2)】 貴大学(学部)には留学生担当の専任教官・教員の定員がありますか。

1 ある

- いくつありますか 留学生担当専任教員定員数 人
- 実際に何人いますか 留学生担当専任教員現員数 人

2 ない

- 近い将来つく見通しがありますか

1 ある

2 ない

3 その他 (具体的に書いて下さい。例、現在検討中等)

①定員の有無の状況及び将来の定員の確保について

表 2-1-7 は、111大学について留学生担当の専任教官・教員の定員の有無の状況を示したものである。

表 2-1-7 担当教官の有無 (A 0 4)

	全体		国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模	
ある	33	29.7	30	52.6	0	0.0	3	6.5	1	3.2	19	33.9	13	54.2
ない	68	61.3	24	42.1	8	100.0	36	78.3	29	93.5	31	55.4	8	33.3
その他	8	7.2	2	3.5	0	0.0	6	13.0	1	3.2	6	10.7	1	4.2
無回答	2	1.8	1	1.8	0	0.0	1	2.2	0	0.0	0	0.0	2	8.3
計	111	100.0	57	100.0	8	100.0	46	100.0	31	100.0	56	100.0	24	100.0

留学生担当の専任の教官・教員の定員があると回答した大学は、33大学 (29.7%)、また「ない」大学が68大学 (61.3%)、「その他」が8大学 (7.2%) である。設置者別にみると、国立大学では、52.6%が「ある」と回答している反面、公立・私立大学では、それぞれ、0.0%、6.5%しか「ある」と回答していない。さらに、規模別にみれば、「ある」と回答している大学は、小規模・中規模・大規模校別にそれぞれ、3.2%、33.9%、54.2%となり、留学生の規模が大きくなるほど留学生担当の専任教官・教員の定員が「ある」と回答している比率が上がっている。

さらに、「ない」と回答した68大学 (61.3%) のうち、将来、専任に教官・教員等を配置する計画があるかどうかを尋ねたところ、4大学 (5.9%) のみが「将来定員がつく見通しがある」と回答していた(表 2-1-8)。その4大学のうちわけは、国立大学2校、公立、私立大学各1校と

なっており、すべて、留学生数20～99名までの中規模大学であった。

表2-1-8 担当教官設置予定（A04-2）

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
ある	4 5.9	2 8.3	1 12.5	1 2.8	0 0.0	4 12.9	0 0.0
ない	45 66.2	16 66.7	5 62.5	24 66.7	25 86.2	14 45.2	6 75.0
無回答	19 27.9	6 25.0	2 25.0	11 30.6	4 13.8	13 41.9	2 25.0
計	68 100.0	24 100.0	8 100.0	36 100.0	29 100.0	31 100.0	8 100.0

表2-1-9は、427学部を対象として「留学生担当の専任教官・教員の定員の有無の状況」を尋ねた結果である。

表2-1-9 担当教官の定員の有無（B02）

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
ある	55 12.9	51 19.0	0 0.0	4 2.9	9 3.2	36 27.5	10 55.6
ない	338 79.2	205 76.2	21 95.5	112 82.4	249 89.6	83 63.4	6 33.3
その他	23 5.4	9 3.3	0 0.0	14 10.3	10 3.6	11 8.4	2 11.1
無回答	11 2.6	4 1.5	1 4.5	6 4.4	10 3.6	1 0.8	0 0.0
計	427 100.0	269 100.0	22 100.0	136 100.0	278 100.0	131 100.0	18 100.0

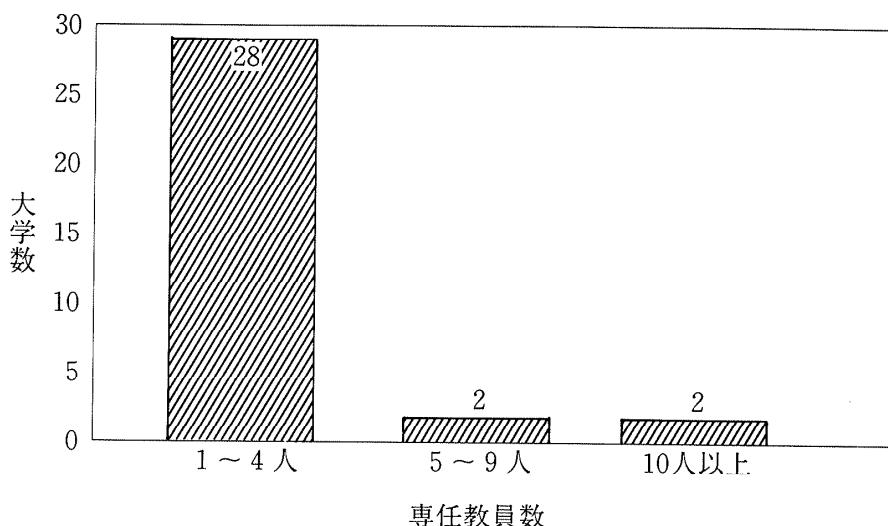
「ある」と回答した大学は、427学部中55学部（12.9%）のみである。大多数の338大学（79.2%）は「ない」と回答している。「その他」が23大学（5.4%）である。「ある」学部の比率は、大学全体の場合に比べてさらに低くなっている。設置者別にみると、国立・公立・私立大学の各学部ともその比率は低く、それぞれ19.0%、0.0%、2.9%となっている。さらに、規模別にみれば、「ある」と回答している学部は、小規模・中規模・大規模の別にそれぞれ、3.2%、27.5%、55.6%となる。大学の場合と同様に、留学生の規模が大きくなるほど留学生担当の専任教官・教員の定員が「ある」と回答している比率が上っている。

② 担当教員現員数

図2-1-3は、留学生担当専任教員現員数の分布である。

1～4人の専任教員を置いている大学は28大学、5～9人の専任教員を置いている大学は2大学、10人以上の専任教員を置いている大学は2大学、となっている。平均すると2.6名となり、最も多い場合、私立T U大学のように14名も置いている大学がある。また、留学生数が多い大学は、多くの専任教員がいるのであるが、国立Q S大学のように、423名の留学生がいながらわずか1名しか留学生担当の専任教官・教員の定員がないと答えている大学があるかと思えば、私立Q T大学のように、13名の留学生しかいないながら、2名も留学生担当の専任教官・教員の定員を配置している大学もある。

図 2-1-3 留学生担当専任教員数



以上、すでに留学生担当の専任教官・教員の定員があると回答した大学の特徴は、設置者別にみれば国立大学で、留学生の規模別にみれば100名以上の留学生を抱えた大規模大学である。将来定員がつく可能性があると回答した大学はほとんどないのが現状である。将来10万人の留学生を受入れることになれば、この面で十分な対応が必要になってこよう。これからの大きな課題である。

以上はアンケートに現れた結果であるが、全国すべての大学をカバーしていない数字なので十分な資料とはいがたい。とくに国立大学の場合は、留学生教育担当教官の配置については文部省に一定の方針・基準があり、それに沿って行われているので、文部省サイドの情報の方が正確である。それゆえ、ここで補足しておきたいと思う。

国立大学の場合、留学生教育に直接関与する教官としては、「専門教育」教官（講師）と「日本語・日本事情」担当教官（教授・助教授）の2種と、これに加えて、週2回程度留学生のカウンセリングに従事する非常勤の「カウンセラー」がある。専門教育教官は、留学生数21～40名に対し教官1名、41～80名につき2名、81～120名につき3名、121～160名につき4名、161名以上に対し5名が配置されることになっており、平成元年9月現在で全国50大学に138人が配置されている。また、日本語・日本事情の教官については、留学生20～100名につき教官1名、101～200名につき2名、201～300名につき3名、301名以上に対し4名という計算で配置されることになっており、現在60大学に81名の教官現員がある。カウンセラーは、留学生50名以上の大学に配置される仕組みで、現在23大学にそれぞれ1名のカウンセラーがいる。

(5) 留学生の諸問題について協議するための全学的な教員組織の有無

近年の留学生規模の急速な増加に伴って、各個別大学は、その増加する留学生に伴って生じる諸問題を解決するために全学的に取り組まなければならなくなっている。そこで、実際に留学生の諸問題について協議するための全学的な教員組織が設けられているものかどうかを調べるためにつきのような質問をした。

【質問 A 9 (B 1)】 貴大学には留学生の諸問題について協議するための全学的な教員の組織（教授会の下部組織）がありますか。複数にわたる場合は、そのすべてを書いて下さい。（例）留学生委員会、国際交流委員会、など。

- 1 ある → それはどんな名称の組織ですか。
- 2 名称：
ない
- 3 その他（具体的に書いて下さい。例、現在検討中等）

表2-1-10は、111大学での留学生の諸問題について協議するための全学的な教員の組織の有無の状況を示したものである。

表2-1-10 教員組織の有無（A 0 9）

	全体		国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模	
ある	82	73.9	53	93.0	5	62.5	24	50.0	17	54.8	43	76.8	22	91.7
ない	22	19.8	4	7.0	3	37.5	15	31.3	11	35.5	10	17.9	1	4.2
その他	6	5.4	0	0.0	0	0.0	8	16.7	2	6.5	3	5.4	1	4.2
無回答	1	0.9	0	0.0	0	0.0	1	2.1	1	3.2	0	0.0	0	0.0
計	111	100.0	57	100.0	8	100.0	48	100.0	31	100.0	56	100.0	24	100.0

82大学（73.9%）が「ある」と回答している。「ない」大学が22大学（19.8%）、「その他」が6大学（5.4%）である。「ある」大学について設置者別にみると、国立・公立・私立大学の順にその比率がさがっており、それぞれ93.0%、62.5%、50.0%となっている。さらに、規模別にみれば、大規模になるほど、「ある」と回答している大学は増えており、「ある」と回答している大学の比率は、小規模・中規模・大規模校別にそれぞれ、54.8%、76.8%、91.7%となっている。組織率は設置者別では国立大学が最も高く、また留学生数が多くなる程高くなっていることがわかる。

表2-1-11は、427学部を対象として「留学生の諸問題について協議するための全学的な教員の組織の有無」を尋ねた結果である。

表2-1-11 教官組織の有無（B 0 1）

	全体		国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模	
ある	210	49.2	133	49.4	11	50.0	66	48.5	116	41.7	79	60.3	15	83.3
ない	185	43.3	121	45.0	11	50.0	53	39.0	140	50.4	43	32.8	2	11.1
現在検討中	20	4.7	10	3.7	0	0.0	10	7.4	12	4.3	8	6.1	0	0.0
無回答	12	2.8	5	1.9	0	0.0	7	5.1	10	3.6	1	0.8	1	5.6
計	427	100.0	269	100.0	22	100.0	136	100.0	278	100.0	131	100.0	18	100.0

大学全体の場合とは異なって、「ある」と答えた比率は高く、427学部中210学部（49.2%）である。設置者別にみても約50%で一定している。しかし、規模別にみると、「ある」と答えているものは小規模・中規模・大規模学部別にそれぞれ、41.7%、60.3%、83.3%と、留学生数の規模が大きくなるほど留学生受入れ・教育に対応する教員の組織が「ある」学部の比率があがっている。

以上、全体的にみれば4分の3の大学がすでに全学的な教員の組織をもっていると回答しているが、設置者別にみれば、公立・私立大学や留学生数が19名以下の小規模校では全学的な教員の組織をもっていると回答している比率が低くなっている。今後さらに増加する留学生に対処するためには、それらの大学では早急に留学生の諸問題について協議するための全学的な教員の組織を設立することが緊要な課題であろう。個別学部でみると、留学生の諸問題について協議するための教官の組織を設置している比率が低くなっているのも気がかりな点である。

2. 留学生の入学許可

1988年5月1日現在で、わが国の大学に所属する留学生数（大学院も含む）は20,128名である⁽¹⁾。これは、全学生数の1.4%に相当している。このように留学生の比率が低い段階であれば、留学生の入学に関してはそれほどきめ細やかな対応がなくても組織的な問題はあまり生じないだろう。だが、留学生の学生数に占める比率がさらに上がってくれば、自国学生と同様に様々な規定を設ければならなくなるだろう。

本節では、留学生の入学許可に関して昭和62年度の段階で各大学がいかに対処しようとしているのかを、(1)留学生の受け入れの定員、(2)入学選考の手続き・方法に関する理念、(3)入学許可（選考）の具体的な方法、の観点から検討する。

（1）留学生の受け入れ定員

まず、各大学では留学生の受け入れ定員をどのようにしているのかを知るために次のような質問をした。

【質問A 6】貴大学では、留学生の受け入れ数に枠（定員）をもうけていますか。なお、学部・大学院で定員枠の設け方に違いがある場合は、「その他」の欄に具体的に記入して下さい。

- 1 自国学生の定員の枠内で受け入れている。
- 2 自国学生の定員とは別枠で受け入れており、留学生の定員は別にもうけていない。
- 3 自国学生の定員とは別枠で受け入れ、留学生の定員をもうけている。
- 4 その他（具体的に書いて下さい）

表2-2-1は、留学生の受け入れ定員をどのようにしているかを尋ねた結果である。

111大学中79大学（71.2%）が「自国学生の定員とは別枠で受け入れており、留学生の定員は別に設けていない」と回答している。続いて、19大学（17.1%）が「自国学生の定員の枠内で受け入れている」と回答しており、この2つの回答で全体の88.3%（98校）を占めている。

表2-2-1 受入枠の有無（A06）

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
自国学生の定員枠内	19 17.1	1 1.8	1 12.5	17 37.0	4 12.9	11 19.6	4 16.7
別枠だが定員無し	79 71.2	50 87.7	7 87.5	22 47.8	23 74.2	40 71.4	16 66.7
別枠で定員あり	5 4.5	2 3.5	0 0.0	3 6.5	1 3.2	2 3.6	2 8.3
その他の	6 5.4	3 5.3	0 0.0	3 6.5	3 9.7	2 3.6	1 4.2
無回答	2 1.8	1 1.8	0 0.0	1 2.2	0 0.0	1 1.8	1 4.2
計	111 100.0	57 100.0	8 100.0	46 100.0	31 100.0	56 100.0	24 100.0

設置別にみると、国立、公立大学では、全体の傾向と似ているが、私立大学では、46大学中17大学（37.0%）が「自国学生の定員の枠内で受け入れている」と回答しており、全体平均（17.1%）よりもかなり高い比率を示している。その反面、「自国学生の定員とは別枠で、かつ定員を設けていない」と回答している私立大学は、22大学（47.8%）と、逆に平均（71.2%）に比べてかなり低くなっている。また、規模別にみると、どの規模の大学でも全体の傾向に似ており、規模別の数はそれほど大きくはないといえる。

以上、全体的にみれば「自国学生の定員とは別枠で受け入れており、留学生の定員は別に設けていない」という大学が大半（71.2%）であるが、私立大学に関しては、「自国学生の定員の枠内で受け入れている」という大学の比率が国立・公立大学に比べて高くなっている。教育条件の悪化を防ぐために学生定員内で留学生を受け入れようとしている私立大学の苦労がしのばれる。

以下では、「その他」と回答した6大学の具体的な例を示しておこう。

- ・関東地方の国立大学 留学生数 68名
学部国費留学生は別枠、大学院は自国学生定員の枠内
- ・四国地方の国立大学 留学生数 19名
正規課程入学者は入学定員内で受け入れ
- ・関東地方の私立大学 留学生数 13名
私費留学生は自国学生の枠内で受け入れ、留学生定員は学部で12名以内
- ・関東地方の私立大学 留学生数 59名
別科日本語研修課程は定員60名全員、日本語学科は定員50名の約半分程度
- ・関東地方の私立大学 留学生数 358名
国際センター日本語科専科生は自国学生の定員とは別枠で受け入れ、留学生の定員をもうけているが、非正規生（研究生、聴講生等）には定員なし
- ・関東地方の私立大学 留学生数 12名
定員の枠内で1%を目標、国際学部は留学生・帰国子女定員の15%を受入れ
- ・九州地方の私立大学 留学生数 27名
留学生別科で受け入れ、これは学部とは全く別の組織である

(2) 留学生の入学選考の手続き・方法

続いて、留学生の入学許可（選考）はどのような手続き・方法でなされているかを知るために次のように質問をした。

【質問 A 7】貴大学では、留学生の入学許可（選考）はどのような手続き・方法でなさっていますか。なお、学部・大学院、あるいは専攻分野で選考方法に違いがある場合は、「その他」の欄に具体的に記入して下さい。

- 1 自国学生の場合と同じ方法で選考を行なっている。
- 2 留学生だけ独自の方法で選考を行なっている。
- 3 その他（具体的に書いて下さい）

表2-2-2は、その結果である。

表2-2-2 選考手続き（A 07）

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
自国学生と同じ	12 10.8	8 14.0	0 0.0	4 8.7	1 3.2	10 17.9	1 4.2
留学生独自の方法	63 56.8	24 42.1	7 87.5	32 69.6	25 80.6	26 46.4	12 50.0
その他の	29 26.1	21 36.8	1 12.5	7 15.2	5 16.1	15 26.8	9 37.5
無回答	7 6.3	4 7.0	0 0.0	3 6.5	0 0.0	5 8.9	2 8.3
計	111 100.0	57 100.0	8 100.0	46 100.0	31 100.0	56 100.0	24 100.0

まず全体的にみると、「留学生だけの独自の方法で選考を行なっている」と回答した大学が最も多く、111大学中63大学（56.8%）がそうである。続いて、12大学（10.8%）が「自国学生の場合と同じ方法で選考を行なっている」と回答している。

これを設置者別にみると、公立大学や私立大学で、「留学生だけの独自の方法で選考を行なっている」と回答している大学の割合が高くなっているのが特徴である（それぞれ、87.5%、69.6%となっている）。「独自の方法」をとる国立大学は24大学（42.1%）である。これに対し、「同じ方法」をとる率は、公立大学（0.0%）、私立大学（8.7%）では非常に低い。国立大学は、公立・私立大学に比べ、「自国学生と同じ方法」をとる率が絶対的に高いといえる。さらに、規模別にみると、「独自の方法」をとっているのは、小規模大学80.6%、中規模大学46.4%、大規模大学50.0%であり、小規模校でその比率が最も高くなっている。

以上を要約すれば、「留学生だけの独自の方法で選考を行なっている」と回答した大学が相対的に多く、設置者別にみれば公立・私立大学で、規模別にみれば小規模大学でその傾向が高いといえるようである。

なお、この問い合わせ、「その他」の方法をとっていると回答した大学が29大学あった。その内容は学部によって異なるなど多様である。これらのすべてを記すことは煩雑となるので、ここではそのうちのいくつかの例を掲げるにとどめる。さらに、留学生選考方法の詳細は、別途に刊行する『全国大学留学生受入れと教育に関する調査報告書 資料編』を参照していただきたい。

〈留学生の入学許可（選考）のその他の手続き・方法の例〉

・関東地方のある国立大学 留学生数 25名

学部は留学生独自の方法、大学院は自国学生と同じ方法で選考

- ・関東地方のある国立大学 留学生数 1097名
学部は留学生独自の方法（自国学生と同じ方法も可）、大学院は研究科ごとに異なる
- ・関東地方のある国立大学 留学生数 200名
日本語学科は留学生独自の方法、大学院日本語専攻の外国人には日本語の試験あり
- ・関西地方のある国立大学 留学生数 550名
各学部ごとに取り扱いは異なる
- ・関西地方のある国立大学 留学生数 390名
国費・政府留学生は書類選考、私費学部生は留学生独自の方法、大学院の正規留学生は自国学生と同じ方法で選考
- ・九州地方のある国立大学 留学生数 10名
原則は自国学生と同じ方法で選考、教授会・研究科委員会が認めたら留学生独自の方法、交流規定がある場合は無試験
- ・東海地方のある私立大学 留学生数 302名
別科は書類選考、特別課程は協定に基づく、学部は別科修了者推薦入試と一般入試

(3) 留学生の入学許可（選考）の具体的な方法

それでは、入学選考は具体的にはどのような方法で行われているのであろうか。それを知るために次のような質問をおこなった。

【質問A 8】貴大学における留学生の入学許可（選考）の具体的な方法について述べて下さい。なお、学部・大学院、あるいは専攻分野で選考方法に違いがある場合は、「その他」の欄に具体的に記入して下さい。

- 1 学力試験（筆記試験）
- 2 書類選考
- 3 面接試験
- 4 大学独自の日本語能力試験
- 5 その他（具体的に書いて下さい。）

表2-2-3は、留学生の入学許可（選考）の具体的な方法に関する尋ねた結果である。

代表的な選考方法には、「面接試験」「学力試験（筆記試験）」「書類選考」の3つの方法があり、面接試験は111大学中69大学（25.8%）で、学力試験は66大学（24.7%）で、また、書類選考は51大学（19.1%）で課されている。「大学の独自の日本語能力試験」を課す大学が27大学（10.1%）である。

設置者別でみると、国立、公立、私立大学のどこにおいても「面接試験」と「学力試験（筆記試験）」が選考方法の中心となっている。面接試験に関しては、国立、公立、私立で、それぞれ29大学（23.6%）、7大学（41.2%）、33大学（26.0%）が採用しており、学力試験に関しては、国立、公立、私立で、それぞれ31大学（25.2%）、7大学（41.2%）、28大学（22.0%）が採用していた。

表2-2-3 選考方法(ア08)

		全体		国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模	
学力試験		66	24.7	31	25.2	7	41.2	28	22.0	18	24.0	32	26.0	16	23.2
書類選考		51	19.1	25	20.3	1	5.9	25	19.7	17	22.7	21	17.1	13	18.8
面接試験		69	25.8	29	23.6	7	41.2	33	26.0	22	29.3	31	25.2	16	23.2
大学独自の日本語試験		27	10.1	7	5.7	0	0.0	20	15.7	6	8.0	9	7.3	12	17.4
その他の		47	17.6	26	21.1	2	11.8	19	15.0	11	14.7	25	20.3	11	15.9
無回答		7	2.6	5	4.1	0	0.0	2	1.6	1	1.3	5	4.1	1	1.4
計 (複数回答)		267	100.0	123	100.0	17	100.0	127	100.0	75	100.0	123	100.0	69	100.0

書類選考に関しては、公立大学で採用する大学が少ない（1大学のみ）。また、大学独自の日本語試験に関しては、私立大学で採用する割合が高い（20大学（15.7%）で採用）。さらに、規模別にみると、小規模、中規模、大規模大学のどこにおいても、「面接試験」と「学力試験（筆記試験）」が選考方法の中心となっている。面接試験に関しては、小、中、大規模大学で、それぞれ22大学（29.3%）、31大学（25.2%）、16大学（23.2%）が採用しており、学力試験に関しては、小、中、大規模大学で、それぞれ18大学（24.0%）、32大学（26.0%）、16大学（23.2%）が採用していた。大学独自の日本語試験に関しては、大規模大学で採用する割合が高い（12大学（17.4%）で採用）。

続いて、「その他」と回答した47大学に関して、以下に、質問項目以外の入学許可（選考）の具体的な方法の例を示しておこう。

〈留学生の入学許可（選考）の例〉

- ・東北地方のある国立大学 留学生数 390名
学部：国費・政府派遣留学生に関しては書類選考、私費留学生は特別入試
大学院：特別選考
- ・関東地方のある国立大学 留学生数 46名
学部：共通一次・二次・健診、大学院：「学力試験（筆記試験）」「面接試験」
専攻生：「書類選考」「面接試験」
- ・関東地方のある芸術系国立大学 留学生数 68名
実技試験
- ・北陸地方のある医歯薬系国立大学 留学生数 37名
学部：二次学力検査、日本語能力・学力意欲をみる面接
- ・関東地方のある私立大学 留学生数 23名
日本国際教育協会・国際交流基金主催の日本語能力試験
- ・関東地方の私立大学 留学生数 655名
基本的には「書類選考」「面接試験」、ほとんどの学部で英語試験、
必要なら「学力試験（筆記試験）」
- ・中部地方のある私立大学 留学生数 18名
日本語小論文（90分800字以内）、面接（30分）

以上のように、国費留学生と私費留学生で選考方法が違っているとか、学部段階と大学院大学で選考方法が違っているという特徴が見受けられるとともに、学部レベルで、「共通一次・二次試験」

を課しているとか、「日本語能力・学習意欲を見る面接」「学外の日本語能力試験」「英語試験」「日本語小論文」などのようにそれぞれ多様な工夫が見受けられる。専攻分野によっては当然のことであるが、実技試験を課す大学もある。

3. 留学生への福利厚生並びに各種支援体制

本節では、留学生への福利厚生並びに各種支援体制について、(1)留学生の相談窓口、(2)寮の有無、(3)民間奨学金の斡旋、(4)授業料の減免の制度、(5)生活費補助のための特別の措置、(6)一般学生による留学生支援のためのボランティア組織、(7)留学生自身の組織、の7つの観点から検討する。

(1) 留学生の相談窓口

留学生の生活を保障するということは、留学の本来の目的である学業を支えるために不可欠な条件である。留学生の中には、対人関係（交友）、精神衛生（健康）、経済（アルバイト）等の問題で帰国を余儀なくされるという問題も生じている。そこで、以下では留学生の相談窓口の有無やそこではどのような内容の相談に応じているか、を調べた。

【質問A10】貴大学には、留学生が学業・生活の諸問題について気軽に相談に行けるような場所・窓口（例、留学生相談室）がありますか。

1 ある → それは、どんな名称の組織で、おもにどんな相談に応じますか。

名称：

相談に応じる内容：

2 ない

3 その他（具体的に書いて下さい：例、現在検討中である）

①相談窓口の有無

表2-3-1は、留学生が学業・生活の諸問題について気軽に相談に行けるような場所・窓口（例、留学生相談室）の有無に関して尋ねた結果である。

表2-3-1 相談室の有無（A10）

	全体		国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模	
ある	53	47.7	26	45.6	0	0.0	27	58.7	11	35.5	26	46.4	16	66.7
ない	35	31.5	22	38.6	5	62.5	8	17.4	13	41.9	18	32.1	4	16.7
その他	22	19.8	8	14.0	3	37.5	11	23.9	7	22.6	12	21.4	3	12.5
無回答	1	0.9	1	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.2
計	111	100.0	57	100.0	8	100.0	46	100.0	31	100.0	56	100.0	24	100.0

留学生相談所が「ある」と回答した大学は、111大学中53大学（47.7%）、「ない」大学が35大学

(31.5%)、「その他」が22大学(19.8%)である。設置者別にみれば、国立・私立大学では、それぞれ45.6%、58.7%の大学が「ある」と回答しており、ほぼ平均に近い値を示しているけれども、公立大学では、1校も「ある」と回答していない。規模別にみると、大規模になるほど、「ある」と答えている大学は増えており、「ある」と答えている大学の比率は、小規模・中規模・大規模校別にそれぞれ、35.5%、46.4%、66.7%となっている。

以上、留学生が学業・生活の諸問題について気軽に相談に行けるような場所や窓口は設置者別にみれば私立大学で、規模別でみれば大規模大学で相対的に多く設置されているということが明らかとなった。さらに、「その他」と回答した22大学中の18大学では、自国学生と同様に、学務(教務)課や学生係等で相談にのったり、指導教官を置いているなど、なんらかの形で相談にのるよう工夫していることがわかった。

② 相談内容

では、「ある」と回答した53大学は、いかなる内容の相談に応じているのだろうか。以下に、その具体例を示す。

〈相談窓口での相談内容の例〉(注) 数字は留学生数を示す。

・関東地方の国立大学	1097	生活、手続き全般のアドバイス
・関東地方の国立大学	200	すべて
・関東地方の国立大学	405	修学その他日常生活に関するこ
・中部地方の国立大学	41	学業進路、対人関係、家庭、精神衛生等
・中部地方の国立大学	375	学業、生活、健康、精神、宿舎、家庭、国際親善交流
・関西地方の国立大学	250	精神的な悩み(留学生カウンセラ—)
・関東地方の私立大学	85	履修科目のアドバイス、生活相談
・関東地方の私立大学	655	修学・交友・経済・性格等
・関東地方の私立大学	239	学業及び日常生活一般
・関東地方の私立大学	64	日本語能力向上、進学、経済等の諸問題

以上、ほとんどの大学で、日常生活、学業生活の全般について相談に乗っていると回答している。日常生活について相談にのっていると答えたのは36大学、学業生活については24大学であった。例えば、日常生活に関する相談の例として、対人関係(交友)(2大学)、精神衛生(健康)(5大学)、経済(アルバイト)(1大学)等が示されており、学業生活に関しては、進路指導(4大学)、履修科目のアドバイス(3大学)、日本語能力(1大学)、学費・奨学金(2大学)等が示されていた。

以上要するに、調査対象の半数近い大学では何らかの形の相談窓口があるが、35大学(31.5%)ではそうした機関が設けられていないわけであり、個々の教員の個人的な指導や既存の学生課の職員の指導に依存しているケースも相当多いと推定される。留学生が増えるに従って早急な対応が迫られてこよう。

(2) 寮の有無

上記の相談内容にも示されているように、宿舎は大変重要な留学生問題の1つである。例えば、家主に下宿を拒まれる留学生が少なくない。そのための解決策の1つが各大学独自で留学生用の寮(寄宿舎)を確保することである。

そこで、日本の各大学での寮の有無について調べるために次のような質問をした。

【質問 A11】 貴大学には、留学生のための寮（寄宿舎）がありますか。（複数の寮・種類がある場合は、その他の欄に「専用・共用の別」「収容能力」などをご記入下さい。）

1 ある → それは留学生専用ですか、それとも自国学生と共にですか。

1 留学生専用

2 自国学生と共に

3 その他（具体的に書いて下さい。例、他大学の留学生との共用等）

→ その寮（寄宿舎）の収容能力はどれくらいですか。

約 名収容

2 ない

3 その他（具体的に書いて下さい。例、現在計画中等）

① 寮（寄宿舎）の有無

表2-3-2は、留学生のための寮（寄宿舎）の有無について尋ねた結果である。

表2-3-2 寮の有無（A11）

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
ある	49 44.1	32 56.1	2 25.0	15 32.6	9 29.0	24 42.9	16 66.7
ない	44 39.6	13 22.8	6 75.0	25 54.3	19 61.3	20 35.7	4 16.7
その他	17 15.3	11 19.3	0 0.0	6 13.0	3 9.7	12 21.4	3 12.5
無回答	1 0.9	1 1.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.2
計	111 100.0	57 100.0	8 100.0	46 100.0	31 100.0	56 100.0	24 100.0

111大学中49大学（44.1%）は、何らかの形の宿舎が「ある」と回答している。ほぼ同数の44大学が「ない」と回答している。しかし、「その他」を選択した17大学中11大学（15.3%）は、「計画中」と回答しており、今後は、留学生のための寮が増加していく傾向が予想される。

設置者別にみると、国立大学では、56.1%に当る32大学が「ある」と回答しているのに比べて、公立・私立大学では、その割合はそれぞれ25.0%、32.6%と低率である。特に、公立大学の宿舎では、8大学中6大学（75.0%）が「ない」と回答しているのが特徴である。さらに、規模別にみると、大規模になるほど、「ある」と答えている学校は増えている。「ある」と答えている大学の比率は、小規模・中規模・大規模校それぞれ、29.0%、42.9%、66.7%となっている。

以上の結果から、留学生のための寮（寄宿舎）が比較的整っている大学は、設置者でいえば国立大学、規模でいえば大規模大学ということになる。

② 寮（寄宿舎）の内容

では、大学生のための宿舎や寮が「ある」と回答している49大学の宿舎の内容はどうであろうか。

それらは留学生専用のものなのであろうか、また、どの程度の収容能力をもった寮なのであろうか。

表 2-3-3 留学生寮の種類 (A11-1)

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
留学生専用	22 37.9	17 43.6	2 100.0	3 18.8	3 33.3	11 32.4	6 50.0
自国学生と共に用	19 32.8	6 15.4	0 0.0	12 75.0	6 66.7	12 35.3	0 0.0
その他の	14 24.1	13 33.3	0 0.0	1 6.3	0 0.0	9 26.5	5 41.7
無回答	3 5.2	3 7.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 5.9	1 8.3
計(複数回答)	58 100.0	39 100.0	2 100.0	16 100.0	9 100.0	34 100.0	12 100.0

これらの宿舎が、「留学生専用」と回答した大学は、58大学中22大学 (37.9%) で、「自國学生と共に用」と回答した大学は、58大学中19大学 (32.8%) であった(表 2-3-3)。専用と共に用がほぼ相半ばしている。また、「その他」と回答した14大学 (24.1%) の記述内容を調べてみると、外国人研究者と共に用の宿舎(4大学)、民間会社の社員寮(1大学)、他の大学の留学生と共に用の宿舎(1大学)、中国人留学生のみの専用寮(1大学)などとなっている。

(3) 民間奨学金の斡旋

留学生にとって最大の問題は、円高に起因する経済的困難である。それに対処するために、留学生は語学を教えたり、その他のアルバイトでお金を稼いでいる。その結果、学習時間を削られ、本来の目的(学位の取得)を果たせない留学生が多いといわれる。

組織的に留学生にたいして経済的援助(例、留学生基金の開設等)を行い始めた大学もでてきたが、限られた援助しか期待出来ない。そこで、奨学金の在り方がクローズアップされてきた。特に民間奨学金について、各大学がどのように扱っているのかを調べるために次のような質問をした。

【質問 A18】貴大学では、留学生のために、民間の奨学金の斡旋をなさっていますか。

- 1 している
- 2 していない
- 3 その他(具体的に書いて下さい)

表 2-3-4 は、留学生のために、民間の奨学金の斡旋をしているか否かを尋ねた結果である。

表 2-3-4 民間奨学金の斡旋 (A18)

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
している	94 84.7	51 89.5	8 100.0	35 76.1	22 71.0	50 89.3	22 91.7
していない	14 12.6	3 5.3	0 0.0	11 23.9	9 29.0	5 8.9	0 0.0
その他	2 1.8	2 3.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.8	1 4.2
無回答	1 0.9	1 1.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 4.2
計	111 100.0	57 100.0	8 100.0	46 100.0	31 100.0	56 100.0	24 100.0

111大学のうちのほとんどの大学（94校）が、「斡旋している」と回答している「していない」大学は14大学（12.6%）である。設置別にみても、この傾向はかわらない。特に、公立大学では、8大学全部が「斡旋している」と回答している。さらに、規模別にみると、規模が大きくなるほど、「斡旋している」と回答している大学比率は増えており、小規模・中規模・大規模校それぞれ、71.0%、89.3%、91.7%となっている。

（4）授業料の減免の制度

続いて、学内組織で実行可能なもう1つの経済的援助である授業料減免の制度の有無について調べるために次のように質問をおこなった。

【質問A19】貴大学には留学生に対する授業料減免の制度がありますか。

- 1 ある
- 2 ない
- 3 その他（具体的に書いて下さい。）

表2-3-5は、留学生に対する授業料の減免の制度の有無に関する結果である。

111大学中63大学（56.8%）が、「ある」と回答している。「ない」大学が25大学（22.5%）である。さらに、「その他」と回答した20大学のうち11大学は、自国学生と同様の基準で授業料の免除をおこなっており、その中の4大学は国際教育協会の通知に従って私費留学生に対して授業料免除をおこなっている、と回答している。

表2-3-5 授業料減免制度（A19）

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模							
ある	63	56.8	41	71.9	4	50.0	18	39.1	19	61.3	30	53.6	14	58.3
ない	25	22.5	3	5.3	3	37.5	19	40.4	7	22.6	13	23.2	5	20.8
その他	20	18.0	12	21.1	1	12.5	7	14.9	4	12.9	12	21.4	4	16.7
無回答	3	2.7	1	1.8	0	0.0	2	4.3	1	3.2	1	1.8	1	4.2
計	111	100.0	57	100.0	8	100.0	46	98.7	31	100.0	56	100.0	24	100.0

設置者別にみると、国立大学の5.3%のみが授業料の減免制度を「適用していない」と回答しているのに比べて、公立・私立大学の「ない」とする回答の率は相対的に高く、それぞれ37.5%、40.4%が「ない」と回答しているのが特筆される。規模別では、授業料の減免制度の有無に特徴は見られなかった。

以上(3)、(4)の結果から、国立大学においては、経済的援助の体制が整備されつつあることがうかがえるが、公立大学や私立大学ではこれからの課題であることが明らかとなった。今後はとくに、学内における経済的援助体制の確立が重要な課題となってくるだろう。

（5）生活費補助のための特別の措置

以上、民間奨学金の斡旋や授業料減免制度の有無に関して考察してきた。以下では、その他に、

いかなる留学生の生活補助を行っているのかを調べるために、次のような質問を行った。

【質問 A20】貴大学では、留学生の生活費補助のために、民間団体の奨学金の斡旋や授業料の減免などの他に、何か特別な措置を講じておられますか。何か方針をお持ちでしたら、お書き下さい。

1 講じている

→ 具体的にはどんなことですか。簡単に述べて下さい。

2 講じていない

3 現在はないが将来は考慮するつもりである。

→ 具体的にはどんなことですか。簡単に述べて下さい。

表2-3-6は、留学生の生活費補助のために、民間団体の奨学金の斡旋や授業料の減免などの他に、何か特別の措置を講じているかを尋ねた結果である。

表2-3-6 生活補助措置（A20）

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
講じている	22 19.8	11 19.3	0 0.0	11 23.9	2 6.5	12 21.4	8 33.3
講じていない	70 63.1	36 63.2	5 62.5	29 63.0	22 71.0	38 67.9	10 41.7
将来考慮する	17 15.3	9 15.8	2 25.0	6 13.0	7 22.6	5 8.9	5 20.8
無回答	2 1.8	1 1.8	1 12.5	0 0.0	0 0.0	1 1.8	1 4.2
計	111 100.0	57 100.0	8 100.0	46 100.0	31 100.0	56 100.0	24 100.0

111大学中22大学（19.8%）のみ「講じている」と回答していた。また、70大学（63.1%）が「講じていない」と答え、17大学が「将来考慮する」と答えていた。全体として「講じている」大学の比率は低い。

設置者別にみると、「講じている」と答えた国立・公立・私立大学の比率はそれぞれ、19.3%、0.0%、23.9%で、私立大学が最も高い比率を示している。しかし、規模別には、大規模になるほど、「講じている」と答えている大学は増えており、「講じている」と回答している大学の比率は、小規模・中規模・大規模校それぞれ、6.5%、21.4%、33.3%となっている。

では、少ないながらも「講じている」と答えた22大学ではいかなる内容の「生活費補助のための特別の措置」が行われているのであろうか。以下にその具体例を示してみる。

〈生活費補助のための特別措置の例〉 （注）数字は留学生数を示す。

- ・関東地方の国立大学 71 必要に応じ「学習奨励金」を出す
- ・中部地方の国立大学 46 日常生活用品の貸与
- ・関西地方の国立大学 56 当大学国際交流奨励基金
- ・九州地方の国立大学 76 外国人留学生後援会の設立

・九州地方の国立大学	29	地元企業「留学生友の会」
・関東地方の私立大学	141	留学生用学内奨学金
・九州地方の私立大学	27	学内同窓会奨学金を優先的に支給する

また、「将来は考慮する」と答えた17大学ではいかなる内容の「生活費補助のための特別の措置」を考えているのであろうか。参考までに、以下にその具体例を示しておく。

〈将来行なおうとしている生活費補助のための特別措置の例〉（注）数字は留学生数を示す。

・国立 C B 大学	245	民間企業から寄付を受ける
・国立 N G 大学	41	国際交流基金の募金活動
・国立 T Y 大学	13	国立 T Y 大学国際交流事業基金
・国立 T S 大学	37	国際交流基金募集中、利息の運用
・国立 S S 大学	95	学部単位での基金設置
・国立 H M 大学	13	下宿の斡旋
・国立 O S 大学	390	留学生援助基金等の設置
・国立 K B 大学	250	留学生後援会（仮称）の設立
・公立 Q D 大学	14	大学の空職員住宅を留学生に貸与
・私立 G S 大学	22	私費留学生に年10万円の奨学金
・私立 H Y 大学	11	寮の入寮枠の拡大、学内奨学金
・私立 M D 大学	239	奨学金制度の設置を考えている
・私立 M G 大学	12	校内でできるワークショップ

(6) 一般学生による留学生支援のためのボランティア組織

(1)～(5)では制度化された具体的な活動に関してその有無や内容について論及してきた。一方、留学生を支援する非制度的な活動として、一般邦人学生によるボランティアの支援活動が時折新聞等で報道されることがある。そこで、こうした組織がどの程度存在するかを調べてみることにした。そのために次のように質問をした。

【質問 A21】貴大学には、一般学生による留学生支援のためのボランティア組織（留学生の学業や生活を支援する自主的団体）がありますか。

- 1 ある
→ 名称を書いて下さい。
- 2 ない

表2-3-7は、一般学生による留学生支援のためのボランティア組織の有無について尋ねた結果である。

この表で、「ある」と答えた大学は111大学中10大学（9.0%）、「ない」と回答した大学が100大学（90.1%）である。ほとんどの大学で留学生支援のためのボランティア組織はないのが実情である。設置者別にみてもこの傾向には変化がなく、「ある」と回答した大学は国立・公立・私立大学それぞれで、8.8%、0.0%、10.9%となっている。しかし、規模別には、絶対数は少ないながらも、

表2-3-7 一般学生ボランティア組織（A21）

	全体		国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模	
ある	10	9.0	5	8.8	0	0.0	5	10.9	0	0.0	5	8.9	5	20.8
ない	100	90.1	51	89.5	8	100.0	41	89.1	31	100.0	51	91.1	18	75.0
無回答	1	0.9	1	1.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.2
計	111	100.0	57	100.0	8	100.0	46	100.0	31	100.0	56	100.0	24	100.0

大規模になるほど、「ある」と答えている大学は増えており、「ある」と答えた大学は、小規模・中規模・大規模校それぞれ、0.0%、8.9%、20.8%となっている。

(7) 留学生自身の組織

留学生にとっては、自分たち自身がつくる組織は、日本での生活と教育への適応を円滑にする上で有用な手段となると考えられる。これは単なる親睦団体から相互援助的な目的まで様々な性格・機能があると思われるが、これまでのアメリカ、その他の留学生受入れ先進地域の諸研究をみると共通するのは、こうした組織が留学生が共通に必要とする情報の交換ネットワークを形成することである。それゆえ、留学生自身による組織の有無を確かめるために次のように質問をした。

【質問22】貴大学には、留学生自身による組織（例、「○○大学△△人留学生会」等）がありますか。

- 1 ある
→ 名称を書いて下さい。
- 2 ない

表2-3-8は、留学生自身による組織の有無を尋ねた結果である。

表2-3-8 留学生自身の組織（A22）

	全体		国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模	
ある	42	37.8	18	31.6	4	50.0	20	43.5	4	12.9	21	37.5	17	70.8
ない	67	60.4	37	64.9	4	50.0	26	56.5	27	87.1	34	60.7	6	25.0
無回答	2	1.8	2	3.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.8	1	4.2
計	111	100.0	57	100.0	8	100.0	46	100.0	31	100.0	56	100.0	24	100.0

「ある」と答えた大学は111大学中42大学（37.8%）、「ない」が67大学（60.4%）で留学生組織の存在しない大学の方が高い。設置者別にみると国立大学（31.6%）に比べて、公立大学、私立大学で組織が設置されている率が高くなっている（それぞれ50.0%、43.5%）。さらに、規模別には、大規模になるほど、「ある」と回答している大学は増えており、「ある」と回答している大学の比率は、小規模・中規模・大規模校それぞれ、12.9%、37.5%、70.8%となっている。

以上(6)、(7)の結果から、留学生以外の支援組織はどのレベルにおいても整備が遅れているが、経済的援助の体制の遅れている公立大学、私立大学においては、それを補うべく留学生自身が組織を作り、諸問題を乗り越えようと努力しているかのようである。

4. 受入れ体制の問題点

以上、我々が行なった質問調査から、留学生の受入れ体制に関する項目を分析した。さらに、我々は質問用紙の最後の頁に次のような質問をして、学生受け入れ・教育に関して自由回答をお願いした。

【質問 A 28】その他留学生受け入れ・教育についてお気づきの点や政府への要望などございましたら、自由にお書き下さい。

本節では、その自由回答の中から留学生の受入れ体制について触れている回答のみを提示することを通して、各個別大学が抱えている問題点を指摘してみよう。

以下では、(1)留学生担当職員の定員増、(2)留学生に対する経済的援助措置の整備・拡充、(3)宿舎等物的施設の整備・拡充、(4)留学生を担当する窓口や組織の整備・拡充、(5)留学生受入れに関する予算措置の拡充、の5つの観点からまとめたものを示す。

(1) 留学生担当職員の定員増

- ・関西地方の国立大学（留学生数250名）：留学生担当職員が不足しており専任教職員の拡充が望まれている。
- ・中国地方の国立大学（留学生数 14名）：特に、日本語教育にかかる留学生指導者・カウンセラーの確保が望まれている。
- ・関西地方の公立大学（留学生数 71名）：専任教職員の確保について→①国立大学では留学生40名に対し1名の教職員増を実施しつつある。本学においても、留学生教育には日本人学生以上の教育的負担のかかるに鑑み相当数の教員定数増を図るべきである。②留学生の増大に対処すべく多くの大学では、留学生課ないしは国際交流課を設置し、留学生問題に対処している。本学でも教務部に留学生担当の課長代理が設けられたというものの、留学生担当の事務体制は充実しているとはいがたい。しかも、留学生が増加し、かつ、チャーター制度を前述のように整備していくとすれば、留学生に対するカウンセリング・システムの確立の要請がますます強まることは間違いない。そこで留学生担当のスタッフを充実させるとともに、学術交流事務をも所管する独立の課の設置を検討すべきであろう。

(2) 留学生に対する経済的援助措置の整備拡充

- ・関東地方の国立大学（留学生数 30名）：政府に対し授業料減免、奨学金などの措置に関し日本人学生と別個の基準を設けて欲しい。
- ・中部地方の国立大学（留学生数 41名）：留学生の生活に対する国の援助が必要。
- ・中部地方の国立大学（留学生数 38名）：授業料免除、滞在費に対する援助などの措置。

- ・関西地方の公立大学（留学生数 71名）：奨学金制度の新設、授業料減免の拡充について→①国費留学生については現在、欧米諸国と遜色のない金銭的給付（17万6千5百円とその他給付）が支給されている。私費留学生の多い本学でも、円高で破綻に追い込まれている留学生の生活を援助するためばかりではなく、優秀な留学生を確保するためにも、留学生に対する金銭的給付を充実させていく必要がある。②まず、文部省に対して本学推薦の国費留学生の増員を認めるように、積極的に働きかけていかなければなるまい。③さらに、大阪市あるいは本学として独自に、広く民間の協力をえて奨学基金を募って財団法人を設立し、留学生に対する育英奨学金制度を充実させていくべきであろう。④文部省は各大学に対して、留学生の授業料減免措置をとるよう指導を行なっている。本学も昭和61年度後期より授業料の半額免除を開始したが、今後とも減免枠を拡大すべき努力を重ねていかなければならない。
- ・関東地方の私立大学（留学生数 59名）：昭和63年度新設の日本語学科定員50名の内半数は留学生を受け入れるので、4年後には別科60名と併せて160名を受け入れる。円高で留学生の生活が苦しくなっている折、留学生への奨学金や補助を増額する必要がある。
- ・関東地方の私立大学（留学生数 64名）：円高にともなう私費留学生授業料減免の政府補助を私学に対する私費留学生補助金として制度化されたし。
- ・関東地方の私立大学（留学生数 302名）：政府・地方自治体奨学金制度の確立
- ・関東地方の私立大学（留学生数 239名）：私立大学の留学生に対しても国費による補助が人数的に増加することを期待。
- ・関東地方の私立大学（留学生数 635名）：経済条件の整備改善
- ・関東地方の国立大学（留学生数 245名）：私費外国人留学生の円高に対する手当は緊急を要す。例えば授業料免除、奨学金等の留学生枠を早急に設置することが望ましい。本大学では現在国際交流基金の募集を行なう計画があるが、2～3年はかかると考えねばならない。その基金の果実によって困窮学生を援助する計画だが、彼らに対しての援助は焦眉の急を要する。最近民間有志の方からかなり多額の寄付の申し出があったが、それも極一部の学生に対する手当で終わってしまう。根本的な留学生援助対策を国大協、文部省などで立案実施実行することが緊急の課題。
- ・中部地方の国立大学（留学生数 41名）：本学の留学生は1～3年程度の期間の研究留学生が圧倒的。彼らは民間アパート等を宿舎とするが、家具付きでないため、わずか数年の使用のため高い家具を購入せざるをえない。生活上必要最低限の物は国費で購入し貸し与えるシステムが必要（帰国時に返却してもらう）。現行会計法令上は、上記のように私的生活に国の物品を使用させないが、改正などを含め検討して欲しい。
- ・関東地方の国立大学（留学生数 32名）：中には経済的な面でアルバイトに頼っている学生有り。
- ・関西地方の国立大学（留学生数 550名）：私費留学生の勉学条件は円高の影響もあって、貧弱な状態におかれている。国を中心に私費留学生に対する奨学援助のための施策充実が早急に具体化されることを強く要望したい。
- ・関西地方の公立大学（留学生数 50名）：授業料の減免枠の拡大、奨学金制度の拡充、公立大学では域外者の入学金を高くしているところが多く、兵庫県は、留学生に対して県内進学者に比べて50%もの高率の割増し入学金を徴収している。県内の進学者と同率にすべきである。

（3）宿舎等物的施設の整備・拡充

- ・関東地方の国立大学（留学生数 30名）：宿舎など設備面でも特別の配慮をして頂きたい。
- ・中部地方の国立大学（留学生数 38名）：宿泊施設の整備と拡充。

- ・北陸地方の国立大学（留学生数 13名）：円高・物価高で特にアジア諸国からの留学生にとっては経済的に苦しく、アルバイトなどを行い修学を続けているので経済的負担軽減のために公的宿舎の整備が必要。
- ・中国地方の国立大学（留学生数 14名）：留学生会館等留学生宿舎の確保。
- ・九州地方の公立大学（留学生数 14名）：なにはともあれ留学生受け入れのための設備・人材を充実して欲しい。留学生の受け入れはそれからの問題である。
- ・東海地方の私立大学（留学生数 302名）：宿舎の整備・拡充への助成、施設・設備の充実に対する助成を積極的に実施して貰いたい。
- ・関東地方の私立大学（留学生数 12名）
宿舎建設の国庫助成。
- ・関東地方の私立大学（留学生数 635名）
受入れに際して、留学生のための施設（図書館・ラウンジ）、チューター制、カウンセラー等物的条件が整わないと効果が上がらない。宿舎の設立・経済条件の整備改善に国の主導的援助が期待される。
- ・関東地方の私立 S Z 大学（留学生数 17名）
留学生用宿舎の整備
- ・関東地方の私立 K X 大学（留学生数 17名）
留学生受入れの大きな問題の一つは宿舎であり、一大学が用意し得る設備は経済的にも限界があり、政府が本腰を入れて取り組むよう希望する。インターナショナルセンターのようなものが主要都市に創られ幾つかの大学が協力してそれを活用する方法が考えられる。
- ・中部地方の国立 N G 大学（留学生数 41名）
本学の留学生は1-3年程度の期間の研究留学生が圧倒的。彼らは民間アパート等を宿舎とするが、家具付きでないため、わずか数年の使用のため高い家具を購入せざるをえない。生活上必要最低限の物は国費で購入し貸し与えるシステムが必要（帰国時に返却してもらう）。現行会計法令上は、上記のように私的生活に国の物品を使用させないが、改正などを含め検討して欲しい。
- ・九州地方の国立 N S 大学（留学生数 76名）
留学生は元来定員外で実験費は配分されるが、机、椅子、書棚などの購入費はない。留学生が半数以上の教室では貴重な教官研究費で購入。学部・研究科在籍留学生数に応じ、購入経費をつけて欲しい。
- ・関西地方の公立 O M 大学（留学生数 71名）
留学生の居住施設について→①大阪市という大都市に位置している本学の留学生にとって、その生活を維持していく上で最大の問題は、住居の確保にある。しかも、最近の地価の高騰や為替市場の動向は、留学そのものを諦めなければならないような事態にまで留学生の生活を追い込んでいる。この問題はアジア系の私費留学生にとって、特に深刻である。大阪市のアジアとの結びつきを考え、今後とも本学がアジア系留学生の受け入れに積極的に取り組んでいくとすれば、まず留学生の住居問題の解決を最重点課題として取り上げなければならない。②留学生が勉学に専念できる住居条件を確保する問題を根本的に解決しようとすれば、留学生のための宿舎を設置すること以外には考えられない。国立大学では既に昭和58年において14校がこうした寮を備えており、公立大学における随一の総合大学として、大学の国際化の趨勢に乗り遅れないようにしようとすれば、留学生のための宿舎施設の建設に急務として取り組むべきであろう。③本学が設置すべき留学生のための宿舎施設の規模は、近い将来において200名を超える留学生の受け入れを目

標とすれば、100名の留学生の収容能力をもつ施設の建設が望ましいが、少なくとも個人用20室、家族用4室程度の施設を想定しなければならない。しかも、LL教室、談話室などの勉学環境やアメニティにも配慮を払う必要があろう。なお、この施設には国際交流会館との役割分担の調整が必要となるが、本学外国人教員のためのゲストハウスとしての機能も備えることも考慮してよい。④こうした留学生宿舎施設の設置が実現するまでは、次善の策として代替的な宿舎を提供する方向を探りながら、住宅斡旋制度を充実させていく必要があろう。

- ・関西地方の公立K U大学（留学生数 50名）

低家賃住宅の確保。

- ・関東地方の私立S K大学（留学生数 23名）

小大学の場合留学生寮を独自にもつのは困難で、私大留学生も入れる留学生寮を国が沢山作って欲しい。

- ・関東地方の私立R Q大学（留学生数 64名）

（政府への要望）留学生の住環境の整備。

- ・中部地方の私立N Z大学（留学生数 85名）

日本政府は、留学生を21世紀までに10万人に増やす計画を発表したが、ただ単に数を増やすことだけでなく数に見合う受入態勢の整備に務めてもらいたい。特に、宿舎については、敷金・礼金等日本特有の賃貸制度があり、多くの留学生にとって入居時に多額のまとまった資金を準備することは、たいへん困難である。したがって、公営住宅あるいは、社員寮等の空室を積極的に開放すべきである。又、留学生を受け入れる家庭を、税制面で優遇すべきであろう。

(4) 留学生を担当する窓口や組織の整備・拡充

- ・中部地方の国立N E大学（留学生数 38名）

国際交流関係事務組織の拡充。事務官の海外研修の機会の充実。

- ・中国地方の国立T R大学（留学生数 14名）

留学生を世話する事務組織整備と人の配置。

- ・関東地方の国立Y N大学（留学生数 32名）

これらの現状から留学生に関する諸問題（特に教育課程のあり方、指導方法など）を協議・研究・検討する期間、ブロックまたは全国的なものの設置を要望する。

- ・九州地方の国立Q S大学（留学生数 423名）

留学生指導の教育的意義の重要性を考えれば、担当する組織作りを急務と考える。指導教官やチューターのみに依存するというのでは限界がある。また事務職員では実施が困難である。教官を配置した組織を特別に設置する必要がある。国費留学生（非漢字圏）の日本語6月集中課程を行なう留学生教育センターの役割は重要とはいえ、その教官の生活補導面をも含めた負担は重く、研究時間の確保さえ困難な状態。留学生教育センターは、大学全体の留学生の日本語教育・生活補導を行なう機関として位置づけ直すことで、留学生関係の教官・事務職員を統合すれば、機能の効率は倍増するはず。大学全体の留学生制度確立には思い切った組織改革が必要。

(5) 留学生受け入れに関する予算措置の拡充、公・私立大学に対する援助

- ・関西地方の国立K B大学（留学生数 250名）

留学生受け入れに伴う予算措置の拡充。

- ・中国地方の国立S N大学（留学生数 18名）

国際交流のかけ声は高いが様々な企画推進に必要な予算的措置のないのは理解に苦しむ。

- ・関西地方の公立O W大学（留学生数 11名）

国家政策の一つであるから、公立大学に対しても直接的な国庫補助を行なうべきである。

- ・関西地方の公立K U大学（留学生数 50名）

公立大学にも国立並の援助が欲しい。

- ・関東地方の私立W S大学（留学生数 635名）

宿舎の設立・経済条件の整備改善に国の主導的援助が期待される。

- ・関西地方の私立K W大学（留学生数 11名）

国の援助をもっと幅広くし、増額して欲しい。

- ・関東地方の国立C B大学（留学生数 245名）

予算等で政府は十分な配慮が必要。

- ・中部地方の国立N T大学（留学生数 43名）

国際親善の点からも受け入れは大切である。教育内容（レベル）は一般学生と同一。特別な配慮は不要。留学生が教育内容に追いつけない場合、それが本国に於ける基礎学科目の差が原因であったり、日本語能力の不足によるのであれば、これを助ける手段は十分に整備しておく必要があり、大学入学後も継続して留学生を助ける体制を設けておくことが重要。

- ・関西地方の国立K T大学（留学生数 550名）

現在約550名の留学生を要する本学では、人員の面でも限界を超えており、学習指導・生活指導を始め留学生に対する諸々のサービスは、万事個々の教官並びに職員の善意に支えられているのが実状。政府が「留学生10万人」計画を推進する以上は、個人的善意に依存してきた従来のやり方を改める必要がある。人的並びに設備面での早急かつ思い切った補助措置を全国的に展開されるよう強く要望したい。

- ・関東地方の私立R Q大学（留学生数 64名）

（政府への要望）私学助成の特別補助増額など財政措置。

(注1) 文部省編『昭和63年度 学校基本調査報告書（高等教育機関）』1989年。

(大 膳 司)

第3章 留学生の教育体制の現状

本章では留学生の教育について、1. オリエンテーションと生活指導、2. 学業指導、3. 教育上の問題点、について検討する。第1節のオリエンテーションと生活指導では、各大学と各学部（大学院を含む）による留学生の日本の大学と社会への適応の促進をはかる試みがどのように実施されているかを検討する。また、第2節の学業指導では、各大学と各学部（大学院を含む）が留学生の学業の向上のためにどのような努力をしているかを検討する。そして、第3節の教育上の問題点では、各大学と各学部（大学院を含む）が留学生の受入れにあたって留学生および大学自身についてどのような問題意識を抱いているかを検討する。

1. オリエンテーションと生活指導

留学生のオリエンテーションと生活指導については、(1)ハンドブックの作成、(2)オリエンテーションの実施、(3)チューター制度の採用、及び(4)各大学あるいは各学部（大学院を含む）による個々の活動について検討する。結論を先取りしていえば、検討の結果から、個々の大学と個々の学部（大学院を含む）は留学生の社会化を多彩に促進しているが、全体としてみると、試行錯誤的な実施段階であるといえる。たとえば、まずハンドブックの作成については、今後、さらに独自のハンドブックの作成が促進される必要があるし、質的にも向上が求められる。また、オリエンテーションについては、この意義を明確にするとともに留学生の特性を配慮したオリエンテーションの実施が求められる。チューター制については、チューターの職務内容の明確化とチューターの確保のための財政援助がさらに求められる。しかし、これらの課題があるというものの、各大学並びに各学部は独自に多彩な活動を実施している。これらの活動については参考までにいくつかを例示した。

(1) ハンドブックの作成

文部省は、留学生の日本での教育と適応のためにハンドブック "Life and Study in Japan" を作成し、各大学の利用に供している。この種のハンドブックは、留学生にとって、日本の生活システムや教育システムを紹介する手引き書として重要な意義をもっている。また、オリエンテーションにも欠かせない資料となる。各大学あるいは各学部（大学院を含む）は、この面でどのような努力をしているであろうか。これを知るために、私たちは次のような質問を試みた。

【質問 A13 (B 4)】貴大学（貴学部）では、留学生のためのハンドブックとして、文部省発行の "Life and Study in Japan" 以外に何か使用していますか。

- 1 文部省作成のハンドブックのみ使用
- 2 大学独自に作成したハンドブックも使用（文部省のものと併用）
- 3 その他（具体的に書いて下さい）

まず、表3-1-1に各大学でのハンドブック使用状況を示した。この表から、文部省作成のハンドブックのみを使用している大学が111大学中45大学（40.5%）ある一方で、36大学（32.4%）では、独自にハンドブックを作成していることがわかる。表において「その他」（17.1%）で示されているのは、大学独自のハンドブックを作成中であったり、作成を検討中であったりする大学である。

それでは、こうした各大学による独自なハンドブックの作成は、設置者や留学生の規模によって異なるであろうか。

まず設置者別にハンドブックの使用状況をみると、国立大学での独自なハンドブックの作成が57大学中23大学（40.4%）であるのに対して私立大学のハンドブック作成率は46大学中10大学（21.7%）である。これから、ハンドブックの作成については国立大学でより普及していることがわかる。

次に留学生の規模とハンドブックの作成の関係をみると、留学生数の増加にともない独自にハンドブックを作成する大学も増加していることが明らかである。ちなみに数値を追ってみると、留学生数が20名未満の小規模の場合では31大学中4大学（12.9%）しかハンドブックを作成していないのに対し、留学生数が20名から100名未満の中規模の大学では56大学中20大学（35.7%）がハンドブックを作成し、また留学生数が100名以上の大規模の大学では24大学中12大学（50.0%）、つまり半数の大学でハンドブックを作成している。

表3-1-1 設置者別および留学生規模別大学でのハンドブック作成の有無(A13)

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模							
文部省作成のもののみ	45	40.5	25	43.9	3	37.5	17	37.0	15	48.4	26	46.4	4	16.7
大学独自のものも併用	36	32.4	23	40.4	3	37.5	10	21.7	4	12.9	20	35.7	12	50.0
その他の	19	17.1	7	12.3	1	12.5	11	23.9	3	9.7	10	17.9	6	25.0
無回答	11	9.9	2	3.5	1	12.5	8	17.4	9	29.0	0	0.0	2	8.3
計	111	100.0	57	100.0	8	100.0	46	100.0	31	100.0	56	100.0	24	100.0

以上から、現状ではハンドブックの作成は過半数を越えないまでもかなりの大学で独自に作成されていること、設置者ごとにみると国立大学、留学生数でみると大規模に留学生を受け入れている大学で作成されていることが明らかとなった。したがって、今後は、ハンドブックの質の向上と個々の大学で独自性を活かしたハンドブックの作成が容易になるように配慮が求められるであろう。

次に、ハンドブックの内容であるが、私たちは質問紙への協力と共に資料の送付をお願いした。こうして送付されたハンドブックの内容は別途に刊行される『全国大学留学生受入れと教育に関する調査報告書 資料編』にまとめたので、参照していただきたい。参考までにいくつかの特徴的な内容を以下に紹介する。

まず東北大学のハンドブック、“Guide Book for Foreign Students”の目次を紹介しよう。東北大学のハンドブックの特色は、まず日英対照で記述されていることである。つまり、ハンドブックの見開きの左頁に日本語、右頁に英語で書かれているので、大変読みやすくなっている。そして、漢字にはルビが打たれているので、視力が十分にある学習者には漢字の学習にも役立つであろうとまた記述内容をみると、留学生の特性がよく配慮されている。たとえばチューター制度の紹介、

医療費補助の紹介、宿舎等の紹介、外国人登録についてや外国人留学生の支援団体の紹介などがされている。

東北大学のハンドブック "Guide Book for Foreign Students" 1985 の目次

東北大学の沿革と特色	History and Characteristics of Tohoku University
学年暦	Academic Calendar
外国人留学生担当事務	Foreign Student Office
外国人留学生特別課程	Special Courses for Foreign Students
履修特例	Special Case of Study
チューター制度	Tutorial System
リーディング・ルーム	Reading Rooms
図書館案内	Library
授業料等	Fees and Tuition
授業料免除	Remission of Tuition
課外活動と学友会	Extracurricular Activities and Students' Association
保健管理センター	Health Consultation Center
医療費補助	Aid for Medical Expenses
学生教育研究災害傷害保健	School Accident Insurance
宿舎等の紹介	Housing
旅客運賃割引き	Student Trip Fare Reduction
留学生関係行事等	Events Scheduled for Foreign Students
見学旅行	Study Excursion
北斗七星	The Hokuto Shichisei
懇談会等	Events
学生相談所	Office of Student Counselors
外国人登録	Alien Registration
在留期間の更新	Extension of Stay
一時出国及び再入国	Temporary Departure and Re-entry
在留資格外の活動	Restriction on Non-academic Activities of Foreign Students
外国人留学生の支援団体	Supporting Bodies for Foreign Students
主要施設配置図	Main Facilities of The University

次に南山大学のハンドブックの目次は次のようになっている。南山大学のハンドブックの特色は、日英の2カ国語で発行されていることもさることながら、ハンドブックが視覚的にたいへん分かりやすく構成されていることと留学生の日本社会への適応がよく配慮されていることである。視覚的に構成されているとは、たとえば証明書交付願など各種申請書の実例や日本銀行券の見本例が紹介されていることを指す。また日本社会への適応が配慮されているとは、たとえば「日本の社会的習

慣」の節では日本での挨拶や女性の地位や飲酒などについて紹介されており、また「カルチャーショック」の節ではカルチャーショックの兆候と対処法が紹介されているといったことである。

外国人留学生の手引	ORIENTATION HANDBOOK
学生生活案内	STUDENT SERVICES
学内関連施設及び利用時間	CAMPUS FACILITIES AND SERVICES
指導教員制度	FACULTY ADVISER
健康保健・医療費補助	HEALTH INSURANCE
在留に関する諸手続	IMMIGRATION
国民の祝日	NATIONAL HOLIDAYS
公共事業など	PUBLIC SERVICES
銀行の利用など	MONEY AND BANKING
日本の社会的習慣	SOME JAPANESE "SOCIAL CUSTOMS"
カルチャーショック	CULTURE SHOCK

これらの調査結果から、①設置者に関わりなくかなりの大学で独自にハンドブックを作成していること、②ハンドブックの作成と留学生数に正の関係のあることが明らかになった。これは大学単位についても学部単位についても妥当する。したがって、今後は他大学で作成されたハンドブックの情報提供などにより、留学生数の多くない大学や学部が留学生の特性を配慮した独自なハンドブックを作成できるような支援が求められるであろう。

(2) オリエンテーションの実施

オリエンテーションの重要性は、たとえばボイヤー、E. L の『アメリカの大学・カレッジ』でも指摘されている。ここでは次のように勧告されている。

大学における社会生活と勉学の統合度が高いほど、学生の大学に対する帰属感が強まることが研究で明らかになっている。オリエンテーションは、うまく実施されれば、学生たちの日常の対処能力を高めるし、良いインパクトを持続的に与える。さらに、新入生たちはその大学を知ることによって、共同体意識が成長し、忠誠心が生まれ、教育的経験の質が向上する。では、そのための努力をどこから始めたら良いか。最初のステップとしてわれわれは、新入生のためにオリエンテーションの最初のセッションを学年の開始前に開き、それを第一学期にわたって展開されるよう、勧告する（出典：E. L. ボイヤー、『アメリカの大学・カレッジ』リクルート出版 1985 p. 71）

さて異文化のもとで教育を受ける留学生の教育については、とりわけオリエンテーションに繊細な配慮が求められる。しかし一方で、留学生の受け入れ態勢が整っていない大学や学部（大学院を含む）では、彼らのための対応が十分できていないことが考えられる。こうしたオリエンテーションの実態を知るために、①オリエンテーションの期間、②オリエンテーションの方法（場所・担当者など）、③オリエンテーションの内容について、私たちは各大学と各学部（大学院を含む）に次の

ように尋ねた。

【質問A14（B5）】貴大学（貴学部）では、留学生のためのオリエンテーションはどのような内容・方法・期間で実施されていますか。資料がありましたら添付して下さい。

- ① オリエンテーションの内容
- ② オリエンテーションの方法（場所・担当者など）
- ③ オリエンテーションの期間

まずオリエンテーションの期間であるが、多くの大学や学部（大学院を含む）が実施するオリエンテーションの期間は1日であった。参考までにいくつかの大学の実施期間を挙げたが、個別に実施期間をみると、もっとも短期間の大学で1時間、もっとも長期間の大学で1週間というオリエンテーションの実施状況である。これから、ボイラーの勧告によるまでもなく、留学生のためのオリエンテーションの期間は不十分であろう。

＜各大学でのオリエンテーションの実施期間＞

・ 半日未満	国立5大学、私立3大学
・ 1日～2日程度	国立6大学、私立7大学
・ 数日程度	国立1大学、私立2大学
・ 1週間程度	私立7大学
・ 特定期間を設けず	国立5大学

次にオリエンテーションの方法については、多くの大学と学部（大学院を含む）は受け入れ学科に委ねている。例外として、たとえば多くの留学生（302名）を受け入れているある東海地方の私立大学では、留学生教育センター教室で留学生教育センター教員と国際交流課職員がオリエンテーションをしている。このように、留学生の規模が大きな大学では留学生のためのオリエンテーションがその他の学生のためのオリエンテーションから分化する傾向が見られたが、全般的にみて、オリエンテーションの実施は、各学科や教室に委ねられている。

最後にオリエンテーションの内容であるが、以下にいくつかの大学でのオリエンテーションの実施内容を示す。各大学で実施されるオリエンテーションの内容について見るならば、実施内容にいくつかの共通する事項が見られる。それは、①学業に関すること、②学費に関すること、③施設に関する事項、④法規に関する事項、⑤医療に関する事項である。

①学業に関する事項とは履修科目の指導である。これは履修科目に留学生のための配慮をしている大学ではとりわけ重要であろう。②学費に関する事項とは奨学金や授業料の減免措置の紹介である。近年、留学生のための奨学金が多く設立されていることから、これらの情報の提供は重要であろう。③施設に関する事項とは、たとえば留学生宿舎を設置している大学では、この宿舎の使用についての紹介などである。④法規に関する事項とは、外国人登録法についてである。⑤医療に関する事項とは、留学生を対象とする保険制度についてである。保険制度が留学生に周知でないことは、

たとえば最近の調査から指摘されている⁽⁴⁾。したがって、医療制度の情報の徹底はとくに重要であろう。

以上の事項は、留学生の日常生活や学習における必要事項であろうが、現状では、これら必要事項でさえ各大学のオリエンテーションで網羅的に指導されているとはいがたい。本来のオリエンテーションの意義である異なった文化への適応の努力は、個々の教官や教室にまかされているという印象である。

＜各大学でのオリエンテーションの実施内容例＞

・関東地方のある国立大学	留学生数 200名
学習・生活（特に留学生のためだけのものではなく、日本語学科のオリエンテーション）	
・関西地方のある公立大学	留学生数 71名
窓口紹介、授業料免除、チューター制度、医療費補助制度	
・北陸地方のある国立大学	留学生数 41名
入学時の諸手続、授業・研究方法の打合せ、在留上・生活上の諸事項	
・東海地方のある私立大学	留学生数 302名
別科一年間スケジュール・医療費説明・教員紹介、学部一履修申告手続き・医療費説明	
・九州地方のある私立大学	留学生数 27名
別科講義の履修、学内設備・宿舎の利用、銀行口座、外国人登録、関係機関案内	
・九州地方のある国立大学	留学生数 48名
履修指導、外国人登録法、医療関係	
・関西地方のある国立大学	留学生数 390名
履修指導・事務手続き・生活情報	
・関東地方のある私立大学	留学生数 18名
留学生用開設科目及び一般教養課程開設科目の履修ガイダンス	
・中部地方のある国立大学	留学生数 375名
スライドによる大学紹介、生活上必要な施設、注意事項、手続き	

調査の結果から、多くの大学でのオリエンテーションが不十分であることが明らかになった。すなわち、全般にみると、多くの大学が実施している留学生へのオリエンテーションは一般学生のオリエンテーションと未分化であり、留学生の特性が配慮されているとはいがたい。したがって、今後は留学生の特性を配慮したオリエンテーションの実現に向けて努力が要請されるであろう。

(3) チューター制度の採用

チューター制とは留学生の言語・学業を助けるために日本人学生を一定期間付添いに付ける制度である。留学生にとっては、文化的な差異を背景とする教授法の違いが教育内容よりも問題となる場合がある。これに対処する方策の一つとして西ドイツや日本で設置されたのが、チューター制度である。チューター制度に関しては、日本では歴史が浅いだけにいろいろ試行錯誤が重ねられている段階であるが、その実態をつかむために、私たちはチューター制度の採用状況を、①チューター制採用の有無、②チューター制の規約の有無、③チューター制活用上の困難の3点について次のように質問した。

【質問 A16(B7)】 貴大学（貴学部）では、留学生のためのチューター制（留学生の言語・学業を助けるため、一定期間日本人学生を付き添いにする制度）を採用していますか。

1 採用している

→ チューターの活用の仕方について全学（または全学部）共通の取り決めのようなものをお持ちですか。もしあればそれはどのようなものですか。

- 1 とりきめがある
- 2 とりきめはない

2 採用していない

3 その他（具体的に書いて下さい）

【質問 A17(B8)】（上記の質問でチューター制を採用している大学・学部にお尋ねします） 貴大学では、チューター制を十分活用していると思いますか。チューター制を活用する上で困難がありますか。問題点があれば、それについて述べて下さい。

1 問題はない

2 問題がある

まずチューター制採用の有無である。表3-1-2に各大学でのチューター制採用の有無を示した。これから、チューター制は111大学中70大学（63.1%）で実施されていることがわかる。これに対し実施されていない大学は、34大学（30.6%）である。

それでは、チューター制の採用状況は設置者によって異なるであろうか。表から、設置者によりチューター制の採用が大きく異なることがわかる。すなわち、国立大学では57大学中56大学（98.2%）でチューター制を採用しているのに対して私立大学では46大学中10大学（21.7%）しかチューター制度を採用していない。

この傾向は、表3-1-3に示すように、各学部についても同様である。ちなみに数値を挙げれば、国立大学では269学部のうち237学部（88.1%）がチューター制度を採用しており、私立大学では136学部のうち25学部（18.4%）がチューター制度を採用している。このような設置者によるチューター制の採用の差異は、この制度が予算化されているか否かの反映であろう。

つぎにチューター制の活用についての規約の有無を検討する。表3-1-4に各大学でのチューター制の規約の有無を示した。この表によれば、規約についてはチューター制度を実施している70大学のうち20大学（28.6%）が何らかの取り決めをもち、その約2倍にあたる44大学（62.9%）では取り決めをもたないことがわかる。

さらに設置者ごとにみると、表から明らかなようにチューター制の規約の有無も設置者の別と大きく関係することがわかる。ただし、この部分はチューター制の採用とは異なり、規約については国立大学で56大学中11大学（19.6%）しかチューター制の規約が定められていないのに対して私立大学では10大学中7大学（70.0%）で規約が定められている。

表 3-1-2 設置者別大学でのチュークタ制の有無(A16)

	全体	国立	公立	私立
ある	70 63.1	56 98.2	4 50.0	10 21.7
ない	34 30.6	0 0.0	3 37.5	31 67.4
その他	6 5.4	0 0.0	1 12.5	5 10.9
無回答	1 0.9	1 1.8	0 0.0	0 0.0
計	111 100.0	57 100.0	8 100.0	46 100.0

表 3-1-3 設置者別学部でのチュークタ制の有無(B7)

	全体	国立	公立	私立
ある	274 64.2	237 88.1	12 54.5	25 18.4
ない	111 26.0	20 7.4	5 22.7	86 63.2
その他	22 5.2	4 1.5	3 13.6	15 11.0
無回答	20 4.7	8 3.0	2 9.1	10 7.4
計	427 100.0	269 100.0	22 100.0	136 100.0

表 3-1-4 設置者別大学でのチュークタ制の取り決めの有無(A16-1)

	全体	国立	公立	私立
ある	20 28.6	11 19.6	2 50.0	7 70.0
ない	44 62.9	41 73.2	1 25.0	2 20.0
無回答	6 8.6	4 7.1	1 25.0	1 10.0
計	70 100.0	56 100.0	4 100.0	10 100.0

表 3-1-5 設置者別学部でのチュークタ制の取り決めの有無(B7-1)

	全体	国立	公立	私立
ある	50 18.2	31 13.1	4 33.3	15 60.0
ない	181 66.1	173 73.0	2 16.7	6 24.0
無回答	43 15.7	33 13.9	6 50.0	4 16.0
計	274 100.0	237 100.0	12 100.0	25 100.0

これらの傾向は、表 3-1-5 に示すように、各学部についても同様であった。国立大学ではチュークタ制を実施する237学部のうち31学部（13.1%）でしか取り決めはなされていない。一方、私立大学ではチュークター制を実施する25学部のうち取り決めは15学部（60.0%）でもたれている。

これら調査対象となった大学でのチュークター制の実施状況から見るかぎり、チュークター制は主に国立大学で実施されているが、これらの大学の多くはチュークター制の運用に関する規約を成文化していないことがわかる。

表3-1-6 設置者および留学生規模別学部でのチュータ制活用上の問題（B8）

	全体	国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模		
問題無し	195	45.7	168	62.5	8	36.4	19	14.0	126	45.3	65	49.6	4	22.2
問題あり	150	35.1	69	25.7	5	22.7	8	5.9	40	14.4	32	24.4	10	55.6
無回答	82	19.2	32	11.9	9	40.9	109	80.1	112	40.3	34	26.0	4	22.2
計	427	100.0	269	100.0	22	100.0	136	100.0	278	100.0	131	100.0	18	100.0

表3-1-7 設置者別および留学生規模別大学でのチュータ制活用上の問題（A17）

	全体	国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模		
問題無し	45	40.5	39	68.4	1	12.5	5	10.9	10	32.3	28	50.0	7	29.2
問題あり	24	21.6	15	26.3	2	25.0	7	15.2	5	16.1	8	14.3	11	45.8
無回答	42	37.8	3	5.3	5	62.5	34	73.9	16	51.6	20	35.7	6	25.0
計	111	100.0	57	100.0	8	100.0	46	100.0	31	100.0	56	100.0	24	100.0

それでは具体的にどのような問題点が生じているのであろうか。各大学あるいは各学部（大学院を含む）でのチューター制度の活用上の困難の内容を個々のケースに即してみていくならば、これは大別して①チューターの過重負担、②チューターと留学生のコミュニケーションの困難、③チューターの確保の困難、④その他となる。これからチューター制の活用にあたっては、こうした問題を考慮する必要があろう。各大学の学部について主な問題のいくつかを以下に示す。

①チューターの過重負担

- ・チューターが重い負担を感じている
(中部地方のある公立大学 経済学部 留学生 6名)
- ・チューターと指導教授との緊密な連絡がとりにくく
(関東地方のある私立大学 文学部 留学生数 26名)
- ・チューターの研究活動に支障が生じる場合がある
(九州地方のある国立大学 工学部 留学生数 107名)
- ・チューター個人の裁量によりチューター制の活用の個人差が大きすぎる
(関西地方のある国立大学 経済学部 留学生数 85名)
- ・チューター自身の時間的制約がある
(北陸地方のある国立大学 歯学部 留学生数 4名)
- ・チューター自身が研究等で忙しく十分に役目を果たせない
(関西地方のある国立大学 医学部 留学生数 17名)
- ・一律の対応がなされていない。チューターと留学生指導教官の相談不足
(中部地方のある国立大学 農学部 留学生数 59名)
- ・留学生と同専攻の日本人学生が少ないので兼任になり負担が重い
(中国地方のある国立大学 総合科学部 留学生数 37名)
- ・留学生の増加にともないチューターとなる院生の負担が年々増加
(関西地方のある国立大学 経済学部 留学生数 26名)

- ・留学生の無理な要求と安価な報酬が問題
(関東地方のある国立大学 人文科学研究科 留学生数 145名)
- ・チューターが多忙で職務を十分に果たすことができない
(中部地方のある国立大学 総合言語センター 留学生数 75名)
- ・チューターが大学院生や学部四年生の場合指導には時間的な制約がある
(東北地方のある国立大学 教養学部 34名)
- ・留学生が多いので1人で複数の留学生のチュータになる
(北海道地方のある国立大学 経済学部 留学生数 13名)

②チューターと留学生のコミュニケーション

- ・チューターと留学生との個人的関係がうまく行かない場合がある
(中部地方のある国立大学 経済学部 留学生数 23名)
- ・留学生とチューターのコミュニケーション不足
(関東地方のある国立大学 農学部 留学生数 50名)
- ・留学生とチューターとの関係の作り方がスムーズでない場合がある
(九州地方のある国立大学 経済学部 留学生数 30名)
- ・チューターと留学生との間での意見の相違によるトラブルが生じる
(関東地方のある国立大学 経営学部 留学生数 54名)

③チューターの確保の困難

- ・チューターの確保が困難
(関西地方のある公立大学 商学部 留学生数 5名)
- ・チューター数の不足
(関東地方のある国立大学 教養学部 留学生数 128名)
(東北地方のある国立大学 経済学部 留学生数 16名)
- ・チューターの任務に耐えられる日本人学生がいない
(中部地方のある国立大学 理学部 留学生数 28名)

④その他の問題

- ・チューターに対する経済的な援助が必ずしも十分でない
(関西地方のある公立大学 生活科学部 留学生数 10名)
- ・チューター制度の存在が日本人学生に知られていないので検討中
(九州地方のある国立大学 医学部 留学生数 20名)
- ・留学生の日本語能力を伸ばすには専門チューター制度の確立・継続が望まれる
(北海道地方のある国立大学 法学部 留学生数 6名)

調査結果から、チューター制は多くの国立大学で実施されているが、その運営にあたっての規約が確立されていないこと、チューター制の実施から困難が生じていることが明らかとなった。したがって、個々の大学の自主性や多様性を尊重しながらも、財政援助などにより私立大学でのチューター制の実施や国立大学でのチューター確保を支援するとともにチューター制の規約の成文化によるチューター制の周知の徹底と仕事の明確化をはかる必要があろう。たとえば、近ごろ名古屋大学で調査を実施した馬越徹は、「これまでチューターは、指導教官から指名された大学院生が当たるのが一般的であった。(現在では、学部学生、先輩の留学生がその役割を果たしている場合もある。) チューターに対する留学生の期待は多岐にわたり、日本語や専門分野の研究指導から生活一般の手

助けまで様々である。一方、日本人チューターの方は、その責任範囲が曖昧であるため、何をどこまですればよいのか戸惑っている。自分の研究を犠牲にしてまで留学生の面倒を見るチューターがいる一方で、ほとんど留学生と接触しないチューターもいる。後者の場合は、「チューター制度があるばかりに、かえって誤解と不信を留学生に与えている」と述べている⁽²⁾。

(4) 各大学あるいは各学部（大学院を含む）の個々の活動

以上に示したように、私たちは各大学あるいは各学部（大学院を含む）の留学生に対するオリエンテーションと生活指導の配慮を(1)ハンドブックの作成、(2)オリエンテーションの実施、(3)チューター制の採用について検討してきた。さらに、個々に実施されている多様な活動実態を知るために、私たちは各大学と各学部（大学院を含む）に次のような質問を試みた。

【質問A15(B6)】貴大学では、留学生の教育と適応を促進するために何か特別の計画（プロジェクト・プログラム）を実施しておられますか。もしあれば、その名称を記し、また、ご面倒ながらそれに関する資料等がありましたら添付して下さい。

（例）日本語補習教育計画；日本文化（生活慣習を含む）にかんする特別補習授業；日本語・日本文化などに関する特別図書資料の準備；研究の方法・（日本語以外の）外国語の基礎教育；コンピューターや数学の基礎教育；留学生と教職員・一般学生との親善・交歓会；留学生寮の建設；留学生相談室の設置運営；地域社会との提携によるホームステイ計画；公共施設・工場・史跡等の見学や野外旅行等

この質問には、各大学については111大学中92大学から回答をいただいた。そして、なにも実施していない大学が6大学ある一方で、ほとんどの大学が多彩な活動を実施していることが明らかとなった。また、学部については、多いとはいえないものの、かなりの数の学部（約100学部）で留学生の教育と適応を促進するための独自な活動を実施していることが明らかとなった。以下にいくつかの学部で実施されている諸活動を示すので、これから各大学あるいは各学部で独自に計画を企画・遂行しようとする大学や学部の参考になれば幸いである。

これら各大学および各学部で実施されている諸活動の内容は、その活動の内容から大きく3つに分類することができる。それは、①留学生との親睦を目的とする活動、②留学生の視野の拡大を目的とする活動、③留学生の学習を目的とする活動である。この分類にしたがって各大学での活動状況を整理するならば次のようになる。

まず①留学生との親睦を目的とする活動には、外国人留学生懇談会や学長を囲む交歓会、親睦交流会などがある。このような活動は54大学で実施されている。留学生の生活は、理科系に学ぶ学生は研究室で過ごす時間が多いこと、文科系に学ぶ学生は自宅で過ごす時間が多くなりがちであることが指摘されているので、これらの活動は有意義であろう。また、特殊な例としては、留学生スキー旅行（長岡技術科学大学や国士館大学や神戸大学など）やサマー・キャンプ（駒沢大学）などが実施されている。日本への留学生の多くは東南アジアの国々の学生であるから、彼らにとってスキー講習などは貴重な体験になるであろうと思われる。

次に、②留学生の視野の拡大を目的とする活動としては、主に見学が実施されている。これは42大学が実施している。見学のほとんどは工場か史跡である。そこで、もっと多様な見学ができない

かとの印象が残る。たとえば、東京外国語大学と日本女子大学などが実施している歌舞伎などの観劇は、面白い試みであろう。

最後に、③留学生の学習を目的とする活動では、日本語と日本事情の授業が多くの大学（56大学）で実施されている。しかし、留学生の学業の問題点として挙げられることの多い数学や物理などの基礎科目の補講は、電気通信大学や東海大学など2、3の大学で実施されているにすぎなかった。各大学での補講の現状は、留学生の日本語学習の促進に重点がおかれてていることが明らかである。また、学科目「日本語・日本事情」の開設については、文部省が留学生施策の展開の一環として進めているものであるが、調査結果からみるかぎり、とりわけ留学生数の少ない大学での日本語教育について、日本語教育の一層の普及が望まれる。興味深い例としては、麗澤大学での日本語スピーチ・コンテストや慶應義塾大学でのコンピュータ利用による日本語教育などが挙げられる。

- ・中国地方のある国立大学の教育学部 留学生数 74名
 - 1. 言語習得及び異文化適応の理論的・実践的研究の実施
 - 2. 留学生への日本語教育
 - 3. 留学生と一般学生及び教官、ボランティアとの交歓会
 - 4. 日本語教育学科の学部生から日本語・日本文化研修留学生のチューターを委嘱
 - 5. 広島国際文化財団主催スピーチコンテストへの参加と指導
 - 6. 「ペあせろべ」等のサークルへの留学生参加
- ・中部地方のある国立大学の総合言語センター 留学生数 75名
 - 1. YMCA、中津川市社会教育センターとの協力による年二回のホームステイ
 - 2. 京都旅行、醸造元見学、野外研修の実施
- ・近畿地方のある私立大学の社会学部 留学生数 25名
 - 学部独自のものはないが、全学共同で、留学生と教職員の意見交換会（昼食会）や留学生と一般学生の交流もできる学生寮の建築、日本文化理解のための工場、史跡、伝統産業などの見学ツアーや（留学生の家族も含む）を実施している。
- ・東海地方のある国立大学の教育学部 留学生数 8名
 - 教官とチューターと留学生の交歓会、野外見学、コンピューター講座、外国文化講座、外国文化講座、日本文化講座などの開催。
- ・北海道のある国立大学の法学部 留学生数 6名
 - 教官・院生と留学生との親睦会や裁判所等の法曹関係機関訪問（学生委員企画）。日本人学生とのTALK-IN（COMMON主催）。
- ・九州のある国立大学の医学部 留学生数 20名
 - 公共施設（博物館）、史跡などの見学旅行を1回実施。学部留学生に限らず、希望するものには教養部講師による日本語補講を受講させる。交歓会は、学部独自には実施せず大学全体の行事として参加を促す。
- ・関東地方のある国立大学の大学院政策科学科 留学生数 32名
 - 実用日本語の教育の実施や各省庁関係の英文資料の積極的な収集。工場や大規模土木開発現場や農業地域の見学。県内経済同友会など地元の人々との親善会の開催など。
- ・関西地方のある国立大学の文学部 留学生数 35名
 - 親睦パーティーの開催や丹波地方の農村の見学、能・文楽その他の伝統文化の無料切符の入手と配布、ホーム・ビジット先の紹介、ボランティアグループによる不用品斡旋、日本語、日本文

化などに関する図書の整備・貸出。

- ・関東地方のある私立大学の経済学部 留学生数 84名
第一外国語に日本語を必修一般教育科目とし「日本の文化」「日本の社会」「日本の科学」の3講座を設置、留学生奨学金（各学年2名、入試成績上位者2名に年間15万円支給）の設置、新入生歓迎会を兼ねた留学生と学部関係教職員の交歓会の開催、学生相談室（一般学生とも）及び国際交流委員会の対応、年1－2回の産業見学会など。

- ・中部地方のある公立大学の教養学部 留学生数 6名

日本語補習課外授業（毎週土曜日午後3時間）を当て、外部より講師を委嘱。内容はその講師に任せている）の実施。市内の見学の実施。指導教官、チューター等をまじえての交歓パーティーの開催。

2. 学業指導

留学生の学業指導について、授業の配慮、学位の授与、実習・研修の機会、教育助手（Teaching Assistant）、及び各大学あるいは各学部（大学院を含む）の個々の活動について検討する。検討の結果からは、かなりの大学と学部で独自の活動を実施しているものの、学業指導における留学生への配慮は、まだ不十分であると思われた。たとえば、まず授業での配慮をしている学部は1割に満たない。また、学位の授与に関しても過半数の学部で留学生に配慮が払われていない。したがって、留学生の特性を活かすような授業の実施や学位の授与が求められるであろう。

さらに学位論文の執筆にあたっては、過半数の学部で日本語以外による論文の執筆が認められていたが、認可されている言語の多くは英語であった。アジア地域の留学生が多いわが国の現状からして、論文執筆に認可される言語についても検討の余地があろう。

最後に、実習・研修の機会と教育助手の実施については、まだほとんどの学部で実行されていない。しかし、今後、わが国の国際化とともにこれらが要請されるであろうと思われる。

(1) 授業の配慮

留学生の学業指導はどのように実施されているであろうか。たとえば総務省行政監察局が編集した『留学生受入対策の現状と問題点』（昭和63年）では、「留学生が専攻する分野で十分な学習成果を上げるとともに、日本についての理解を深めるためには、日本語の習得が必要である」と日本語教育の充実が勧告されている。しかし、非漢字圏出身の留学生が日本語をマスターするのは並み大抵のことではなく、非常に長期間を要することが多いため、これが原因となり日本への留学が敬遠されるという問題も指摘されている。

こうした問題を緩和するねらいもあって、今日“国際語”化している英語による授業を、とくに理工系学生のために実施する大学が徐々に増していると伝えられる。たとえば文部省学術国際局留学生課によれば、国立大学では昭和62年度現在で東北大学・埼玉大学・東京大学・名古屋大学・京都大学などで留学生のための英語による授業が行われているという⁽³⁾。

以上に挙げたような授業での配慮の実態を知るために、私たちは次のような質問を各学部（大学院を含む）に尋ねた。

【質問B 9】貴学部では、クラスに留学生が沢山いた場合、留学生に合わせて授業のやり方を変えたりすることがありますか。また、そうした調整をはかることについて学部・学科で取り決めた一般的な方針がありますか。

1 ある

→ 留学生に合わせるためにどのように変えるのですか。

- ア 授業の進み方を遅くする
- イ 日本語以外の言葉を使用する
- ウ 日本語以外の言葉で授業内容を要約してやる
- エ 授業の内容を単純化する
- オ その他（具体的にお書き下さい）

2 ない

3 そうしたことは個々の教員の自由裁量に任せている

まず、表3-2-1に各学部での授業の配慮の有無を示した。これによると、留学生にあわせた授業の実施やそうした取り決めのない学部が427学部中204学部（47.8%）でもっと多く、ついで個々の教員の自由裁量に委ねている学部が427学部中162学部（37.9%）、なんらかの配慮を実施したり取り決めを制定したりしている学部は427学部中27学部（6.3%）でもっとも少ないことがわかる。

それでは、このような授業での配慮の有無は留学生の規模と関連するであろうか。表に示したように、留学生数の増加にともなって留学生に対して授業の配慮を組織的に行う学部の割合が増加することがわかる。すなわち、留学生数が小規模の学部では278学部中13学部（4.7%）であるのに対して、留学生数が大規模の学部では18学部中4学部（22.2%）がなんらかの配慮をしている。

これらから、全体としてみると、学部として組織的に留学生に合わせた授業を配慮しているケースはまだ少数である。しかし、今後、留学生の規模が大きくなるにつれてこうした面での配慮が求められていくと予想される。

それでは、留学生に合わせた授業の配慮をしている学部は、具体的にどのような配慮を実施しているのであろうか。これを調査結果から表3-2-2に示した。この表は、授業での配慮をしていて答えた27学部に複数回答で配慮の内容を回答していただいたものである。この表から、「オ その他」を選んだ学部がもっとも多くて21学部（65.6%）、次いで「イ 外国語で授業を行う」が4学部（12.5%）、さらに「ア 授業の進め方を遅らせる」が3学部（9.4%）であることがわかる。

もっとも割合が多い「オ その他」とは、たとえば「留学生特別クラスを設置して授業のレベルを考慮する」（関東地方のある私立大学 理工学部 留学生数 153名）や「留学生を対象にした時間割を別に作成のうえ指導する」（関東地方のある私立大学 政治学系大学院 留学生数 28名）などである。また、「クラス全体に留学生に対して暖かく接することやノートをとる場合の協力などを要請する」（関西地方のある私立大学 教養学部留学生数 9名）など留学生の能力に合わせた授業の配慮も報告されている。

表3-2-1 留学生規模別学部での授業調整の有無（B9）

	全体	小規模	中規模	大規模	
ある	27 6.3	13 4.7	10 7.6	4 22.2	
ない	204 47.8	143 51.4	53 40.5	8 44.4	
個々の教員の自由裁量	162 37.9	93 33.5	64 48.9	5 27.8	
無回答	34 8.0	29 10.4	4 3.1	1 5.6	
計	427 100.0	278 100.0	131 100.0	18 100.0	

表3-2-2 留学生規模別学部での授業調整の方法（B9-1）

	全体	小規模	中規模	大規模	
授業の進み方を遅らせる	3 9.4	1 7.1	0 0.0	2 33.3	
外国語で授業を行なう	4 12.5	2 14.3	2 16.7	0 0.0	
外国語で授業内容を要約	2 6.3	0 0.0	1 8.3	1 16.7	
授業の内容を単純化	1 3.1	0 0.0	1 8.3	0 0.0	
その他	21 65.6	10 71.4	8 66.7	3 50.0	
無回答	1 3.1	1 7.1	0 0.0	0 0.0	
計 (複数回答)	32 100.0	14 100.0	12 100.0	6 100.0	

以上の調査結果から、多くの学部（大学院を含む）において留学生の学習を促進し助けるための特別の配慮をしている場合は少なく、多くは個々の教官の自由裁量に委ねられていることが明らかとなった。

(2) 学位の授与

学位の授与に関しては、留学生に対してなんらかの配慮がなされているであろうか。これを各学部（大学院を含む）について博士号と修士号の学位授与に対する配慮と学位論文の執筆の2点について検討する。たとえば総務庁行政監察局編の『留学生受入対策の現状と問題点』（昭和63年）では、文部省は①留学生に対する学位授与につき一層配慮する、②研究科における専攻内容等を勘案して、専攻分野が日本語・日本文化研究等日本語に関する知識が必要なもの除き、論文使用言語を日本語以外でも差し支えないものとする、③外国語試験科目に日本語以外の2ヶ国語を要求する必要がないものについては言語上の一層の配慮を行うよう促すことなどが勧告されている。したがって、多くの大学で留学生への学位の授与の配慮と学位論文執筆に対する配慮がなされていると思われる所以であるが、実態はどうであろうか。

まず博士号および修士号の授与について、私たちは各学部（大学院を含む）に次のような質問をした。

【質問B10】貴学部では、博士号・修士号などの学位の授与について、留学生に対しては特別の配慮をしますか。貴学部の学位授与規定を添付して下さい。

1 する

- 2-1 それはどのような配慮ですか。
- ア 学位論文を日本語以外の言語で書くことを許可する
 - イ 学位論文の長さ（量）について制限を緩める
 - ウ 学位論文のレベルを普通より下げる
 - エ 論文提出を奨励し審査時期を普通より早くする
 - オ その他（具体的にお書き下さい）

2 しない

調査結果から、多くの学部では学位の授与について留学生に特別の配慮をしていないことが明らかになった。表3-2-3に示したように、学位の授与に関して留学生へ配慮をしている学部は42学部中100学部（23.4%）でしかなかった。過半数の245学部（57.4%）は、学位授与について留学生に配慮をしていないと回答している。

それでは、「配慮をしている」学部はどのような配慮をしているのであろうか。これをなんらかの配慮をしていると回答をした100学部に複数回答で答えていただいた。この結果を表3-2-4に示したが、これから学位授与に関しての留学生への配慮において最も多いのは、日本語以外の論文執筆を許可していることが明らかとなった（65.6%）。具体的には、多くの学部で許可されている執筆可能な日本語以外の言語は英語である。次に多いのは「オ その他」であるが（29大学、23.8%）、この具体的内容は次のようである。

- ・学位の授与における外国語の試験科目への日本語の追加
- ・参考資料としての外国語の論文の提出の許可
- ・母国語による副論文の添付の許可
- ・日本語の修了書の発行の他に英語の DIPLOMA の発行

などである。

また、少数ではあるが、「学位論文のレベルを普通より下げる」というケース（6学部）や「論文の長さについて制限を緩める」というケース（1学部）が報告されている。これらの妥当性については意見が分かれるところであろうが、「論文提出を奨励して審査時期を普通より早くする」（4学部）のような方策は、もっと多くの大学で望まれるようになろう。

表3-2-3 学部での学位授与に於ける配慮（B10）

	全体		国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模	
ある	100	23.4	76	28.3	1	4.5	23	16.9	63	22.7	33	25.2	4	22.2
ない	245	57.4	148	55.0	19	86.4	78	57.4	146	52.5	85	64.9	14	77.8
その他	6	1.4	5	1.9	0	0.0	1	0.7	6	2.2	0	0.0	0	0.0
無回答	76	17.8	40	14.9	2	9.1	34	25.0	63	22.7	13	9.9	0	0.0
計	427	100.0	269	100.0	22	100.0	136	100.0	278	100.0	131	100.0	18	100.0

表3-2-4 学部での授業における配慮の方法（B10-1）

	全体	国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模		
ア 日本語以外での論文執筆	80	65.6	61	66.3	0	0.0	19	67.9	50	68.5	28	65.1	3	60.0
イ 論文の長さ制限を緩める	1	0.8	0	0.0	0	0.0	1	3.6	0	0.0	1	2.3	0	0.0
ウ 論文のレベルを下げる	6	4.9	5	5.4	0	0.0	1	3.6	5	6.8	1	2.3	0	0.0
エ 提出の奨励、早い審査	4	3.3	3	3.3	0	0.0	1	3.6	1	1.4	3	7.0	0	0.0
オ その他の他	29	23.8	21	22.8	2	100.0	6	21.4	17	23.3	8	18.6	2	40.0
NA 無回答	2	1.6	2	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	4.7	0	0.0
計 (複数回答)	122	100.0	92	100.0	2	100.0	28	100.0	73	100.0	43	100.0	5	100.0

次に、学位論文の執筆についてはどうであろうか。日本語以外の言語による論文の執筆を認めている大学はどれくらいあるのであろうか。これらを知るために私たちは次のような質問を各学部（大学院を含む）にした。

【質問B11】貴学部では、留学生に対し、日本語以外の言語による学位論文の執筆を認めていますか。

1 認めている

→ 2-1 どの言語を認めていますか。

ア 英語

イ 中国語

ウ その他（具体的にお書き下さい）

2 認めていない

調査結果から、学位論文に許可されている執筆言語について表3-2-5に示した。これによれば、427学部中234学部（54.8%）で日本語以外の言語による学位論文の執筆が認められており、一方で87学部（20.4%）において認められていないことが明らかとなった。そして表3-2-6から明らかなように、234学部で認められている言語のほとんどは英語（178学部）である。また、その他に認められている言語とは、ドイツ語やフランス語など、当該学部で審査が可能な言語である。しかし、多くの留学生が母国語とする中国語に関してはわずか4学部で認められているに過ぎない。わが国の大学の国際化との関連を考慮するとき、今後、論文執筆に使用可能な言語についてさらに検討が求められるようになるかと思われる。

表3-2-5 学部での日本語以外での論文執筆の有無（B11）

	全体	国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模		
ある	234	54.8	174	64.7	12	54.5	48	35.3	139	50.0	84	64.1	11	61.1
ない	87	20.4	36	13.4	7	31.8	44	32.4	54	19.4	26	19.8	7	38.9
その他	6	1.4	6	2.2	0	0.0	0	0.0	5	1.8	1	0.8	0	0.0
無回答	100	23.4	53	19.7	3	13.6	44	32.4	80	28.8	20	15.3	0	0.0
計	427	100.0	269	100.0	22	100.0	136	100.0	278	100.0	131	100.0	18	100.0

表3-2-6 学部で許可されている論文執筆の言語（B11-1）

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模							
ある	234	54.8	174	64.7	12	54.5	48	35.3	139	50.0	84	64.1	11	61.1
ない	87	20.4	36	13.4	7	31.8	44	32.4	54	19.4	26	19.8	7	38.9
その他	6	1.4	6	2.2	0	0.0	0	0.0	5	1.8	1	0.8	0	0.0
無回答	100	23.4	53	19.7	3	13.6	44	32.4	80	28.8	20	15.3	0	0.0
計	427	100.0	269	100.0	22	100.0	136	100.0	278	100.0	131	100.0	18	100.0

(3) 実習・研修の機会と教育助手（Teaching Assistant）の実施

会社や企業などでの実習や研修は、とりわけアジア地域からの留学生が多いわが国では、留学生の学習を実地の訓練で確かにするために有効であろう。また、教育助手（T. A.）は、日本ではあまり発達していない制度であるが、もしこれが実現するならば、留学生に対し大学教育の実習の機会を提供しかつ学費の援助にもなるという顕在的な機能だけでなく、日本の大学および社会への統合という潜在的機能も果たすことが期待される。このように、実習・研修の機会や教育助手は留学生の受入れと教育において重要な意味をもつのであるが、これまであまり関心が払われたとは思われない。それでは、これらはどのように実施されているであろうか。

まず企業での実習・研修について、私たちは次のような質問を各学部（大学院）に対して行った。

【質問B12】貴学部では、留学生のために会社や一般企業での実習・研修の機会を与えてていますか。

- 1 与えている
- 2 与えていない

調査結果を表3-2-7に示したように、実習・研修の機会を与えている学部は427学部中64学部（15.0%）であった。圧倒的多数の学部（328学部76.8%）はこうしたことを行っていない。そして、このような機会を与えることは、表に示したように、留学生の規模に若干の関連がみられる。すなわち、留学生数が小規模な学部では278学部中35学部（12.6%）がそうした機会を与えているのに対して大規模な学部では18学部中5学部（27.8%）が機会を与えている。このように、現状では実習や研修の機会を与えている学部は少数派であるが、留学生の増加にともない、今後こうした努力が求められることになる。

表3-2-7 留学生規模別学部における実習・研修の機会提供（B12）

	全体	小規模	中規模	大規模				
1 ある	64	15.0	35	12.6	24	18.3	5	27.8
2 ない	328	76.8	214	77.0	101	77.1	13	72.2
N/A 無回答	35	8.2	29	10.4	6	4.6	0	0.0
計	427	100.0	278	100.0	131	100.0	18	100.0

次に教育助手の実施について、私たちは各学部（大学院を含む）に次のような質問を試みた。

【質問B13】貴学部では、留学生にアルバイトとして、学部・学科の中での研究や授業の手伝いをさせていますか。

- 1 させていない
- 2 現在はさせていないが将来させるつもりである
- 3 現在させている

調査結果を表3-2-8に示したように、教育助手の仕事を現在「させている」学部は427学部中28学部（6.6%）にすぎず、大多数を占める363学部は「させていない」であった。この教育助手の仕事の有無は設置者には関係がみられなかった。しかし、表に示したように留学生数とは若干の関連がみられる。すなわち、留学生数が小規模な学部では278学部中11学部（4.0%）でしか現在、教育助手をさせていないのに対して、大規模に留学生を受け入れている学部では18学部中3学部（16.7%）で教育助手をさせている。教育助手についても、現状ではこうした仕事を与えている学部は少数派である。

表3-2-8 留学生規模別学部における授業・研究の手伝い（B13）

	全体	小規模		中規模		大規模		
1 させていない	363	85.0	238	85.6	112	85.5	13	72.2
2 将来させる	14	3.3	9	3.2	3	2.3	2	11.1
3 現在させている	28	6.6	11	4.0	14	10.7	3	16.7
N/A 無回答	22	5.2	20	7.2	2	1.5	0	0.0
計	427	100.0	278	100.0	131	100.0	18	100.0

また、現在実施している学部の教育助手の仕事の内容はといえば、事務的な仕事が主なようである。たとえば、図書の整理や受付、文部省科学研究費による研究の補助、論文や本のコピー、学部の教務補助や定期試験の監督員などの仕事が報告されている。刈谷によると、アメリカ合衆国におけるT.A.とは、「一般に、授業、学生からの質問への応答、成績評価、実験・実習の指導、試験の実施・監督などの形で、大学院生が学部レベルの教育を『手助けする』パートタイム・ジョブの総称、ないしその担い手を指す。それは、大学教授だけでは提供できない教育サービスを創出することによって大学教育の改善に貢献するばかりだけでなく、大学院生に将来の仕事の職業である大学教師になるための訓練・準備の機会を用意するものもある」というように、教育的な仕事に重点が置かれているという。わが国の場合は、このようなシステム化されたものではなく、「教育雑務補助員」程度のものというのが現状のようである。

(4) 各大学あるいは各学部（大学院を含む）の個々の活動

以上、私たちは各大学あるいは各学部（大学院を含む）の留学生の学業指導について(1)授業の配

慮、(2)学位の授与、(3)実習・研修の機会と教育助手について検討した。しかし、留学生の学業指導については個々の大学あるいは学部（大学院を含む）で多彩な工夫がなされている。それでは、各大学あるいは各学部（大学院研究科を含む）は、留学生の教育を改善するためにどのような手立てを実施しているであろうか。各大学あるいは各学部（大学院研究科を含む）による留学生のための教育の改善の実態を知るために、私たちは次のような質問を試みた。

【質問 A 25(B 17)】留学生の教育を改善するために、貴大学では何か工夫しておられますか。授業方法の改善、カリキュラムの改造、指導体制の改革、物的施設の改良、その他について、貴大学全体として、あるいは個々の学部・学科や教官レベルで、現在試みておられることがございましたら、どんな小さなことでも結構ですからご紹介下さい。また、それらに関するすでに発行された報告書や資料がありましたら、添付してください。

この質問には、111大学のうち69大学から回答をいただいた。そして、特になにも実施していない大学が14大学、現在対策を検討中という大学が6大学で、49大学がなんらかの手立てを講じていることが明らかとなった。学部については、過半数の学部では特別な活動を実施していないが、多くの学部（約100学部）が多彩な活動を実施していることが明らかとなった。

これら各大学および各学部で実施されている諸活動の内容についてみると、各大学での活動は留学生の語学対策に焦点があることが明らかである。たとえば、中部地方のある国立大学（留学生数 46名）は、①教育方法等改善経費を活用して「留学生の日本語教育の改善」を検討、②日本人学生向けの国語・国文学は留学生にとって難しいので「日本語等」の授業科目を設けての単位の読み替え、③その他、留学生のための特例科目の設置、などを実施している。また、関東地方のある私立大学（留学生 141名）は、①留学生だけの課外補習で英語による補足説明、②「日本語・日本事情」の講義の設置、③大学院で日本語の課外補講などを行っている。

一方、学部では個々に多彩な活動を実施している。主な活動は言語教育（日本語と英語）の充実と教育機器（コンピューターや視聴覚機器）の導入であるが、たとえば留学生の学会発表への支援（弘前大学 医学部）や国際交流研究協力室の設置によるワープロ、L.L.、ファックス、図書、新聞などの整備と在住外国人の言語人材バンクの発足（群馬大学 医学部）などを実施している。以下に、各学部の独自な活動の実施例のいくつかを示す。

- ・ 関西のある国立大学の教養部 留学生数 15名
 - 1. 特別科目「日本の文化と自然」「日本の社会と日本語」を開講（一般教育科目に読み替え）
 - 2. テレフォンカードで国際電話がかけられる電話ボックスの設置
 - 3. 日本語をよく聞き取れない留学生の音響心理的研究
 - 4. 留学生による講義の理解度のアンケート調査の実施
- ・ 九州のある私立大学の留学生別科 留学生数 18名
 - 1. 日本語の時間増設や日本語教育専門家の任用について検討中。
 - 2. 留学生の個人学習と日本語聽講生の集中学習のために別科専用の L.L. 設置を検討中。
 - 3. 別科学生と日本人学生の学問上の交流がないことは問題なので、英語による講義を別科の

専門教育科目とした。

- ・関東地方のある私立大学の別科日本語研修課 留学生数 61名

よりスムーズに日本語の習得がはかれるようにテキストの編集・刊行を進めている。奨学金の拡充を目指し、より多くの国からの留学生を受け入れることができるように準備を進めている。円高のため63年度は授業料を一律に5万円減額した。

- ・九州のある国立大学の農学部 留学生数 88名

1. 英文テキスト、英文試験の使用（日本人学生の国際化対応力養成も兼ねる）

2. 基礎学力の強化のために研究生に学部授業を聴講させる。

3. 制度改善委員会でカリキュラム改善等について議論中。

- ・中部地方のある国立大学の経済学部 留学生数 23名

1. 客員講師団と連携した工場見学の便宜。

2. コンピュータの導入による computer illiteracy の解消。

3. 日本語学校関係者との交流。

4. 放送大学のビデオ・テープを留学生に開放し、語学と専門補習の一助としている。（AV機器はゼミナール室に設置）

- ・近畿地方のある国立大学の医学部 留学生数 6名

研修テーマを定めて成果を小学会などで発表させて学会誌に論文として掲載するよう努力している。論文別刷りを作成することは直接に教育あるいは研修成果の向上につながるものと思われる。

- ・関東地方のある公立大学の経済学部 留学生数 22名

授業方法、カリキュラム、授業体制などについて今後検討されていくことになる。物的施設として現在、学内に国際交流センターの建設が進行中。

- ・北陸地方のある国立大学の工学部 留学生数 13名

大学教育方法等改善経費として、「コンピューターによる留学生の個別指導システムの開発」の要求を計画中。

- ・中国地方のある国立大学の総合科学部 留学生数 37名

日本研究講座所属者については入学後1年間、週1回日本語能力向上のため読書会を開設。社会科学研究科国際社会論専攻では、留学生のための特設授業を昭和63年度から開設。

- ・中部地方のある私立大学の法学部 留学生数 34名

法学部では昭和57年度から外国人留学生のカリキュラムを実施（第二外国語に日本語I, II, IIIの6単位、社会分野に日本事情概説4単位）。昭和62年度から随意科目（日本語2単位、日本語会話2単位）を履修済みでも毎年履修。これは、一般講義と重複しないよう第5限に開講。

- ・関東地方のある私立大学の教養学部 留学生数 171名

本学は日英両語を常用語とし、両語で開講。本学はアドバイザー制度を設け全学生（留学生を含む）にアドバイザーをつけている。

- ・北海道のある国立大学の教育学部 留学生数 9名

留学生の关心・要求に合わせ講義「日本語教育の諸問題」を開講。日本語学習に関する文献等を個々人に特別に用意し自由に使用できるよう配慮。個別指導を週1回2時間程度とり留学生の水準に見合った研究指導に心がけるとともに接触を密にしている。

- ・東海地方のある国立大学の工学部 留学生数 31名

1. 留学生相談室にパソコンを設置し留学生が自由に使えるようになっている。ワープロとし

て論文作成や研究のプログラムの作成等によく使用されている。

2. 相談室は日本語教材（本、カセット）の貸出を行っている。

3. 教育上の問題点

最後に、留学生の教育上の問題点を留学生側と留学生の受入れ側の両方について検討する。留学生の受入れにともない様々な問題が生じてくると思われるが、これらを各大学あるいは各学部（大学院を含む）はどのように認識しているであろうか。たとえば、臨時教育審議会の最終答申では次のように述べられている。

「国際社会で生きるために、先進諸国の一員としての国際的な責任を果たすとともに、人と人との交流、心の触れ合いを深めることが重要であるが、人的交流が拡大してくると、いわゆる文化摩擦が生じてくる。これをむしろ国際社会の常態と考えて、これから日本の社会の国際化のためのエネルギーに変えていくような新しい積極的な生き方が求められている。このような努力を通じて、我が国の個性豊かな伝統・文化の特質と普遍性が改めて再発見、再認識されることとなり、多様な文化と多元的な制度の共存と協調による平和と繁栄の国際社会の形成のために、我が国文化が寄与し得ることとなるであろう。」

このように、留学生の受入れにともなう問題への積極的な対応が求められている。そこで、本調査では、留学生の受入れにともなう様々な問題について各大学あるいは各学部（大学院を含む）の認識の実態を検討する。現段階における各大学あるいは各学部（大学院を含む）の留学生の受け入れの意識はどのようであろうか。

（1）留学生側の問題点

私たちは、まず留学生側の問題を各大学あるいは各学部（大学院を含む）がどのように認識しているかを知るために次のように質問した。

【質問 A23（B15）】貴大学の留学生一般について、教育上とくに問題がある（支障がある、困っている）と感じておられるのはどんな点でしょうか。該当するものに○をつけて下さい（いくつでも結構です）。この問題に関する資料がありましたら添付して下さい。

- 1 留学生の日本語読み書き能力の不足
- 2 留学生の日本語会話能力の不足
- 3 留学生的基礎学力（理科系の場合特に数学等）の不足
- 4 留学生的英語読み書き能力の不足
- 5 留学生的生活能力の問題（経済的困窮のため学業に専念できない等）
- 6 留学生と日本人学生との交友関係がうまく行かないこと
- 7 留学生と指導教官（教員）との人間関係がうまく行かないこと
- 8 その他（具体的に書いて下さい）

表3-3-1に示すように、各大学でもっとも問題であると考えられているのは、「留学生の読み書き能力の不足」で複数回答の310回答のうち77回答（24.8%）をしめている、ついで「留学生の日本語会話能力の不足」が55回答（17.7%）、「留学生の基礎学力の不足と生活能力の問題（経済的困窮など）」とともに52回答（16.8%）である。そして、「英語の読み書き能力の不足」の指摘が35回答（11.3%）である。「留学生と日本人学生との人間関係」及び「指導教官との人間関係」については、それぞれ順々に12回答、3回答で、たいして問題とは思われていない。

これらから、現段階においてもっとも問題であると意識されているのは日本語の能力であるということになる。ついで問題とされているのは、①留学生の基礎学力、②留学生の経済能力である。

一方、文化的な摩擦を含意する人間関係については、語学力や基礎学力と経済能力の問題とくらべて大変少ない。しかし、表からわかるように、僅かではあるが留学生数の増加とともに人間関係問題（学生及び教員の両方を含む）の割合が増加している。すなわち、留学生が小規模の大学では78回答中2回答、中規模の大学では142回答中4回答、大規模の大学では90回答中9回答となっている。

また、このような傾向は表3-3-2にあるように、各学部についてもほとんど同じである。各学部でもっとも問題であると考えられているのは「留学生の日本語読み書き能力不足」で複数回答の976回答中の266回答、次いで「留学生の日本語会話能力の不足」が176回答、そして「留学生の基礎学力不足」が141回答と続いている。人間関係に関する日本人学生や指導教官との関係については、それぞれ36回答と15回答が挙げられているにすぎない。

表3-3-1 留学生規模別大学での留学生教育上の問題（A23）

		全体	小規模	中規模	大規模		
1	読み書き能力の不足	77	24.8	21	26.9	37	26.1
2	会話力の不足	55	17.7	13	16.7	28	19.7
3	基礎学力の不足	52	16.8	10	12.8	26	18.3
4	英語読み書き能力の不足	35	11.3	12	15.4	10	7.0
5	生活能力の問題	52	16.8	12	15.4	27	19.0
6	自国学生との人間関係	12	3.9	1	1.3	3	2.1
7	指導教官との人間関係	3	1.0	1	1.3	1	0.7
8	その他の	20	6.5	6	7.7	9	6.3
N A	無回答	4	1.3	2	2.6	1	0.7
計（複数回答）		310	100.0	78	100.0	142	100.0
						90	100.0

以上にみたように、現段階における留学生に対する各大学あるいは各学部（大学院を含む）の問題意識の焦点は、日本語能力にあるといえる。そして、ついで留学生の基礎学力と経済能力を問題と意識している。したがって、長期的な展望においては人間関係を含めた問題意識の展開が予想されるが、当面の各大学あるいは各学部（大学院を含む）の問題意識は、留学生の日本語能力と基礎学力並びに生活能力にあるということができよう。

表 3-3-2 留学生規模別学部での留学生教育上の問題（B15）

	全体	小規模		中規模		大規模		
日本語読み書き能力不足	266	27.3	168	28.6	86	25.3	12	24.5
日本語会話能力不足	176	18.0	109	18.6	57	16.8	10	20.4
基礎学力不足	141	14.4	80	13.6	51	15.0	10	20.4
英語読み書き能力不足	99	10.1	53	9.0	44	12.9	2	4.1
生活能力の問題	125	12.8	61	10.4	57	16.8	7	14.3
日本人学生との交友	36	3.7	22	3.7	12	3.5	2	4.1
指導教官との人間関係	15	1.5	7	1.2	7	2.1	1	2.0
その他の	70	7.2	49	8.3	17	5.0	4	8.2
無回答	48	4.9	38	6.5	9	2.6	1	2.0
計 (複数回答)	976	100.0	587	100.0	340	100.0	49	100.0

(2) 留学生受入れ側の問題点

それでは留学生を受け入れる各大学あるいは各学部（大学院を含む）は、受入れ側自身の問題をどのように認識しているであろうか。私たちは、これを次のような質問で尋ねた。

【質問 A24 (B16)】上記の質問と関連しますが、留学生教育における受入れ側の問題点は何でしょうか。

- 1 留学生入学許可（選考）の方法に問題がある
- 2 カリキュラムが留学生のニーズに合っていない
- 3 留学生に向いた適当な教科書・教材がない
- 4 授業の進め方に問題がある（例えば、授業のテーマと内容がズれてい、全体計画の事前提示なしに授業が進められるなど）
- 5 指導教官（教員）の決め方など、指導体制に問題がある
- 6 指導教官（教員）の意識の遅れから留学生との人間関係がうまく行かない
- 7 大学の施設・設備が不備で余裕がない
- 8 その他（具体的に書いて下さい）

調査結果は表 3-3-3 に示したように、各大学でもっとも問題であると意識されているのは「大学の施設・設備が不備で余裕がない」で複数回答で201回答の55回答（27.4%）である。ついで「カリキュラムが留学生のニーズに合わない」とする大学と「教材の欠如」を問題とする大学がそれぞれ28回答（13.9%）となっている。そして、「留学生の入学許可の方法」が25回答（12.4%）で問題とされている。一方、「指導体制」や「教官の意識の遅れ」を問題とする回答は、それぞれ10回答、1回答である。これらの傾向は、各学部についても同様の結果が得られた。表 3-3-4 に示したように、もっとも問題と意識されているのは「大学の施設・設備が不備で余裕がない」で146回答（22.0%）である。ついで、留学生の入学許可の方法を問題とする学部が102回答（15.3%）、

カリキュラムを問題とする学部が87回答（13.1%）、教材を問題とする学部が83回答（12.5%）となっている。一方、指導体制や教官の意識の遅れを問題とするのは、それぞれ24回答と7回答であり、きわめて少なかった。

表3-3-3 留学生規模別大学における受入れ上の問題（A24）

	全体	小規模		中規模		大規模		
選考方法に問題あり	25	12.4	5	9.4	9	9.9	11	19.3
カリキュラムがニーズに合わない	28	13.9	10	18.9	10	11.0	8	14.0
適当な教材がない	28	13.9	7	13.2	15	16.5	6	10.5
授業の進め方が問題	8	4.0	2	3.8	4	4.4	2	3.5
指導体制に問題あり	10	5.0	3	5.7	3	3.3	4	7.0
指導教官の意識の遅れ	1	0.5	0	0.0	0	0.0	1	1.8
設備・施設が不備	55	27.4	13	24.5	26	28.6	16	28.1
その他の	32	15.9	7	13.2	17	18.7	8	14.0
無回答	14	7.0	6	11.3	7	7.7	1	1.8
計 (複数回答)	201	100.0	53	100.0	91	100.0	57	100.0

表3-3-4 留学生規模別学部における受入れ上の問題（B16）

	全体	小規模		中規模		大規模		
選考方法に問題あり	102	15.3	60	14.2	37	17.3	5	17.9
カリキュラムがニーズに合わない	87	13.1	57	13.5	27	12.6	3	10.7
適当な教材がない	83	12.5	52	12.3	29	13.6	2	7.1
授業の進め方が問題	20	3.0	12	2.8	7	3.3	1	3.6
指導体制に問題あり	24	3.6	17	4.0	7	3.3	0	0.0
指導教官の意識の遅れ	7	1.1	5	1.2	2	0.9	0	0.0
設備・施設が不備	146	22.0	84	19.9	56	26.2	6	21.4
その他の	116	17.4	74	17.5	34	15.9	8	28.6
無回答	80	12.0	62	14.7	15	7.0	3	10.7
計 (複数回答)	665	100.0	423	100.0	214	100.0	28	100.0

以上を要約するならば、現段階で留学生の受入れ側が問題としているのはまず設備の不足であり、ついで入学許可制度とカリキュラムや教材であるといえる。これらの面での整備が進めば、指導体制の改善も進むであろうと期待される。

このように(1)留学生側の問題点、(2)留学生受け入れ側の問題点の2つの側面について、各大学と学部（大学院を含む）がどのようにこれらを意識しているかについて検討を加えてきた。その結果、まず留学生側の問題については、おもに日本語能力が問題とされ、基礎学力並びに生活能力も問題と意識されていることが明らかとなった。一方、文化摩擦などの人間関係については、現段階ではほとんど問題とされていない。しかし、留学生の増加とともに問題意識の変化が予想されるので、今後、長期的な展望にたった留学生の受入れと教育の施策が要請されると思われる。

他方、大学側の問題については、おもに設備の不足が問題とされており、ついで入学制度やカリキュラムと教材が問題と意識されている。ところが、指導体制や教官の意識の遅れはほとんど問題とされていない。果して教員の側に問題はないのかどうか。実際に留学生の側から聞くところでは、教員の意識についての不満はけっして少なくない。したがって、教員が意識していないだけかも知れない。こうしたことを考えると、今後は、設備や制度の改善と、カリキュラムや教材の開発による留学生の学習環境の整備等と共に教員自身の意識改革も大きな課題ではないかと思われる。

(注1) THE JAPAN TIMES, June 30, 1989 に近年の調査結果が紹介されている。

(注2) 馬越 徹 「名古屋大学における留学生教育の現状と課題－最近の調査から－」『留学交流』 Vol. 1, No. 5, 1989. 5。

(注3) 文部省学術国際局留学生課 「留学生受入れの現状と施策」『大学と学生』第275号, 文部省高等教育局学生課編, 昭和63年, p. 35。

(注4) 刈谷 剛彦 「チーチング・アシstant制度とアメリカの高等教育－研究と教育の緊張のはざまに－」『大学研究』第3号, 1988. 12, 筑波大学大学研究センター, pp. 151-169。

(相 原 総一郎)

第4章 留学生の受入れと大学の国際化

以上、2つの章にわたって、急増途上にある留学生の受入れと教育に対する全国各大学・学部の対応の状況を概観した。この最後の章では、大学の国際化という視点から、留学生の受入れと教育に関するいくつかの問題について述べたいと思う。「大学の国際化」についてはいろいろな角度からのアプローチが考えられるが、今回の調査では、特に次の諸問題を取り上げた。1. 留学生の大学への影響についての大学人の受け止め方 [質問A26、B18]、2. 今後の留学生の増加に対する対応方針 [A27]、3. 留学生的就職問題への対応の現状 [B14]、及び、4. 大学間の国際交流（特に姉妹大学関係）の現状 [A12]。以下、この順序にしたがって、結果の考察を加えよう。

1. 留学生教育の大学への影響

これまでの考察から、各大学はそれぞれの立場から留学生の受入れと教育に独自の工夫を凝らし、試行錯誤的な努力を重ねている姿が明らかとなった。第1章で触れたように、こうした努力が真剣に積み重ねられるならば、それらは「大学の国際化」にとって重要な意義を持つと考えられる。「国際化」論議はしばらくおくとしても、留学生の増加という事実は大学の研究と教育に対してさまざまな影響を与えることは必定である。その点を各大学の関係者はどのようにみているであろうか。この問題についてはいろいろな調べ方が考えられるが、ここでは、それぞれの機関を代表する回答者の個人的な判断ないし認識を尋ねることにした。個人の認識であるから、回答にはかなり主観的な要素が入っていると思われるが、その立場から言って大方の意見や認識を代表するとみるとがきよう。

【質問A26(B18)】留学生の存在は、受入れ大学の研究と教育にさまざまの影響を及ぼすと考えられますが、貴学部ではそれをどのようにお考えでしょうか。このアンケート用紙にご回答下さる方の主観的な判断でも結構ですので、次のリストの中から、該当するものを選び、記号を○で囲んで下さい。該当するものがなければ、「その他」の欄に自由にお書き下さい。また、この問い合わせに関連する文書などがありましたら添付して下さい。

- 1 留学生の存在は本学（学部）の学問研究の活性化に役立っている
- 2 留学生の存在は本学（学部）の教員の教育態度や指導方法の改善に役立っている
- 3 留学生的存在は本学（学部）の学生の勉学意欲の増進に役立っている
- 4 留学生的存在は本学（学部）の教職員・学生の異文化理解の促進に役立っている
- 5 留学生的存在はその出身国との交流・国際親善に役立っている
- 6 留学生的存在は全体としての大学の国際化に役立っている
- 7 留学生的存在は本学教員の研究を圧迫している
- 8 留学生的存在は本学学生の教育条件を圧迫している
- 9 留学生的存在は本学職員の業務を圧迫している
- 10 わからない
- 11 その他
- 12 無答

「留学生の存在は、受入れ大学の研究と教育にどのような影響を及ぼすと考えるか」という問い合わせに対するA票の回答は、表4-1-1(A26)の通りである。この問い合わせには10の回答選択肢が設けられており、そのうちの6つ(1~6)は、それぞれ力点のおき方やニュアンスの差はあるが、いずれも留学生受入れの影響をポジティブに受け止める見方であり、これに対して残りの3つ(7~9)はいずれもネガティブな反応となっている。ポジティブな答えとは、留学生を(大学にとって)何らかの「役に立つ」存在とみているものを指す。

表4-1-1 留学生の大学への影響(A26)

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模							
学問研究の活性化	22	6.3	13	6.5	0	0.0	9	7.3	5	6.0	9	5.5	8	8.1
教員の指導の改善	15	4.3	8	4.0	1	4.2	6	4.9	1	1.2	7	4.2	7	7.1
自国学生の意欲増進	33	9.5	21	10.5	1	4.2	11	8.9	7	8.4	19	11.5	7	7.1
教職員の異文化理解	80	23.1	42	21.0	8	33.3	30	24.4	22	26.5	40	24.2	18	18.2
出身国との国際親善	67	19.3	37	18.5	4	16.7	26	21.1	17	20.5	32	19.4	18	18.2
大学の国際化	70	20.2	39	19.5	8	33.3	23	18.7	18	21.7	34	20.6	18	18.2
教員の研究を圧迫	8	2.3	6	3.0	0	0.0	2	1.6	0	0.0	3	1.8	5	5.1
自国学生の教育を圧迫	6	1.7	6	3.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6	5	5.1
職員の業務を圧迫	22	6.3	17	8.5	2	8.3	3	2.4	3	3.6	11	6.7	8	8.1
わからぬい	11	3.2	2	1.0	0	0.0	9	7.3	8	9.6	3	1.8	0	0.0
その他	6	1.7	5	2.5	0	0.0	1	0.8	1	1.2	2	1.2	3	3.0
無回答	7	2.0	4	2.0	0	0.0	3	2.4	1	1.2	4	2.4	2	2.0
計(複数回答)	347	100.0	200	100.0	24	100.0	123	100.0	83	100.0	165	100.0	99	100.0

(1) 全体的な反応パターン

比率の高い順にやや細かくみて行くならば、まずA票の回答では、①「異文化理解の促進」における留学生の存在意義を認めるもの80大学(23.1%)、次に、②「大学の国際化に役立つ」とするもの70大学(20.2%)、そして、③留学生の出身国との「国際親善に役立つ」とするもの67大学(19.3%)の3つの意見が上位を占める。これらを第1群として、それに続いて、④「自国学生の意欲増進」に役立つとする意見33大学(9.5%)、⑤「学問研究の活性化」に役立つとするもの22大学(6.3%)、⑥「職員の業務を圧迫する」とするネガティブな意見22大学(6.3%)、そして、⑦「教員の教育態度や指導方法の改善に役立つ」とするもの15大学(4.3%)である。あとは、少数意見となるが、⑧「教員の研究を圧迫する」が8大学(2.3%)、⑨「自国学生の教育を圧迫する」が6大学(1.7%)である。

以上は合計からみた全体的な傾向であるが、設置者による顕著な差異はみられない。すなわち、上に述べた順位は基本的には、国立、公立、私立を問わず共通する傾向であるということができる。ただ、実数は小さいが留学生の規模による差異は存在する。容易に予想されるように、ネガティブな見解は規模が大きくなるほど相対的に増えてくるといえる。小規模大学では、「職員の業務圧迫」をあげた大学は3大学にすぎないが、中規模の大学ではその数は11となり、また大規模大学では8となる。大規模大学の場合、それだけでなく、「教員の研究を圧迫」と「自国学生の教育を圧迫」という見方がともに5大学を数える。

表4-1-2 留学生の大学への影響（B18）

	全体		国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模	
学問研究の活性化	96	7.6	76	8.8	0	0.0	20	5.8	45	6.1	35	7.9	5	6.5
教員の教育指導の改善	49	3.9	40	4.6	2	3.4	7	2.0	23	3.1	23	5.2	3	3.9
自国学生の意欲増進	103	8.1	78	9.0	6	10.2	19	5.6	63	8.6	34	7.7	6	7.8
教職員の異文化理解	268	21.2	178	20.6	13	22.0	77	22.5	156	21.2	97	21.9	15	19.5
出身国との国際親善	222	17.5	148	17.1	12	20.3	62	18.1	128	17.4	80	18.1	14	18.2
大学の国際化	250	19.7	159	18.4	14	23.7	77	22.5	150	20.4	89	20.1	11	14.3
教員の研究を圧迫	59	4.7	45	5.2	2	3.4	12	3.5	38	5.2	15	3.4	6	7.8
自国学生の教育を圧迫	23	1.8	18	2.1	1	1.7	4	1.2	2	0.3	16	3.6	5	6.5
職員の業務を圧迫	62	4.9	51	5.9	2	3.4	9	2.6	29	3.9	26	5.9	7	9.1
わからぬい	54	4.3	30	3.5	2	3.4	22	6.4	49	6.7	5	1.1	0	0.0
その他の	45	3.6	27	3.1	3	5.1	15	4.4	25	3.4	16	3.6	4	5.2
無回答	36	2.8	16	1.8	2	3.4	18	5.3	28	3.8	7	1.6	1	1.3
計（複数回答）	1267	100.0	866	100.0	59	100.0	342	100.0	736	100.0	443	100.0	77	100.0

次に表4-1-2に示すB票の結果をみてみると、ここでも基本的にはA票の結果と大同小異である。多い順に述べると、①「異文化理解の促進」268学部（21.2%）、②「大学の国際化に役立つ」250学部（19.7%）、③「国際親善に役立つ」222学部（17.5%）、④「自国学生の意欲増進」、⑤「学問研究の活性化」96学部（7.6%）、⑥「職員の業務を圧迫」、⑦「教員の研究を圧迫」、⑧「教員の教育指導の改善」、⑨「学生の教育条件を圧迫」という順位になる。ここでも、国公私立別の顕著な差異はみられない。留学生の規模別では、A票の結果と基本的に同じで、留学生が増えたほど相対的にネガティブな意見が若干多くなる。

以上の結果をポジティブな見方とネガティブな見方のふたつに分けて整理すると、この質問に対しては、ポジティブな反応が圧倒的に多く（80%以上）、中でも、次の3つの答えにそれぞれ20%内外の反応が集まっている。

- ・留学生の存在は本学の教職員・学生の異文化理解の促進に役立っている
- ・留学生の存在はその出身国との交流・国際親善に役立っている
- ・留学生の存在は全体としての大学の国際化に役立っている

国際理解（異文化理解）・国際親善・大学の国際化の3つは、いずれも今日の日本の最大の国家的、国民的関心事である「日本の国際化」と関わりをもつ事柄であるから、こうした反応パターンは当然予想されたところであったといえる。しかし、国際化論はややもすれば一般論抽象論のレベルの論議にとどまる傾向がある。留学生が存在すれば大学の国際化が自動的に進むかのように考えるのは錯覚であり、むしろ留学生がある程度増えてからが問題であり、そこに大学の国際化に成功するかどうかの正念場が待ち受けているといっても過言ではあるまい。

この調査では、そうした点に注意を払った。すでにみたように、各大学では、留学生が増えたことが動機となって国際交流委員会を設置したり、担当事務局を新設したり、あるいは寄宿舎を整備したり、といったさまざまな対応策が講じられている。これらの事実は、いわば大学の国際化の“ハードウェア”的面である。しかし大学の国際化はさらに一步進んで、カリキュラムの改革や指導体制・授業法の改善などの“ソフトウェア”的面にまで突っ込んで考える必要がある。「留学生

の存在が教育態度や教育方法の改善に役立っている」という選択肢を設けたのは、留学生の存在が大学の教育革新のための“起爆剤”になり、自国学生にしか通用しないような狭い枠の中での伝統的な指導体制・指導法から脱皮して国際的に通用する教育課程・教育体制・教育方法の発展がみられるようになることが「大学の国際化」の一つの重要な側面であるはずであるとのわれわれの認識に基づくものである。しかし、結果を見ると、この“ソフトウェア”的反応比率は予想以上に低い（A票ではわずかに15大学、B票では49学部のみがこれをあげている）。多くの大学にとって「大学の国際化」論議はまだ抽象論レベルの端緒を得たばかりの段階にあり、具体的な論議はまだこれから課題であるという印象である。

(2) 留学生の存在に対するネガティブな反応

ポジティブな反応に比べればはるかに小さい比率ではあるが、留学生の存在に関してすでにネガティブな面を指摘する反応が現れていることは看過できないと思う。ネガティブな反応とは次の3点である。

- ・留学生の存在は本学教員の研究を圧迫している
- ・留学生の存在は本学学生の教育条件を圧迫している
- ・留学生の存在は本学職員の業務を圧迫している

自国学生とは教育的文化的背景を異にする留学生の扱いに教職員が戸惑いを感じることは、とくに受入れの初期段階では避け難いことかと思われる。経験を積むにしたがって、戸惑いは薄れて行くが、しかし、その一方で別の感情が頭をもたげてくる。すなわち、留学生の数が少ないうちにもの珍しさも手伝って留学生は大事にされるけれども、ある程度の数になると、受入れ側に“被圧迫感”が生じてくる可能性がある。“世界の留学生センター”を誇るアメリカでは、(特に理工系学部・学科で)留学生がクラスの半数以上を占めるほどにまでなっている大学(学部)があるというが、そうした大学では自国学生の教育が犠牲になっているのではないかという“被圧迫感”が生まれていると伝えられる⁽¹⁾。わが国では、そうした大学はまだ少数であるが、いくつかの大学(主に理工系学部)ではすでに似たような状況が生まれつつあると報じられる⁽²⁾。

現在はまだ“少数の意見”であるとはいえる、この段階ですでに“被圧迫感”が表明されていることは、留学生が今後さらに増えてきた段階では、このような反応が漸増する可能性を予測させる。というのは、すでにみたように、ネガティブな反応の比率は留学生受入れ数(実数が少ないので決定的なことはいえないけれども、一つの傾向として)が大きくなるほど高くなる傾向があるからである。ネガティブな影響のみを取り出して受入れ留学生数の規模別に再整理して比較してみると表4-1-3のごとくである。

表4-1-3 留学生の増加に対するネガティブな反応の比較

ネガティブな影響 (%)	大 学			学 部		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
教員の研究を圧迫	0.0	1.8	5.1	5.2	3.4	7.8
自国学生の教育を圧迫	0.0	0.6	5.1	0.3	3.6	6.5
職員の業務を圧迫	3.6	6.7	8.1	3.9	5.9	9.1
計	3.6	9.1	18.1	9.4	12.9	23.4

(小規模：20名以下、中規模：20～99名、大規模：100名以上)

なお、留学生の存在のネガティブな影響を述べた比率が、全体として大学（学長など）よりも学部（教官）レベルの回答において高いのは、後者の方が日常的に留学生の世話・教育に密着しているからであろう。これらのネガティブな回答をした大学の地域分布は、留学生の集中現象がみられる関東地域の理工系に多いかと予想したが、結果は（ここに明示することは避けるが）必ずしもそうではなく、全国（東北、関東、北陸、東海、関西、中四国、九州の各地域の国公私立大学・学部）に広がっており、学部の分布も同様に広範囲な地域に広がっている。

留学生の影響に関するネガティブな認識は、留学生向けの学寮や部屋や図書など、受け皿の整備が伴わぬうちに留学生数が増えてきたような場合に発達しやすいようである。これは首肯できるところである。新しい要素が加わった場合、多少の“被圧迫感”は保守ムードの職場にはつきものであるが、それは専任職員の配置や施設設備などの“ハードウェア”面の充実によってかなり解決できると思われる。留学生が少ない頃の歓迎あるいは“蜜月ムード”から迷惑あるいは“冷めたムード”へ転換する臨界点（全学生数に対する留学生の割合）がどの辺りにあるのかは、今後留学生の絶対数、増え方、施設設備の整備状況などの諸要因に関して実証的に確かめられねばならない問題かと思われる。しかし、もっと重要なことは、留学生受入れ・教育の“ソフトウェア”的充実であることを忘れてはならないだろう。

2. 留学生の増加に対する対応方針

周知のように、現在わが国の政府は、21世紀への留学生政策懇談会の『21世紀への留学生政策に関する提言』（昭和58（1983）年8月31日）を受けて、21世紀初頭には約10万人の留学生を日本に受け入れることを目標とした施策を展開しつつある。この施策が計画通り実施されるとしたら、機械的に計算して現在の約5倍の留学生が日本の各地の大学のキャンパスに学んでいることになる。彼らの受け入れ機関である各大学はこれをどう受け止めているのであろうか。あるいはまた、こうした国の施策との関わりは別にして、各機関はその自主的裁量においてこれから留学生を増やす方針でいるのか、それとも増加を抑制する方針なのか、あるいはまた、現に急増する留学生への対応に追われるのみで、まだ何も方針らしい方針を決めかねている状態にあるのか、われわれは大学としての考え方・方針を知りたいと考えた。アンケートA票の質問27はこうした趣旨から設けられたものである。

【質問A27】貴大学では、全体的な方針として、今後、留学生をもっと増やすお考えですか、それとも、抑制するお考えですか。該当するものを○で囲んで下さい。またその理由等についてご意見をお聞かせ下さい。該当する答えがない場合は、他の欄に具体的に書いて下さい。

1 増やす方針である

→ 1-1. どの分野を増やしますか（該当するものに○をつけて下さい）

ア 文科系（文学・法学・経済・経営・政治・商業・教育・社会・芸術等）

イ 理工系（理学・工学・農学・水産・家政・医学・歯学・薬学等）

ウ 分野を問わない

- エ その他（具体的に書いて下さい）
→ 1-2. 増やすのはなぜですか（いくつでも○をつけて下さい）
- ア 留学生受け入れは国際化時代の大学の使命だと考えるから
イ 大学のイメージアップになるから
ウ 自国学生の国際理解・異文化理解を促進するのに役立つから
エ 大学の活性化に役立つから
オ 国（文部省）の方針だから
カ 地域の要望があるから
キ その他（具体的に書いて下さい）
- 2 抑制する方針である
→ 2-1. どの分野を抑制しますか
- ア 文科系（文学・法学・経済・経営・政治・商業・教育・社会・芸術等）
イ 理工系（理学・工学・農学・水産・家政・医学・歯学・薬学等）
ウ 分野を問わない
エ その他（具体的に書いて下さい）
→ 2-2. それはなぜですか（いくつでも○をつけて下さい）
- ア すでに留学生が増え過ぎて困っているから
イ 言語・文化その他の点で指導がむずかしいから
ウ 教職員の負担増になるから
エ 施設設備の面で対応できないから
オ 留学生を受け入れても大学のイメージアップにならないから
カ 留学生を受け入れても大学の活性化に役立たないから
キ 留学生を受け入れても国際理解・異文化理解に役立たないから
ク その他（具体的に書いて下さい）
- 3 成りゆきに任せる
4 国の方針次第である
5 その他（具体的に書いて下さい。）

(1) 留学生増減の方針

結果は表4-2-1に示すとおりである。まず、全体についてみると、111大学中69大学（62.2%）が「増やす方針である」と答えている。反対に「抑制する方針である」と答えた大学はわずか3大学（2.7%）である。「増やす」という大学に次いで多いのは「成りゆきに任せる」で、11大学（9.9%）を数える。また、「国の方針次第」という大学が2大学（1.8%）あった。「成りゆきに任せる」と「国の方針次第」を合わせれば、13大学（11.7%）が増やすか抑えるか、まだはっきりした方針を定めかねているということになる。

留学生増減政策に関しては、設置者による違いが顕著である。国公私立別にみてみると、国立大学と私立大学は「増やす」がそれ以外をはるかに上回っているが、公立大学のみはいずれとも決めかねている印象がある。すなわち、国立は「増やす」という大学が57大学中43大学（75.4%）、私立は46大学中26大学（56.5%）あるのに対して、公立は8大学中「増やす」というところは0であ

る。反対に「抑制する」と答えた大学は、国立、公立、私立いずれも各1大学である。実数が少ないので百分比を云々することは余り意味がないかと思われるが、公立大学で顕著なのは、「その他」と答えた大学が相対的に多いことである（5大学（62.5%））。私立大学の場合は、「成りゆきに任せる」という大学が8大学（17.4%）、「その他」が7大学（15.2%）みられる。「増やす」という積極策と、「抑制する」あるいは「成りゆき任せ」・「国の方針次第」という消極策（「その他」を含む）とに二大別して設置者別の分布を整理してみると、国立は積極策をとるという大学が卓越する（75.4%：22.8%）のに対して、公立はそれと対照的に消極策が多く（0%：87.5%）、私立は積極策が消極策を多少上回る（56.5%：34.8%）というパターンになっている。

在籍している留学生数の規模別比較では、積極策を取る大学は、小規模大学と中規模大学とではほとんど同じ比率であるが、大規模大学は、小規模・中規模大学に比べてわずかながら低い（小規模大学64.5%、中規模大学64.3%、大規模大学54.2%）。それと反対に大規模大学では消極策の比率が相対的に高くなる（それぞれ、29.1%、30.5%、41.6%）。

以上のいずれでもない答えを選択した「その他」を見ると、条件付きで増加あるいは抑制策をとるという場合や、現在検討中という場合が多い。代表的なものを記すと次のとくである。

- ・現在対応策を検討中（7大学）
- ・現状で既に過剰（全学生の7.3%にもなる）、当面現行の水準を維持する、一応現状のままでいきたい、など（4大学）
- ・能力に応じた受け入れ制度を持続する方針（国際化時代の大学の使命だから）（2大学）
- ・質のよい留学生なら必要に応じ入学を許可する（3大学）
- ・国費及び政府派遣留学生の受け入れ依頼があった時は積極的に受け入れる（1大学）
- ・現在大学としての方針なし。受け入れる余裕があれば受け入れていく（1大学）
- ・その他・意味不明（5大学）
- ・大学の活性化・国際化の点で望ましいが、留学生の受入態勢が不十分であるため戸惑っている（3大学）
- ・留学生受け入れについては現在のところ増やす方向で対処しているが、大学の設備・施設等を考慮すると将来一定数で打ち止めもやむを得ないと考えている（1大学）

表4-2-1 留学生数の増減予定（A27）

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
増 や す	69 62.2	43 75.4	0 0.0	26 56.5	20 64.5	36 64.3	13 54.2
抑 制 す る	3 2.7	1 1.8	1 12.5	1 2.2	0 0.0	1 1.8	2 8.3
成りゆきに任せん	11 9.9	2 3.5	1 12.5	8 17.4	3 9.7	6 10.7	2 8.3
国 の 方 針 次 第	2 1.8	2 3.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.8	1 4.2
そ の 他	20 18.0	8 14.0	5 62.5	7 15.2	6 19.4	9 16.1	5 20.8
無 回 答	6 5.4	1 1.8	1 12.5	4 8.7	2 6.5	3 5.4	1 4.2
計	111 100.0	57 100.0	8 100.0	46 100.0	31 100.0	56 100.0	24 100.0

次に、積極策をとると答えた大学には、どの分野の留学生を増やすかという質問をしたが、この点については、全体としては、「分野を問わない」とする意見が最も多く（42.5%）、次いで理工系（24.7%）、文科系（19.2%）という順位である（表4-2-2）。ただ、この点に関しては、国立

と私立の場合に多少の違いがみられる。国立の場合は「文科系」、「理工系」、「分野を問わない」の3つの選択肢における回答の分布が全体の場合のパターンに似ている(50.0%, 26.1%, 13.0%)のに対して、私立の場合は、それぞれがほぼ均等に分散する。とくに、国立に比べて文科系の比率がやや高い点が目を引く。もっとも、いずれの場合も実数が少ないので、あまり差異を問題にしても意味がないかもしれない。なお、ここで「文科系」とは、文学・法学・経済・経営・政治・商業・教育・社会・芸術等の諸学部を、また「理工系」とは、理学・工学・農学・水産・家政・医学・歯学・薬学等の諸学部を指す。

なお、ここで「その他」と答えた大学がいくつかあるが、その中の2大学は留学生のための「日本語学」専攻の分野を重視すると述べていた。

表4-2-2 留学生数増加分野(A27-1)

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
文科系	14 19.2	6 13.0	0	8 29.6	6 28.6	7 17.9	1 7.7
理工系	18 24.7	12 26.1	0	6 22.2	8 38.1	9 23.1	1 7.7
分野を問わない	31 42.5	23 50.0	0	8 29.6	6 28.6	15 38.5	10 76.9
その他の他	6 8.2	3 6.5	0	3 11.1	0 0.0	6 15.4	0 0.0
無回答	4 5.5	2 4.3	0	2 7.4	1 4.8	2 5.1	1 7.7
計(複数回答)	73 100.0	46 100.0	0	27 100.0	21 100.0	39 100.0	13 100.0

(2) 留学生増加策をとる理由

ところで、今後留学生を増やす方針であると答えた大学に、その理由を尋ねたところ、次のような答えであった(表4-2-3)。全体としては、58大学(33.5%)が、留学生を増やすのは「国際化時代の大学の使命だと考えるから」と答えている。次に多いのは「自国学生の国際理解・異文化理解の促進に役立つから」という理由で、43大学(24.9%)がこれをあげている。そして、「大学の活性化」29大学(16.8%)及び「國の方針だから」24大学(13.9%)がそれに続く。「大学のイメージアップのため」という理由をあげる大学はわずかに9大学(5.2%)にすぎない。そのほかには、「地域の要望があるから」という理由をあげた大学が4大学(2.3%)あった。

表4-2-3 留学生数増加理由(A27-1)

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
国際化時代の大学の使命	58 33.5	36 35.0	0	22 31.4	18 33.3	28 33.3	12 34.3
大学のイメージアップの為	9 5.2	3 2.9	0	6 8.6	4 7.4	1 1.2	4 11.4
自国学生の異文化理解	43 24.9	22 21.4	0	21 30.0	16 29.6	18 21.4	9 25.7
大学の活性化	29 16.8	15 14.6	0	14 20.0	8 14.8	17 20.2	4 11.4
國の方針だから	24 13.9	20 19.4	0	4 5.7	6 11.1	13 15.5	5 14.3
地域の要望の為	4 2.3	4 3.9	0	0 0.0	0 0.0	3 3.6	1 2.9
その他の他	2 1.2	0 0.0	0	2 2.9	0 0.0	2 2.4	0 0.0
無回答	4 2.3	3 2.9	0	1 1.4	2 3.7	2 2.4	0 0.0
計(複数回答)	173 100.0	103 100.0	0	70 100.0	54 100.0	84 100.0	35 100.0

国公私立別にみると、国立も私立も大体同じパターンになっている。「国際化時代の大学の使命だから」という理由が国立（36大学（35.0%））私立（22大学（31.4%））ともにトップを占め、2位は「自国学生の国際理解・異文化理解の促進に役立つから」という理由である。若干異なる点は、「国際理解……」という理由に関して、私立大学（30.0%）の方が国立大学（21.4%）を比率においてかなり上回っていること、「大学の活性化に役立つから」とする意見についても、私立（20.0%）の方が国立（14.6%）を多少上回っていること、その反対に、国立の場合は（留学生を増やすのは）「國の方針だから」（それに従うまで）とする消極的な意見（19.4%）が私立（5.7%）に比べて多いのが目を引くことである。その他に、比率は小さいものの注目される理由づけとして、私立大学の場合に「大学のイメージアップになるから」とする意見が6大学（8.6%）から表明されていること（国立ではこのような意見はわずかに2大学（2.9%）にすぎない）、それに代わって、国立大学の場合に、私立大学にはない意見（0%）として、「地域の要望があるから」（3.9%）とする意見がみられる。なお、これらの理由づけに関する留学生数の規模別の顕著な差異はほとんどみられない。

最後に今後は留学生の受入れを「抑制する」という消極策を表明した大学の場合についてであるが、これは実数が余りに小さいので、比率の設置者別あるいは留学生在籍規模別の比較は意味がないと思う。ここでは、消極策をとる理由として、

- ・既に現状でも増えすぎているとの認識があること
 - ・教職員の負担増になると懸念されること
 - ・施設設備の面での対応が追いつかないこと
- などがあげられていることを述べるだけにとどめよう。

3. 留学生の就職問題への対応

留学生は本来一時的で在留者として渡航し、大部分は所期の目的を達成した暁には帰国する存在である。ところが、諸種の事情から、目的達成後もさらに留まって研究を継続したり、渡航先国で職を得てそのまま滞在し続けるケースがある。留学生の多いアメリカでは既に1960年代に、とくに発展途上国からの留学生の中に、学業修了後も母国へ帰ることを好まず、そのままアメリカに留まって就職するケースが続出し、「頭脳流出」現象の一環として大きな関心を呼んだが、この現象は今日でも後を絶たないといふ。最近ではとくに、留学生の留学動機が「国のために」というより個人のキャリア取得のためという場合が増えているように思われるが、そうした場合、留学生は国境にこだわらずにより有利な条件を求めるし、また雇用者である企業の側では、国際化時代の企業競争における生き残り戦略としても、国籍や文化的民族的背景に拘泥せずに優秀な人材を確保しようとする傾向が高まっているようである。一方、留学生の留学先国での就職や永住を歓迎しないナショナリズムの論理が、受入れ国、送出国の双方に存在するのも事実であり、「頭脳流出」問題への送出国側の警戒も絡んで、両国間の関係にとって複雑微妙な問題を含むのも事実である。

しかし、実際問題として、「グローバル・エコノミー」とか「ボーダーレス・エコノミー」とか呼ばれるように、経済の国際化が急速に進む現代においては、留学生だから帰国するのは当然とする考え方は次第に陳腐化しつつあるようにみえる。すでに日本の企業の中にも日本留学経験を持つものを採用しようとするところが少しずつ現れ始めている。本年（1989）8月17日付きの朝日新聞が伝える法務省の「留学生の日本企業への昭和63年就職調査」の結果によれば、日本への留学生の10人に1人が日本企業への就職を希望し、企業の方も大いに関心を示しており、実際、1988年度に

は、592人の留学生が就職を希望し、その88%に当たる522人が採用されたという。この数字は、5年前と比較して約2.8倍の増加になる。なお、採用された留学修了生の81.4%はアジア出身だとう。

この状況は、今後、留学生を受け入れた大学にとって、「アフターケア」の一環として、留学生への就職斡旋を回避できなくなることを示唆する。今後の大きな課題となることは間違いない。将来のこととはともかく、現段階では、わが国の大学はこの問題にどう対処しているのであろうか。そういうことを考えるために、われわれはアンケートB票に次のような質問を設けて、各学部での対応を尋ねてみた。

【質問B14】貴学部（学科または教官レベル）では留学生に就職の斡旋をしますか。

- 1 する
- 2 しない
- 3 その他（具体的に書いて下さい）

結果は表4-3-1に示すとおりである。まず、全体的な傾向としては、「就職斡旋はしない」という答えが、国公私立ともに最も多く、252学部（59.0%）を数えた。これに対し、「する」と答えた学部は、62学部（14.5%）であった。「その他」が78大学（18.3%）である。その他の具体的な内容については後述する。

国公私立別でみると、「斡旋する」という答えの割合は、高い順に並べると公立、私立、国立の順になる。その裏返しで、「斡旋しない」は、逆に国立、私立、公立の順になる。つまり、国立大学が留学生の就職に関しては最も“冷淡”ということになりそうである。これを、留学生数の規模別でみた場合、興味深い傾向として、規模が大きいほど世話を「する」という比率が高くなっている。すなわち、小規模大学では、「する」は278学部中28学部（10.1%）にすぎないが、中規模大学ではその値は131学部中27学部（20.6%）であり、大規模大学になると、18学部中7学部（38.9%）を数える。むろん、この表の数字は実数が小さいので軽々に断言は出来ないが、これはあきらかに留学生が増えれば無視できなくなることを示唆している。

表4-3-1 就職の斡旋（B14）

	全体	国立	公立	私立	小規模	中規模	大規模
する	62 14.5	30 11.2	6 27.3	26 19.1	28 10.1	27 20.6	7 38.9
しない	252 59.0	176 65.4	10 45.5	66 48.5	166 59.7	80 61.1	6 33.3
その他	78 18.3	47 17.5	3 13.6	28 20.6	51 18.3	22 16.8	5 27.8
無回答	35 8.2	16 5.9	3 13.6	16 11.8	33 11.9	2 1.5	0 0.0
計	427 100.0	269 100.0	22 100.0	136 100.0	278 100.0	131 100.0	18 100.0

ところで、国公私立別あるいは留学生の規模別のいずれの場合にも、「その他」のカテゴリーに答えがかなり集まっているが、その内容を入念に調べてみると、すでに留学生の数が相当数に達し

ている一部の大学・学部を除く大部分の大学・学部にとって、留学生の就職問題はまだ経験したことのないまったく新しい問題であり、対応の仕方はこれから考えるという段階にあることが分かる。つまり、就職斡旋問題に当面する程には留学生の数が大きくなないことや、これまでのところ日本での就職を希望する留学生がまだそれほど現われていないため、どう対応するか方針を決めていないというのが大方の実状のようである。しかし、中にはすでに組織的に留学生の就職斡旋を実行しているとみられる大学・学部もある。それらを勘案すれば、就職斡旋を事実上行なっている大学・学部の数はもっと増えることになる（少なくとも全体で70機関（16.4%）になる）。以下、「その他」の中身を少し覗いてみよう。

○未経験（必要に当面したことがない）：27機関

多くの大学にとって、留学生の就職問題はまだ未経験事項に属する。「今まで留学生の就職斡旋の必要が生じたことがない」、「留学生はすべて帰国しているため就職の斡旋は行なっていない」、「該当者がいなかった」という大学が多い（国立15大学20学部、私立 6大学 7学部）。

「斡旋しない」と答えた大学・学部の中にも、おそらく同様の理由によるものが含まれていると思われるし、また留学生の受け入れ自体が新しいできごとで、「まだ留学生の卒業・修了生を出していない」というケースも少なくないと思われる。「今春、初めて卒業生を出すため斡旋するかどうかは大問題で検討中」という大学・学部もある。

○組織的に対応：18機関

一方、すでに組織的に対応しているとみられる大学・学部もある。これらの大学・学部は質問への回答で「する」と答えて然るべきケースかと思われるが、一部に電話で確かめたところでは、教授会等で正式に方針を決めてやっているわけではなく事実上の対応であるため、「その他」と答えたという説明が得られた。

組織的対応の形は多様で、「就職対策委員会として日本で就職希望者のみに行なっている」、「学生課で斡旋の世話をする」、「全学の就職部で斡旋」、「就職担当委員が世話をする」、など。中には「国際交流委員会で斡旋」というケースもある。対応の仕方は同じ大学でも学部によって「認識」の仕方に違いがあり、ある学部は「全学の就職部が世話をする」と答えているのに対し、別の学部では、「個々の教員の裁量に任せられている」という答えが見られるケースもある。

また、これも「組織的対応」の一部に加えてよいケースかと思われるが、「学生課就職係が自國生と区別なく担当、留学生係がこれに協力」というケースや、世話をする部局は具体的に述べられていないけれども、留学生だけ特別扱いするのではなく、他の日本人学生一般と区別無しに（事務の担当係で）世話をするというケースが比較的多くみられる（国立 7 大学、公立 1 大学、私立 2 大学）。

○個々の教員レベルでの対応：29機関

留学生の就職斡旋は、大学あるいは学部として組織的にはやらないが、「個々の教官レベルで配慮している」あるいは「教員の自由裁量にまかせている」というところが比較的多い（国立 4 大学 4 学部、私立 8 大学 9 学部）。

また、これは、組織的対応と個々の教員レベルの対応との間にあり、やや組織化された形態といえるものであるが、「所属学科」や「講座・研究室」で対応というケースもある（国立 1 大学理工系、私立 2 大学 4 理工系学部）。

さらにまた、これは組織あるいは個人のどのレベルでの対応なのかはっきりしないが、「希望者があれば斡旋する」、「頼まれれば推薦状を書いたり相談に乗る」という回答を寄せた大学・学部も少数みられた（国立6大学9学部、私立1大学2学部）。

○その他：5機関

その他、「就職の斡旋はしないが情報を提供」するケース（国立大工）や、日本でなく「国外に就職するための斡旋」をしたことがあるというケース（国立大農）が報告されている。また、就職の斡旋ではないが、「国内企業での半年の研修を斡旋」（国立大理）、「医師国家試験合格後本人の希望で研修」（国立大医）、「帰国前の短期間の工場実習を斡旋」（国立大農）など、卒業後の研修・実習の斡旋をした例がある。

4. 国際教育交流について

本章の最後に、国際教育交流の現状についてわかったことを少し述べておきたい。各大学は、外国から留学生を受入れるばかりではなく、外国の特定の大学と提携して自分の大学の学生や教職員を留学させる国際教育交流協定（いわゆる姉妹大学）を締結しているところが年々増えている。この傾向は今後も続くことは間違いない。教員の交流ばかりでなく学生の交換留学のプログラムを含む「姉妹大学」関係の締結は、相互の大学の教育課程の共通化・単位の互換制度（読み替えを含む）の発達を促進する契機となるという点で、大学の国際化の重要な部分をなすことができる。われわれの調査に教育交流に関する質問を加えたのは、そのような理由からである⁽³⁾。

【質問A12】貴大学では、どこか特定の国または特定の機関（大学など）との間に留学生交流計画をお持ちですか。資料があれば添付して下さい。

- 1 ある → 国名・機関名、提携関係の内容、留学生受入れ・送出し人数
- 2 ない
- 3 その他（具体的に書いて下さい。例、現在計画中等）

われわれの調査では、表4-4-1からわかるように、有効回答を寄せた111大学中57大学（50.4%）がそうした交流協定をもっていると答えている。「交流をもたない」大学は、41大学（36.9%）である。国公私立別にみれば、外国に姉妹大学をもつ大学は、国立57大学中34大学（58.6%）、公立8大学中2大学（25.0%）、私立46大学中21大学（44.7%）である。交流協定をもつ大学は受入れ留学生数の規模が相対的に大きい大学に多くみられる。すなわち、外国大学と交流協定をもつ大学は、留学生を100名以上受け入れている大規模大学の場合、24大学中19大学（79.2%）であるのに対して、中規模大学は56大学中27大学（46.6%）であり、また小規模大学は31大学中11大学（35.5%）である。

これらの大学の交流の相手となる外国大学は学部ごとに決められる傾向にあるので、交流提携先の教育機関数は一つとは限らず、多いところでは早稲田大学のように62大学と関係を結んでいるケースもある⁽⁴⁾。試みに提携大学数別の分布をみると（表4-4-2参照）、最も多いのは提携大学

表4-4-1 外国機関との交流（A12）

	全体		国立		公立		私立		小規模		中規模		大規模	
ある	57	51.4	34	59.6	2	25.0	21	45.7	11	35.5	27	48.2	19	79.2
ない	41	36.9	16	28.1	6	75.0	19	41.3	19	61.3	20	35.7	2	8.3
その他	10	9.0	4	7.0	0	0.0	6	13.0	1	3.2	8	14.3	1	4.2
無回答	3	2.7	3	5.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.8	2	8.3
計	111	100.0	57	100.0	8	100.0	46	100.0	31	100.0	56	100.0	24	100.0

数5以下のケースであり、57大学中35（61.4%）大学がそうである。次いで、6-10の外国大学と提携している大学が9大学（15.8%）、また11-20大学と提携する大学が4大学（7.0%）である。

表4-4-2 交流機関数による大学数の分布

提携相手の数	大学数	%
1-5	35	61.4
6-10	9	15.8
11-20	4	7.0
21-30	2	3.5
31-40	0	-
41-50	1	1.8
51-60	0	-
61以上	1	1.8
不明	5	8.8
計	57	100.0

表4-4-3はこれらの諸大学の交流相手となる大学の地域的分布を示したものである。これによると、提携先の機関の所在国は全世界に広がっていることがわかるが、最も多いのは北アメリカの諸大学であり、次いで中国やヨーロッパの諸大学が多い。東西別でみれば、自由主義諸国の大学が圧倒的に多い。社会主义諸国の大学は、中国を例外として、非常に少ない。また、南北別では、圧倒的に北側の諸国が多い。

この地域的分布を一瞥して思うことは、わが国に迎え入れている留学生の出身国分布との著しいアンバランスである。すなわち、唯一中国（あるいはせいぜい韓国まで）を例外として、わが国に学ぶ留学生の出身国中圧倒的優位を占めるアジア諸国との提携が非常に少ない。本章第2節で触れたように、わが国の大学人の間では、留学生の量的増加とともに「質のよい留学生」を求める声が出てきているが、質のよい学生を確保するには、“顧客国”であるアジア諸国との提携して、受入れ大学に関する広報も行い、送出国の学生の意識や学力評価に関するできるだけ詳しい現地情報を入手することなどが必要になるだろうと思われる。こうした点を考えるとき、このアンバランスはいささか気になることといわねばなるまい。

表 4-4-3 交流機関の地域的分布（所在国）

提携先大学の国名	同機関数	提携先大学の国名	同機関数
ア メ リ カ	149	ソ 連	2
中 国	57	ポ ラ ン ド	2
フ ラ ン ス	27	イ ン ド ド	2
西 ド イ ツ	26	イ ン ド ネ シ ア	2
韓 国	11	ス ペ イ ン	1
イ ギ リ ス	9	台 湾	1
カ ナ ダ	9	ニ ュ ー ジ 一 ラ ン ド	1
オ ー スト ラ リ ア	7	ベ ル ギ 一	1
東 ド イ ツ	6	ス リ ヰ ン カ	1
タ イ イ	5	フ ィ ー ジ 一	1
ス イ ス	4	ケ ニ ア	1
オ ラ ン ダ	4	オ ー スト リ ア	1
ス エ ー デ ン	3	ス ー ダ ナ ン	1
フ イ リ ピ ン	3	香 港	1
ブ ラ ジ ル	3	リ ベ リ ア	1
デ ン マ ー ク	2	イ ラ ク	1
ブ ル ガ リ ア	2	東 南 アジア 文部大臣 機構	1

大学名不詳50を含む。

(注 1) "Foreign Students: a Valuable Link," *Change*, July/August, 1987.

(注 2) 日経新聞, 1988. 8. 17 「外国人留学生 工業系大学院で急増 (国立 8 大学調査)」

(注 3) わが国の大学の姉妹大学関係締結の状況については、その後、文部省や私立大学連盟による、より詳細な調査資料があることが判明した。それらの資料は本調査とは調査時期が異なるので必ずしも一致しない点もあると思われる。

(注 4) 『全国大学留学生受入れと教育に関する調査報告書 資料篇』広島大学 大学教育研究センター, 1990 年, 「姉妹大学交流提携先大学名一覧」を参照されたい。

(江淵 一公)

第5章 留学生受入れに関する政府への要望

——政府への要望項目（キーワード）——

アンケート（A票・B票とも）の最後の質問として、われわれは各大学・学部の代表者あるいは留学生担当責任者の方々が留学生の受入れや教育に関して現在感じていることや、今後留学生の受入れと教育を円滑に進めて行く上で必要だと考えていること、あるいは、それらを実現するためには政府に対して何を要望したいかを自由記述の形で書いていただくことにした。

【質問 A28(B19)】留学生受入れ・教育についてお気づきの点や政府への要望などがございましたら、ご自由にお書き下さい。

この質問に対しては実に多くの分野にわたる多様な反応が返ってきた。とくに政府への要望がたくさん書かれていて、それらを読み通すだけでも容易ではなかった。与えられた余白いっぱいに小さな文字でぎっしり書かれた回答は、どれも各大学が現在当面している困難な問題への取り組みの現状と事態改善のために必要な政府の施策への要望を切々と訴えていて、感動的ですらある。記述のスタイルや記述の詳しさに違いはあっても、各大学が訴えようとしていることには共通点が多い。

各大学・学部から出された政府への要望は多岐にわたり、しかも要望の仕方もその記述の仕方も簡単に整理しきれないほど多様である。ここでは、便宜上、要望内容を端的に表すキーワードを拾い出して、その頻数を調べることにより、どのような点に最も多くの問題があり、また改善への関心が集まっているかを知るための目安とした。下表はその意図のもとに整理したキーワード一覧表である。

これによると、留学生受入れの問題点・要望の焦点は多様であるが、上位5つをあげると、①宿舎の整備、②経済的援助、③担当専任職員配置、④日本語教育の充実、⑤国費留学生の定員増になり、中でも、宿舎の整備と奨学金など生活費援助への要望が高い。7位にあげられている「施設・設備の充実」という要望は一般的な表現だが、これは「宿舎」と重複している部分も考えられるので、それらを含めれば宿舎についての要望はもっと多いということになる。生活費援助については、それぞれの大学が民間団体奨学金の世話など、努力を重ねていることは前に瞥見した通りである。また、これらについては、文部省においても近年さまざまの措置を講じていることは周知の通りであるが、受入れ大学にとってはこれらがいかに切実な問題であるかということを暗示している。

1位及び2位を占める項目の出現頻数からいって、留学生の生活環境条件の整備充実と、奨学金など生活基盤の保障とが最優先課題と認識されていることがわかるが、それに次いで重視されているのは、留学生担当職員（教員・事務職員・相談員など）の配置を始め、相談窓口の設置、カウンセリングの充実、チューター制の充実など、留学生支援要員に関する人的条件の整備充実である。

また、キーワードとしてはそれぞれ個別になるが、留学生の定員、選考方法、（国費留学生の）各大学への配分、受入れ手続きなど、留学生受入れ制度の改善に関する要望もそれらを合わせれば無視できない数になる（例えば、5. 国費留学生の定員増、8. 留学生選考方法の改善、14. 日本語試験・統一学力試験、24. 留学生を定員外と認定、31. 留学生出身国の偏りの是正、32. 留学

生の定員増、35. 専攻分野毎の均等配分、44. 留学生問題に関する行政指導の充実、45. 留学生の定員化、49. 留学生的各大学への分散、50. 入国手続き・在留手続き等の改善など)。

さらに、留学生教育のための（日本語・英語・基礎学力の）補習教育の充実やカリキュラム・教材開発などと関連したものも少なくない（例えば、4. 日本語教育の充実、13. 基礎学力の向上、19. 留学生的教育の改革、20. 留学生専用カリキュラムの開発、26. 教材開発等の支援、37. 留学生的英語教育など）。そのような仕事自体は各機関の責任であるが、それらを進めるための経費の要望が多くの大学から出されている。

1. 宿舎等住居の整備	83
(うち、日本人学生と同居の宿舎を希望)	5)
2. 奨学金・授業料免除等経済的援助	61
3. 留学生担当専門職員（教官を含む）の配置	34
4. 日本語教育の充実	34
5. 国費留学生の定員増	23
6. 留学生経費の増額	18
7. 施設・設備の充実	15
8. 留学生選考方法の改善	15
9. チューター制の充実	12
10. 大学への援助	12
11. 留学生組織・窓口設置	10
12. 受入体制の整備	11
13. 基礎学力の向上	9
14. 日本語試験・統一学力試験	7
15. 地域社会との交流	7
16. 保証人制度の改善	6
17. 国費・私費留学生の格差是正	6
18. 指導体制の充実	6
19. 留学生的教育の改革	6
20. 留学生専用カリキュラムの開発	5
21. 博士課程の新設・充実	5
22. 学位取得の簡便化	4
23. 就職の斡旋	4
24. 留学生を定員外と認定	4
25. 日本に関する的確な情報の提供	4
26. 教材開発等の支援	4
27. 留学生相談員制度の設置	4
28. 教官の個人的負担の軽減	3
29. カウンセリングの充実	3
30. 留学生問題に関する職員の（海外）研修	3
31. 留学生出身国の偏りの是正	3

32.	留学生の定員増	2
33.	単位互換制度の促進	2
34.	留学生の身分の法的保障	2
35.	専攻分野毎の均等配分	2
36.	留学生のアルバイト認可	2
37.	留学生の英語教育	1
38.	留学生問題についての姿勢の改善	1
39.	フェローシップ制度の充実	1
40.	留学生に関する定期刊行物の発行	1
41.	留学生受け入れ能力の確定	1
42.	生活用品の貸与	1
43.	医療サービスの充実	1
44.	留学生問題に関する行政指導の充実	1
45.	留学生の定員化	1
46.	留学生同窓会の結成	1
47.	入学時期の再検討	1
48.	国際大学都市の建設	1
49.	留学生の各大学への分散	1
50.	入国手続き・在留手続き等の改善	1

.....

なお、要望事項の具体的な内容については、別途刊行の機関（大学・学部）別要望の記述をご参照願いたい。この整理表の基になった各機関による要望の一覧は当初の計画では本報告書に別表として収録の予定であったが、予想をはるかに超える分量になったため、紙幅の関係もあって割愛せざるを得なかった。しかしながら、それらは、本センターより『全国大学留学生受入れと教育に関する調査報告書 資料編』と題する資料集に、他の文書資料から得られたデータの整理表と共に収録し、簡易印刷により別途刊行の予定である。要望内容の詳細に関心のある方は同書をご参照いただきたい。

(江淵 一公)

終章 今後の課題

以上、全国大学中留学生10名以上が在籍している大学及び学部を対象とする留学生受入れ及びその教育の現状について、われわれの入手したデータの概要を紹介した。本調査報告は、当大学教育研究センターにおける留学生問題研究の一環として行われたものであるから、当初は過去の研究データとの比較も行いたいと考えていた。また、この調査そのもののデータについても、本来ならば、多角的なクロス分析などを施して、より突っ込んだ分析と考察を加えるべきところであるが、現在そうした余裕がない。それゆえ、報告書発表の適時性も考慮し、とりあえず今回得られたデータができるだけ生の形で提供し、各方面の利用に供することも意味があるのではないかと考えて、通りいっぺんの分析にすぎないことを承知の上で、あえて発表することにした次第である。本報告書で指摘あるいは提起した諸点のさらなる考察は今後の課題としたい。

本報告書を結ぶに当たり、若干の感想を記しておきたい。今回の調査は、肝心の留学生自身が受け入れ大学の対応をどう評価しているかについてはまったく調べていないので、このデータだけで結論を下すことは危険であるが、全般的な感想を述べるならば、まず第1点は、各大学はそれなりに可能な限りの努力をしているとの印象を得たことである。今日のような留学生の急増はどの機関にとっても新しい経験であり、そのための戸惑いも感じられるが、各種の制約の中で、各大学は留学生教育の成果をあげるためにさまざまな工夫を凝らしており、少なくとも現段階では、留学生の存在を積極的に受けとめようとする姿勢が強い。率直にいって、留学生さえいれば大学の国際化ができるといった安易な考え方方が皆無であるとはいえないし、“蜜月期”(?)を過ぎた段階でもこの積極姿勢が保持されるのか、それとも冷めて行くのかは未知数であるが、各大学の積極姿勢は評価すべきであろう。

感想の第2点は、留学生受入れ・教育の体制の整備状況における大学間較差が著しいことである。こういう言い方は誤解を招くかもしれないが、留学生受入れに関して“先進的な”大学と、あきらかにすべてがこれからという“発展途上”大学とが存在する。むろん、“先進大学”とは、留学生が集中する傾向のある大都会地の大学に多いが、こうした大学は、多数の留学生を抱えて、受入れ対応策に関しても経験豊かな「ノウハウ」をもっているようである。今後、留学生教育経験の浅い大学のためにそれらをどう「モデル」化するか、またそれを含めて各大学間の情報交流をどう進めしていくかを考えていく必要があろう。

第3点として、各大学の取り組みの姿勢には評価できるものがある一方では、現在すでに、やや心配になる兆候もいくつか現れている。その中でも、いくつかの大学に関する事例調査⁽¹⁾から得た印象を加味して、とくに次の点を指摘しておきたいと思う。

その第一は、教授法改善・指導システム改善への関心の低さである。筆者自身の体験と反省を込めていうと、「国際化」の視点からみたときの日本の大学における留学生教育の最大の問題点は、指導法・教授法、そして評価法（とくに評価基準）の未確立（あるいは、早くいえば“未熟さ”）にある。最近では『大学授業法入門』のような書物も著されているが、これは、大学がいわゆるエリート型からマス型へと転換した時代（マーチン・トロー）には、大学教員にもそれなりの教育者としての素質と技術を磨く姿勢が要求されるという現実を反映している。だが、この点で、日本の大学の教員は果たして責任ある対応をしているといえるかどうか、重大な疑義があるように思われる。筆者が関知する大学の指導のシステムは、依然として、一方通行の授業法や、講座制に基盤をおく狭い門閥主義の論文指導体制が支配的である。筆者の印象では、留学生の不満もそこに集中し

ている。日本の大学が国際化するためには、このような点を改善することが急務であると考えられるのだが、この点については、調査結果の全体を通じて、遺憾ながら余り深く考えられていないという印象を受けた。

第二に、このことと密接に関連した問題として、“裏カリキュラム”ないし“二重基準”的出現の可能性が心配されることを指摘しておきたい。それは次のようなことである。

ある種の補習授業や特別研修計画のような留学生のためのカリキュラムの発展は、留学生教育と自国学生教育のカリキュラムの二元化を事実上促しているといえる。この意味のカリキュラムの“二重構造”は、元来日本語・日本文化についてのハンディキャップを背負う留学生のためにそれを補償する方法として正当化される限り、“表カリキュラム”的一環と捉えることができよう。だが、学位授与要求に対する対応に垣間みられるような、留学生には別の基準を適用する“教育評価の二重構造”がまかり通るようになると、それは大きな問題であると思われる。なぜなら、その意味の“二重構造”は、体系化された教育システムの整備と評価システムの確立という大学の国際化の最も重要な課題性を曖昧にしてしまう心配があるからである。

そうしたことが危惧されるのは、日本の大学教育においては、説明可能な論理に則った学習進度の階層構造を持つカリキュラムが存在せず、より根本的には適正な教育評価基準の確立への努力が、とくに文科系の分野において払われていないように思われるからである。留学生からの要求を“隠れたカリキュラム”的展開で解消するのではなく、現存のカリキュラム・指導法の全面的な見直しの契機となすことによって初めて、留学生の存在が日本の大学の国際化にとって真に意義ある存在になるといえるのではないだろうか。これを実現するためには、各専門分野において、学問の構造とそれを教育的に翻案したカリキュラムの構造（スコープとシーケンス）を明確化する研究が推進されなければならないであろう。

留学生はその数が比較的少ない間は、“珍客”として厚遇される傾向にあるが、ある限度を越えると、いろいろな面で“お荷物”視される可能性が出て来る。留学生の方もまた本音をいい、ニーズに合うものをはっきり要求するようになるであろう。“蜜月期”を過ぎてからの処遇の質が大学の国際化への関心の真偽の程を示す指標ともいえる。厚遇であれ逆に冷遇であれ、留学生を別扱いする“裏カリキュラム”的発展は“建て前の国際化”的表徴であり、“本音の国際化”を実現する上では障害になると思うのである。

筆者は、一昨年（1987）と昨年（1989）、アメリカを訪問し、アメリカのいくつかの大学の留学生受入れシステムについて調べ、それに関する国際会議に出席する機会を得たが、その訪問を通じて、アメリカの諸大学の留学生の扱い方に関して、最近大きな変化が起こりつつあることを痛感した。その一つは、最近では途上国の教育水準が上がり、自国における高等教育システムの整備が徐々に進むに従って、アメリカに留学する途上国出身の学生のレベルが相対的に高くなり、その結果、これまで常に教える立場にたってきたアメリカ人自身が、むしろ留学生から学ぶ、あるいは少なくとも彼らの助けをかりて研究の成果をあげるというような事態が増えてきたことである。こうしたことから、最近では、留学生を「研究のパートナー」とみなす考え方方が成長してきている。この「研究パートナーとしての留学生」という言葉は、昨年秋、広島で行われたOECD高等教育セミナーの討議でも各国代表の口から盛んに出た言葉でもあった。

もう一つ、これに関連する最近の顕著な変化の一つとして、留学生受入れ增加がきっかけになって、大学の組織面や、教育課程や、教授法の改革が進んでいる点を指摘できる。一例をあげると、2000人を超える留学生を抱えるアメリカのミネソタ大学では、留学生受入れの体制を整備するために、一昨年、組織を改造して、学長直属の機関として副学長の一人を専属させる国際部を設けたり

している。また、ピッツバーグ大学では、留学生の受入れを担当する「国際学生局」（Department of International Students）の他に、外国人客員教授の受入れや、学生や教職員の外国大学への派遣や外国研究の諸計画の推進等の国際交流事業のすべてを統括する「国際部」(International Division) を設け、それを専門とする専任の教員と事務職員を20数名配置して、国際交流に対応している。これらの大学では、この他に、外国人のための英語教育プログラム（ESL）の充実をはかったり、討議式の授業になじまない入学初期段階の東洋人学生のために特別の配慮をしたり、その他、いろいろな自己調整、自己改革の試みを重ねている。自国の教育のシステムに絶対の自信を持ち、整然とした大学の教育課程を編成し、精緻な教育評価システムを確立してきた点で、世界的にも評価の高い高等教育のシステムを持つアメリカの諸大学においてさえ、こうした意味の“自己相対化”が起こりつつあるとは、まさに隔世の感がある。それほど、今日留学生の流入はすさまじいものだということかも知れない。

(注1) これは本報告では詳述しなかったが、アンケート調査の不備を補うために、関東、関西、中国、九州の5つの大学について関係者に対する面接調査を行ったものである。

(江淵 一公)

付録 1

留学生の受け入れと教育に関する調査

アンケート< A 票 >

広 島 大 学

広島教育研究センター

大学における留学生の受け入れと教育の方針等に関する調査< A >

記 入 要 領

【大 学 名】 _____

【アンケート用紙について】このアンケートには、留学生の受け入れと教育に関する大学全体の方針や対応の仕方等をお尋ねするA票と、主として学部（ないし学科）レベルにおける対応、教育・指導上の諸問題についてお尋ねするB票の2通りがあります。

A票は、学長、副学長あるいは学生部長など、大学を代表する立場がある方にお尋ねするものです。質問1から22までは、主として事務的なレベルの質問ですが、特に*印のついた質問23以下の6問は、留学生受け入れ・教育に関する大学の方針や計画・考え方についてお伺いした質問ですので、できるだけ大学を代表される方にご記入頂きたいと存じます。

また、B票は、学部長・主事など、学部を代表する立場にある方にお尋ねするものです。

なお、A票・B票の質問には若干の重複がありますが、回答を学内で統一して頂く必要はございません。ご記入下さる方のそれぞれのお立場からご回答下さいようお願い致します。

【アンケート用紙の送付について】本学本部用のA票は1部、各学部用のB票は貴大学の学部数（二部を除く）のをまとめて同封（単科大学の場合は、A・B各1部を同封）致しておりますので、お手数をおかけして恐縮ですが、各学部へのご回送方よろしくお願い申し上げます。また、回収につきましても、恐れ入りますが、できるだけ全学のをとりまとめて、ご返送下さいようお願い申し上げます。

【添付資料等についてのお願い】貴大学の留学生受け入れ・教育に関する諸規程や、このアンケートの質問に関連する文書資料・報告書等がございましたら、ご面倒ながらこのアンケートに添付して下さい。

- 1. 在籍学生数・留学生数等を記載した文書
- 2. 留学生受け入れに関連する諸規程・方針・申し合わせ事項等を記載した文書
- 3. 留学生の教育・指導に関連する文書資料（オリエンテーション資料・特別教育課程・特別授業・日本語補充教育計画・特別図書など）
- 4. 留学生関係の施設・設備などに関する情報を記載した文書
- 5. その他留学生に関連する文書資料

なお、以下の質問に対する回答に相当（または関連）する内容が上記の添付資料に含まれている場合は、各質問の回答欄の「□資料を添付する」の□欄にレ点をおつけ下さい。

【回答の返送について】貴大学本部の（A票）と各学部の（B票）とをとりまとめて、同封の宛名ラベルと切手をご利用の上、昭和63年3月20日までに下記宛てご返送頂ければ幸いです。なお、貴大学のご都合により、全学のを本部でとりまとめるよりも各学部ごとにご返送頂いたほうがよい場合は、もちろんそれでも結構です。

〒730 広島市中区東千田町1-1-89
広島大学 大学教育研究センター 「留学生教育調査」係

【この調査についての問い合わせ先】この調査についてご質問などがございましたら、下記の担当者までお問い合わせ下さい。

〒730 広島市中区東千田町1-1-89
広島大学 大学教育研究センター 教授 江淵 一公 または
同 助手 ジョー・ヒックス (Joe Hicks)
電話 082-241-1221 内線 3823, 3709 (研究室) または 3706 (事務室)
(夜間・直通) 082-243-7193

【A】

A 票

(大学本部記入用)

【大学名】 _____

国立・公立・私立

【質問1】貴大学には留学生受け入れ・教育に関する基本方針などを規定した諸規程がありますか。該当する答えの番号を○でかこんで下さい。

1 ある

→ 諸規程・方針がある場合はコピーを1部添付して下さい。また、それらの実際の運用がどのように行なわれているかを示す資料がありましたら、1部添付して下さい。

資料を添付する

2 ない

3 その他（具体的に書いて下さい。例、現在検討中等）

【質問2】貴大学では留学生に関する世話（留学生の学業・厚生補導などを担当する窓口）をするために専用の部・課ないし係を設けていますか。中心となっている課・係名をあげて下さい。なお、業務分担が複数の課・係にわたっている場合は、すべてを列挙して下さい。

1 設けている

→ その名称などを書いて下さい。

名称：_____

担当者数：_____

その設置年月：_____

資料を添付する

2 設けていない

→ その場合は、どこの部局（課・係）で兼務していますか。

兼務部局（課・係）の名称：_____

担当者数：_____

→ 将来専用（もしくは中心となる）担当部局（課・係）を設ける予定（計画）がありますか。

1 ある

2 ない

3 その他（具体的に書いて下さい）

【質問3】質問2でお尋ねした留学生の世話をする部局（専用部局を設けていない場合は兼務している部局・課・係）の業務内容について、該当するものに○をつけてください。

- 1 授業料の減免の手続き
 - 2 奨学金に関する業務
 - 3 民間の奨学金の紹介などの業務
 - 4 留学生オリエンテーション
 - 5 宿舎・下宿の斡旋
 - 6 アルバイト（学内及び学外）の斡旋
 - 7 就職の斡旋
 - 8 ホームステイ受け入れ家庭の名簿の作成
 - 9 帰国留学生名簿の作成
 - 10 その他（具体的に書いて下さい）
-
-

資料を添付する

【質問4】貴大学には留学生担当の専任教官・教員の定員がありますか。

- 1 ある
→ いくつありますか 留学生担当専任教員定員数： 人
→ 実際に何人いますか 留学生担当専任教員現員数： 人
 資料を添付する
 - 2 ない
→ 近い将来つく見通しがありますか
1 ある
2 ない
 - 3 その他（具体的に書いて下さい。例、現在検討中等）
-
-

【質問5】貴大学には、留学生を受け入れ、教育することの意義ないし目的、受け入れ方針等を記した規程なり申し合わせ文書なりがありますか。ある場合は、その文書を添付して下さい。

- 1 ある
 資料を添付する
 - 2 ない
 - 3 現在検討中
 - 4 その他（具体的に書いて下さい）
-
-

【質問6】 貴大学では、留学生の受け入れ数に枠（定員）をもうけていますか。資料があれば添付して下さい。なお、学部・大学院で定員枠の設け方に違いがある場合は、「その他」の欄に具体的に記入して下さい。

- 1 自国学生の定員の枠内で受け入れている
- 2 自国学生の定員とは別枠で受け入れており、留学生の定員は別にもうけていない
- 3 自国学生の定員とは別枠で受け入れ、留学生の定員をもうけている
- 4 その他（具体的に書いて下さい）

資料を添付する

【質問7】 貴大学では、留学生の入学許可（選考）はどのような手続き・方法でなさっていますか。資料があれば添付して下さい。なお、学部・大学院、あるいは専攻分野で選考方法に違いがある場合は、「その他」の欄に具体的に記入して下さい。

- 1 自国学生の場合と同じ方法で選考を行なっている
- 2 留学生だけ独自の方法で選考を行なっている
- 3 その他（具体的に書いて下さい。）

資料を添付する

【質問8】 貴大学における留学生の入学許可（選考）の具体的な方法について述べて下さい。また、これに関する資料がありましたら添付して下さい。なお、学部・大学院、あるいは専攻分野で選考方法に違いがある場合は、「その他」の欄に具体的に記入して下さい。

- 1 学力試験（筆記試験）
- 2 書類選考
- 3 面接試験
- 4 大学独自の日本語能力試験
- 5 その他（具体的に書いて下さい。）

資料を添付する

【質問9】貴大学には留学生の諸問題について協議するための全学的な教員の組織（教授会の下部組織）がありますか。複数にわたる場合は、そのすべてを書いて下さい。

(例) 留学生委員会、国際交流委員会、など。

1 ある → それはどんな名称の組織ですか。

名称：_____

→ この組織に関する諸規程を1部添付して下さい。

資料を添付する

2 ない

3 その他（具体的に書いて下さい。例、現在検討中等）

【質問10】貴大学には、留学生が学業・生活の諸問題について気軽に相談に行けるような場所・窓口（例、留学生相談室）がありますか。

1 ある → それは、どんな名称の組織で、おもにどんな相談に応じますか。

名称：_____

相談に応じる内容：_____

資料を添付する

2 ない

3 その他（具体的に書いて下さい：例、現在設置検討中である）

【質問11】貴大学には、留学生のための寮（寄宿舎）がありますか。（複数の寮・種類がある場合は、その他の欄に「専用・共用の別」「収容能力」などを記入下さい。）

1 ある → それは留学生専用ですか、それとも自国学生と共にですか。

1 留学生専用

2 自国学生と共に

3 その他（具体的に書いて下さい。例、他大学の留学生との共用等）

→ その寮（寄宿舎）の収容能力はどれくらいですか。

約 _____ 名収容

資料を添付する

2 ない

3 その他（具体的に書いて下さい。例、現在計画中等）

【質問12】貴大学では、どこか特定の国または特定の機関（大学など）との間に留学生交流計画をお持ちですか。資料があれば添付して下さい。

1 ある → 国名・機関名を記入して下さい。（添付資料があれば記入の必要はありません）

→ それはどんな提携関係ですか。（添付資料があれば記入の必要はありません）。

→ その国または機関から毎年何名ほどの留学生を受け入れ、また送り出していますか。（添付資料がある場合は記入の必要はありません）

資料を添付する

2 ない

3 その他（具体的に書いて下さい。例、現在計画中等）

【質問13】貴大学では、留学生のためのハンドブックとして、文部省発行の "Life and Study in Japan" 以外に何か使用していますか。

1 文部省作成のハンドブックのみ使用

2 大学独自に作成したハンドブックも使用（文部省のものと併用）

→ 資料を添付して下さい

資料を添付する

3 その他（具体的に書いて下さい）

【質問14】貴大学では、留学生のためのオリエンテーションはどのような内容・方法・期間で実施されていますか。資料がありましたら添付して下さい。（この質問は、添付資料がある場合は記入の必要はありません）

①オリエンテーションの内容

②オリエンテーションの方法（場所・担当者など）

③オリエンテーションの期間

資料を添付する

【質問15】貴大学では、留学生の教育と適応を促進するために何か特別の計画（プロジェクト・プログラム）を実施しておられますか。もしあれば、その名称を記し、また、ご面倒ながらそれに関する資料等がありましたら添付して下さい。

(例) 日本語補習教育計画；日本文化（生活慣習を含む）にかんする特別補習授業；日本語・日本文化などに関する特別図書資料の準備；研究の方法・（日本語以外の）外国語の基礎教育；コンピューターや数学の基礎教育；留学生と教職員・一般学生との親善・交歓会；留学生寮の建設；留学生相談室の設置運営；地域社会との提携によるホームステイ計画；公共施設・工場・史跡等の見学や野外旅行等

資料を添付する

【質問16】貴大学では、留学生のためのチューター制（留学生の言語・学業を助けるため、一定期間日本人学生を付き添いにする制度）を採用していますか。

1 採用している

→ チューターの活用の仕方について全学（または全学部）共通の取り決めのようなものをお持ちですか。もしあればそれはどのようなものですか。それに関する資料があれば、添付して下さい。

1 とりきめがある

→ それはどのような内容ですか（添付資料がある場合は、この欄に記入の必要はありません）。

資料を添付する

2 とりきめはない

2 採用していない

3 その他（具体的に書いて下さい）

【質問17】（上記の質問でチューター制を採用している大学にお尋ねします）貴大学では、チューター制を十分活用していると思いますか。チューター制を活用する上で困難がありますか。問題点があれば、それについて述べて下さい。

1 問題はない

2 問題がある → 具体的に述べて下さい。

【質問18】 貴大学では、留学生のために、民間の奨学金の斡旋をなさっていますか。該当するものに○をつけてください。また、関連する資料がありましたら添付して下さい。

- 1 している
- 2 していない
- 3 その他（具体的に書いて下さい）

資料を添付する

【質問19】 貴大学には留学生に対する授業料の減免の制度がありますか。資料がありましたら添付して下さい。

- 1 ある
- 2 ない
- 3 その他（具体的に書いて下さい）

資料を添付する

【質問20】 貴大学では、留学生の生活費補助のために、民間団体の奨学金の斡旋や授業料の減免などの他に、何か特別の措置を講じておられますか。何か方針をお持ちでしたら、お書き下さい。

- 1 講じている
→ 具体的にはどんなことですか。簡単に述べて下さい。

-
- 資料を添付する
- 2 講じていない
 - 3 現在はないが将来は考慮するつもりである
→ 具体的にはどんなことですか。簡単に述べて下さい。

【質問21】 貴大学には、一般学生による留学生支援のためのボランティア組織（留学生の学業や生活を支援する自主的団体）がありますか。もし何らかの関連資料がありましたら添付して下さい。

- 1 ある → 名称を書いて下さい

- 資料を添付する
- 2 ない

【質問22】貴大学には、留学生自身による組織（例、「○○大学△△人留学生会」等）がありますか。もし何らかの関連資料がありましたら添付して下さい。

- 1 ある → 名称を書いて下さい。

- 資料を添付する

- 2 ない

【*質問23】貴大学の留学生一般について、教育上とくに問題がある（支障がある、困っている）と感じておられるのはどんな点でしょうか。該当するものに○をつけて下さい（いくつでも結構です）。この問題に関連する資料がありましたら添付して下さい。

- 1 留学生の日本語読み書き能力の不足
- 2 留学生的日本語会話能力の不足
- 3 留学生的基礎学力（理科系の場合特に数学等）の不足
- 4 留学生的英語読み書き能力の不足
- 5 留学生的生活能力の問題（経済的困窮のため学業に専念できない等）
- 6 留学生と日本人学生との交友関係がうまく行かないこと
- 7 留学生と指導教官（教員）との人間関係がうまく行かないこと
- 8 その他（具体的に書いて下さい）

- 資料を添付する

【*質問24】上記の質問と関連しますが、留学生教育における受け入れ側の問題点は何でしょうか。

- 1 留学生入学許可（選考）の方法に問題がある
- 2 カリキュラムが留学生のニーズに合っていない
- 3 留学生に向いた適当な教科書・教材がない
- 4 授業の進め方に問題がある（例えば、授業のテーマと内容がズれている、全体計画の事前提示なしに授業が進められるなど）
- 5 指導教官（教員）の決め方など、指導体制に問題がある
- 6 指導教官（教員）の意識の遅れから留学生との人間関係がうまく行かない
- 7 大学の施設・設備が不備で余裕がない
- 8 その他（具体的に書いて下さい）

- 資料を添付する

【*質問25】 上記二つの質問に関連しますが、留学生の教育を改善するために、貴大学では何か工夫しておられますか。授業方法の改善、カリキュラムの改造、指導体制の改革、物的施設の改良、その他について、貴大学全体として、あるいは個々の学部・学科や教官レベルで、現在試みておられることがございましたら、どんな小さなことでも結構ですからご紹介下さい。また、それらに関するすでに発行された報告書や資料がありましたら、添付してください。

資料を添付する

【*質問26】 留学生の存在は、受け入れ大学の研究と教育にさまざまの影響を及ぼすと考えられますが、貴大学ではそれをどのようにお考えでしょうか。このアンケート用紙にご回答下さる方の主観的な判断でも結構ですので、次のリストの中から該当するものを選び、記号を○で囲んで下さい。該当するものがなければ、「その他」の欄に自由にお書き下さい。また、この問い合わせに関連する文書等がありましたら添付して下さい。

- 1 留学生の存在は本学の学問研究の活性化に役立っている
 - 2 留学生の存在は本学の教員の教育態度や指導方法の改善に役立っている
 - 3 留学生の存在は本学の学生の勉学意欲の増進に役立っている
 - 4 留学生の存在は本学の教職員・学生の異文化理解の促進に役立っている
 - 5 留学生の存在はその出身国との交流・国際親善に役立っている
 - 6 留学生の存在は全体としての大学の国際化に役立っている
 - 7 留学生の存在は本学教員の研究を圧迫している
 - 8 留学生の存在は本学学生の教育条件を圧迫している
 - 9 留学生の存在は本学職員の業務を圧迫している
 - 10 わからない（判断を下すには資料が乏しい、留学生受け入れの歴史が浅い、あるいはその数が少ない等の理由で、この段階でそうした判断を下すのは時機尚早である）
 - 11 その他（具体的に書いて下さい）
-
-

資料を添付する

【*質問27】 貴大学では、全体的な方針として、今後、留学生をもっと増やすお考えですか、それとも、抑制するお考えですか。該当するものを○で囲んで下さい。また、その理由等についてご意見をお聞かせ下さい。該当する答えがない場合は、その他の欄に具体的に書いて下さい。

1 増やす方針である

- 1-1. どの分野を増やしますか（該当するものに○をつけて下さい）
- ア 文科系（文学・法学・経済・経営・政治・商業・教育・社会・芸術等）
 - イ 理工系（理学・工学・農学・水産・家政・医学・歯学・薬学等）
 - ウ 分野を問わない
 - エ その他（具体的に書いて下さい）

→ 1-2. 増やすのはなぜですか（いくつでも○をつけて下さい）

- ア 留学生受け入れは国際化時代の大学の使命だと考えるから
- イ 大学のイメージアップになるから
- ウ 自国学生の国際理解・異文化理解を促進するのに役立つから
- エ 大学の活性化に役立つから
- オ 国（文部省）の方針だから
- カ 地域の要望があるから
- キ その他（具体的に書いて下さい）

2 抑制する方針である

- 2-1. どの分野を抑制しますか
- ア 文科系（文学・法学・経済・経営・政治・商業・教育・社会・芸術等）
 - イ 理工系（理学・工学・農学・水産・家政・医学・歯学・薬学等）
 - ウ 分野を問わない
 - エ その他（具体的に書いて下さい）

→ 2-2. それはなぜですか（いくつでも○をつけて下さい）

- ア すでに留学生が増え過ぎて困っているから
- イ 言語・文化その他の点で指導がむずかしいから
- ウ 教職員の負担増になるから
- エ 施設設備の面で対応できないから
- オ 留学生を受け入れても大学のイメージアップにならないから
- カ 留学生を受け入れても大学の活性化に役立たないから
- キ 留学生を受け入れても国際理解・異文化理解に役立たないから
- ク その他（具体的に書いて下さい）

3 成りゆきに任せる

4 国の方針次第である

5 その他（具体的に書いて下さい。）

□ 資料を添付する

【*質問28】その他留学生受け入れ・教育に関してお気づきの点や政府への要望などがございましたら、ご自由にお書き下さい。

◇ご協力ありがとうございました。

付録2

留学生の受け入れと教育に関する調査

アンケート< B 票 >

広 島 大 学
広島教育研究センター

大学における留学生の受け入れと教育の方針等に関する調査< B > 記 入 要 領

【大 学 名】 _____ 【学 部 名】 _____

【アンケート用紙について】このアンケートには、留学生の受け入れと教育に関する大学として方針や対応の仕方等をお尋ねするA票と、主として学部（ないし学科）レベルにおける対応、教育・指導上の諸問題についてお尋ねするB票の2通りがあります。

A票は、学長、あるいは学生部長など、大学を代表される方にご記入をお願いし、このB票のほうは、学部長・主事など、学部を代表される方にご回答をお願いしたいと存じます。質問の内容によっては、実際に留学生の指導助言を担当なさっている教官・教員方等にご記入頂いても結構ですが、特に*印のついた質問15以下の5問については、学部を代表される方にご記入願えれば有難いと存じます。

なお、A票・B票の質問の中には重複しているものがありますが、回答を学内で統一して頂く必要はございません。ご記入下さる方のそれぞれのお立場からご回答下さいようお願い致します。

【添付資料等についてのお願い】貴学部の留学生受け入れ・教育に関する申し合わせや、このアンケートの質問に関連する文書資料・報告書等がございましたら、恐縮ですがこのアンケートに添付して下さい。（全学の資料と重複する場合は必要ありません。）

- 1. 在籍学生数・留学生数等を記載した文書
- 2. 留学生受け入れに関する諸規程・方針・申し合わせ事項等を記載した文書
- 3. 留学生的教育・指導に関する文書資料（オリエンテーション資料・特別教育課程・特別授業・日本語補充教育計画・特別図書など）
- 4. 留学生関係の施設・設備などに関する情報を記載した文書
- 5. その他留学生に関する文書資料

なお、以下の質問に対する回答に相当（または関連）する内容が上記の添付資料に含まれている場合は、各質問の回答欄の「□資料を添付する」の□欄にレ点をつけ下さい。

【回答の返送について】昭和63年3月20日までにご回答頂ければ幸いです。なお、大学本部には、大学本部用のと各学部のをとりまとめてご返送下さるようお願いしておりますが、ご都合により貴学単独でご返送頂いても結構です。大学本部を経由せず、貴学部単独でご返送くださる場合は、下記の住所窓にお願い致します。

〒730 広島市中区東千田町1-1-89
広島大学 大学教育研究センター 「留学生教育調査」係

【この調査についての問い合わせ先】この調査についてご質問などがございましたら、下記の担当者までお問い合わせ下さい。

〒730 広島市中区東千田町1-1-89
広島大学 大学教育研究センター 教授 江淵 一公 または
同 助手 ジョー・ヒックス (Joe Hicks)
電話 082-241-1221 内線 3823, 3709 (研究室) または 3706 (事務室)
(夜間・直通) 082-243-7193

【B】

B 票

(学部教官記入用)

◇はじめに、貴学部に在籍する留学生の概数を教えて下さい。

学部学生 _____名
大学院学生 _____名
研究 生 _____名
そ の 他 _____名

【質問 1】貴学部には留学生の諸問題について協議するための教官の組織（校務分掌）がありますか。該当する答えの番号を○で囲んで下さい。

(例) 留学生委員、国際交流委員など。

- 1 ある → 名称：_____
→ この組織に関する規定等があれば、1部添付して下さい。
 資料を添付する
- 2 ない
- 3 現在検討中

【質問 2】貴学部には留学生担当の専任教官・教員の定員がありますか。

- 1 ある
→ いくつありますか 留学生担当専任教員定員数：_____人
→ 実際に何人おられますか 留学生担当専任教員現員数：_____人
 資料を添付する
- 2 ない
→ 近い将来つく見通しがありますか
1 ある
2 ない
- 3 その他（具体的に書いて下さい。例、現在検討中等）
-

【質問 3】貴学部には留学生受け入れ・教育に関して申し合わせのようなものがありますか。

- 1 ある
→ 申し合わせや規定等がある場合はコピーを1部添付して下さい。また、それらの実際の運用がどのように行なわれているかを示す資料がありましたら、1部添付して下さい。
 資料を添付する
- 2 ない
- 3 その他（具体的に書いて下さい。例、現在検討中等）
-
-

【質問4】貴学部では、留学生のためのハンドブックとして、文部省発行の "Life and Study in Japan" 以外に何か使用していますか。

- 1 文部省作成のハンドブックのみ使用
 - 2 大学独自に作成したハンドブックも使用（文部省のものと併用）
→ 資料を添付して下さい
 - 3 学部独自に作成したハンドブックも使用（文部省・大学のものと併用）
→ 資料を添付して下さい
 資料を添付する
 - 4 その他（具体的に書いて下さい）
-
-

【質問5】貴学部では、留学生のためのオリエンテーションはどのような内容・方法・期間で実施されていますか。資料がありましたら添付して下さい。（この質問は、添付資料がある場合は記入の必要はありません）

①オリエンテーションの内容

②オリエンテーションの方法（場所・担当者など）

③オリエンテーションの期間

資料を添付する

【質問6】貴学部では、留学生の教育と適応を促進するために学部独自に何か特別の計画（プロジェクト・プログラム）を実施されていますか。もしあれば、その名称を記し、また、ご面倒ながらそれに関する資料等がありましたら添付して下さい。

（例）日本語補習教育計画；日本文化（生活慣習を含む）にかんする特別補習授業；日本語・日本文化などに関する特別図書資料の準備；研究の方法・（日本語以外の）外国語の基礎教育；コンピューターや数学の基礎教育；留学生と教職員・一般学生との親善・交歓会；留学生寮の建設；留学生相談室の設置運営；地域社会との提携によるホームステイ計画；公共施設・工場・史跡等の見学や野外旅行等

- .
- .
- .
- .
- .
- .
- .
- .

資料を添付する

【質問7】貴学部では、留学生のためのチューター制（留学生の言語・学業を助けるため、一定期間日本人学生を付き添いにする制度）を採用していますか。

1 採用している

→ チューターの活用の仕方について学部共通の取り決めのようなものをお持ちですか。
もしあればそれはどのようなものですか。それに関する資料があれば、添付して下さい。

1 とりきめがある

→ それはどのような内容ですか（添付資料がある場合は、この欄に記入の必要はありません）。

資料を添付する

2 とりきめはない

2 採用していない

3 その他（具体的に書いて下さい）

【質問8】（上記の質問でチューター制を採用している学部にお尋ねします）貴学部では、チューター制を十分活用していると思いますか。チューター制を活用する上で困難がありますか。問題点があれば、それについて述べて下さい。

1 問題はない

2 問題がある → 具体的に述べて下さい。

【質問9】貴学部では、クラスに留学生が沢山いた場合、留学生に合わせて授業のやり方を変えたりすることがありますか。また、こうした調整をはかることについて学部・学科で取り決めた一般的な方針がありますか。

1 ある

→ 留学生に合わせるためにどのように変えるのですか。

ア 授業の進み方を遅くする

イ 日本語以外の言葉を使用する

ウ 日本語以外の言葉で授業内容を要約してやる

エ 授業の内容を単純化する

オ その他（具体的にお書き下さい）

資料を添付する

2 ない

3 こうしたことは個々の教員の自由裁量に任せている

【質問10】貴学部では、博士号・修士号などの学位の授与について、留学生に対しては特別の配慮をしますか。貴学部の学位授与規定を添付して下さい。

1 する

→ 2-1 それはどのような配慮ですか。

- ア 学位論文を日本語以外の言語で書くことを許可する
 - イ 学位論文の長さ（量）について制限を緩める
 - ウ 学位論文のレベルを普通より下げる
 - エ 論文提出を奨励し審査時期を普通より早くする
 - オ その他（具体的にお書き下さい）
-
-

2 しない

- 資料を添付する

【質問11】貴学部では、留学生に対し、日本語以外の言語による学位論文の執筆を認めていますか。

1 認めている

→ 2-1 どの言語を認めていますか。

- ア 英語
 - イ 中国語
 - ウ その他（具体的にお書き下さい）
-

2 認めていない

- 資料を添付する

【質問12】貴学部では、留学生のために会社や一般企業での実習・研修の機会を与えていますか。

1 与えている

2 与えていない

- 資料を添付する

【質問13】貴学部では、留学生にアルバイトとして、学部・学科の中での研究や授業の手伝いをさせていますか。

1 させていない

2 現在はさせていないが将来させるつもりである

3 現在させている

→ それはどんな仕事ですか。簡単に述べて下さい。

【質問14】貴学部（学科または教官レベルで）では、留学生に就職の斡旋をしますか。

- 1 する
 資料を添付する
 - 2 しない
 - 3 その他（具体的に書いて下さい）
-

【*質問15】貴学部の留学生一般について、教育上とくに問題がある（支障がある、困っている）と感じておられるのはどんな点でしょうか。該当するものに○をつけて下さい（いくつでも結構です）。この問題に関連する資料がありましたら添付して下さい。

- 1 留学生の日本語読み書き能力の不足
 - 2 留学生的日本語会話能力の不足
 - 3 留学生的基礎学力（理科系の場合特に数学等）の不足
 - 4 留学生的英語読み書き能力の不足
 - 5 留学生的生活能力の問題（経済的困窮のため学業に専念できない等）
 - 6 留学生と日本人学生との交友関係がうまく行かないこと
 - 7 留学生と指導教官（教員）との人間関係がうまく行かないこと
 - 8 その他（具体的に書いて下さい）
-

- 資料を添付する
-

【*質問16】上記の質問と関連しますが、留学生教育における受け入れ側の問題点は何でしょうか。

- 1 留学生入学許可（選考）の方法に問題がある
 - 2 カリキュラムが留学生のニーズに合っていない
 - 3 留学生に向いた適当な教科書・教材がない
 - 4 授業の進め方に問題がある（例えば、授業のテーマと内容がずれている、全体計画の事前提示なしに授業が進められるなど）
 - 5 指導教官（教員）の決め方など、指導体制に問題がある
 - 6 指導教官（教員）の意識の遅れから留学生との人間関係がうまく行かない
 - 7 大学の施設・設備が不備で余裕がない
 - 8 その他（具体的に書いて下さい）
-

- 資料を添付する
-

【*質問17】上記二つの質問に関連しますが、留学生の教育を改善するために、貴学部では何か工夫しておられますか。授業方法の改善、カリキュラムの改造、指導体制の改革、物的施設の改良、その他について、貴学部全体として、あるいは個々の学科や教官レベルで、現在試みていることがありますか。もしあれば、どんな小さなことでも結構ですから書いて下さい。また、それらに関するすでに発行された報告書や資料がありましたら、添付してください。

資料を添付する

【*質問18】留学生の存在は、受け入れ大学の研究と教育にさまざまな影響を及ぼすと考えられますが、貴学部ではそれをどのようにお考えでしょうか。このアンケート用紙にご回答下さる方の主観的な判断でも結構ですので、次のリストの中から該当するものを選び、記号を○で囲んで下さい。該当するものがなければ、「その他」の欄に自由にお書き下さい。また、この問い合わせに関連する文書等がありましたら添付して下さい。

- 1 留学生の存在は本学部の学問研究の活性化に役立っている
- 2 留学生の存在は本学部の教員の教育態度や指導方法の改善に役立っている
- 3 留学生的存在は本学部の学生の勉学意欲の増進に役立っている
- 4 留学生的存在は本学部の教職員・学生の異文化理解の促進に役立っている
- 5 留学生的存在はその出身国との交流・国際親善に役立っている
- 6 留学生的存在は全体としての大学の国際化に役立っている
- 7 留学生的存在は教員の研究を圧迫している
- 8 留学生的存在は学生の教育条件を圧迫している
- 9 留学生的存在は職員の業務を圧迫している
- 10 わからない（判断を下すには資料が乏しい、留学生受け入れの歴史が浅い、あるいはその数が少ない等の理由で、この段階でそうした判断を下すのは時機尚早である）
- 11 その他（具体的に書いて下さい）

資料を添付する

【*質問19】その他留学生受け入れ・教育に関してお気づきの点や政府への要望などがございましたら、ご自由にお書き下さい。(次ページの余白もお使いください)

◇ご協力ありがとうございました。

調査協力大学・学部名一覧

北海道大学

- 〃 文学部
- 〃 教育学部
- 〃 法学部
- 〃 経済学部
- 〃 理学部
- 〃 医学部
- 〃 歯学部
- 〃 薬学部
- 〃 工学部
- 〃 農学部
- 〃 兽医学部
- 〃 水産学部
- 〃 環境科学研究科

帯広畜産大学

- 〃 畜産学部

弘前大学

- 〃 人文学部
- 〃 教育学部
- 〃 理学部
- 〃 医学部
- 〃 農学部

東北大学

- 〃 薬学部
- 〃 歯学部
- 〃 医学部
- 〃 教養学部
- 〃 経済学部
- 〃 法学部
- 〃 文学部
- 〃 農学部
- 〃 工学部

秋田大学

- 〃 鉱山学部
- 〃 医学部

秋田大学

- 〃 教育学部

山形大学

- 〃 農学部
- 〃 人文学部
- 〃 教育学部
- 〃 理学部
- 〃 工学部
- 〃 医学部

福島大学

- 〃 経済学部
- 〃 教育学部

図書館情報大学

- 〃 図書館情報学部

宇都宮大学

- 〃 工学部
- 〃 教育学部
- 〃 農学部

群馬大学

- 〃 医学部
- 〃 教育学部
- 〃 工学部

埼玉大学

- 〃 教育学部
- 〃 理学部
- 〃 工学部
- 〃 経済学部
- 〃 大学院政策科学研究科

千葉大学

- 〃 園芸学部
- 〃 工学部
- 〃 看護学部
- 〃 薬学部
- 〃 医学部
- 〃 理学部

東京大学

- 〃 法経学部
- 〃 教育学部
- 〃 文学部
- 〃 薬学部
- 〃 教育学部

東京大学

- 〃 教養学部
- 〃 経済学部
- 〃 農学部
- 〃 理学系研究科
- 〃 人文科学研究科
- 〃 工学部
- 〃 医学部
- 〃 法学部

東京医科歯科大学

- 〃 医学部
- 〃 歯学部

東京外国語大学

- 〃 外国語学部

東京芸術大学

- 〃 美術学部
- 〃 音楽学部

東京工業大学

- 〃 理学部
- 〃 工学部

お茶の水女子大学

- 〃 文教育学部
- 〃 理学部
- 〃 家政学部

電気通信大学

- 〃 電気通信学部

横浜国立大学

- 〃 経営学部
- 〃 教育学部

新潟大学

- 〃 人文学部
- 〃 教育学部
- 〃 法学部
- 〃 経済学部
- 〃 理学部
- 〃 医学部
- 〃 歯学部
- 〃 工学部
- 〃 農学部

長岡技術科学大学

富山大学

- 〃 教育学部
- 〃 人文学部
- 〃 理学部
- 〃 工学部
- 〃 経済学部

富山医科大学

- 〃 薬学部
- 〃 医学部

金沢大学

- 〃 文学部
- 〃 法学部

- 〃 経済学部

- 〃 教育学部

- 〃 理学部

- 〃 医学部

- 〃 薬学部

- 〃 工学部

- 〃 教養部

- 〃 自然科学研究科

山梨大学

- 〃 工学部
- 〃 教育学部

信州大学

- 〃 人文学部
- 〃 教育学部

- 〃 経済学部

- 〃 理学部

- 〃 医学部

- 〃 繊維学部

- 〃 農学部

- 〃 工学部

岐阜大学

- 〃 農学部
- 〃 工学部
- 〃 医学部
- 〃 教育学部

静岡大学

- 〃 人文学部
- 〃 理学部
- 〃 工学部

静岡大学

- 々 農学部
 - 々 教育学部
- 浜松医科大学
- 々 医学部
- 名古屋大学
- 々 経済学部
 - 々 文学部
 - 々 法学部
 - 々 総合言語センター
 - 々 教養学部
 - 々 工学部
 - 々 教育学部
 - 々 医学部
 - 々 農学部

名古屋工業大学

- 々 工学部

豊橋技術科学大学

三重大学

- 々 生物資源学部
- 々 工学部
- 々 医学部
- 々 教育学部
- 々 人文学部

滋賀大学

- 々 経済学部
- 々 教育学部

京都大学

- 々 工学部
- 々 薬学部
- 々 医学部
- 々 理学部
- 々 経済学部
- 々 法学部
- 々 教育学部
- 々 文学部
- 々 農学部

京都工芸繊維大学

- 々 工芸学部
- 々 繊維学部

大阪大学

- 々 工学部
- 々 教養部
- 々 基礎工学部
- 々 文学部
- 々 人間科学部
- 々 法学部
- 々 経済学部
- 々 薬学部
- 々 齒学部
- 々 医学部
- 々 理学部

神戸大学

- 々 文学部
- 々 教育学部
- 々 経済学部
- 々 経営学部
- 々 理学部
- 々 工学部
- 々 農学部
- 々 奈良女子大学
- 々 家政学部
- 々 理学部
- 々 文学部

鳥取大学

- 々 農学部
- 々 工学部
- 々 教育学部
- 々 医学部
- 々 島根大学
- 々 法文学部
- 々 理学部
- 々 教育学部
- 々 農学部

岡山大学

- 々 農学部
- 々 工学部
- 々 薬学部
- 々 齒学部
- 々 医学部
- 々 理学部

岡山大学

- 〃 経済学部
- 〃 法学部
- 〃 教育学部
- 〃 文学部

広島大学

- 〃 文学部
- 〃 経済学部
- 〃 法学部
- 〃 学校教育学部
- 〃 歯学部
- 〃 教育学部
- 〃 医学部
- 〃 生物生産学部
- 〃 総合科学部
- 〃 理学部

山口大学

- 〃 医学部
- 〃 農学部
- 〃 経済学部
- 〃 工学部

徳島大学

- 〃 薬学部
- 〃 歯学部
- 〃 医学部
- 〃 総合科学部
- 〃 工学部

愛媛大学

- 〃 医学部
- 〃 教育学部
- 〃 理学部
- 〃 工学部
- 〃 農学部
- 〃 法文学部

高知大学

- 〃 農学部
- 〃 理学部
- 〃 教育学部
- 〃 人文学部

福岡教育大学

- 〃 教育学部

九州大学

- 〃 経済学部
- 〃 文学部
- 〃 教育学部
- 〃 法学部
- 〃 理学部
- 〃 医学部
- 〃 薬学部
- 〃 工学部
- 〃 歯学部
- 〃 農学部

長崎大学

- 〃 工学部
- 〃 薬学部
- 〃 歯学部
- 〃 経済学部
- 〃 教育学部
- 〃 医学部
- 〃 水産学部

熊本大学

- 〃 文学部
- 〃 教育学部
- 〃 法学部
- 〃 理学部
- 〃 医学部
- 〃 薬学部
- 〃 工学部

大分大学

- 〃 教育学部
- 〃 経済学部
- 〃 工学部

宮崎大学

- 〃 農学部
- 〃 教育学部
- 〃 工学部

鹿児島大学

- 〃 教育学部
- 〃 歯学部
- 〃 水産学部
- 〃 法文学部
- 〃 理学部

鹿児島大学	獨協医科大学
〃 医学部	〃 医学部
〃 工学部	上武大学
〃 農学部	〃 商学部
琉球大学	〃 経営情報学部
〃 農学部	埼玉工業大学
〃 工学部	〃 工学部
〃 医学部	城西大学
〃 理学部	〃 経済学部
〃 教育学部	麗澤大学
〃 法文学部	〃 別科日本語研修課程
高崎経済大学	青山学院大学
〃 経済学部	〃 文学部
名古屋市立大学	〃 理工学部
〃 教養部	〃 國際政治経済学部
〃 薬学部	〃 経営学部
〃 経済学部	〃 法学部
京都府立大学	〃 経済学部
〃 生活科学部	亞細亞大学
〃 農学部	〃 法学部
〃 文学部	〃 経営学部
大阪女子大学	〃 経済学部
〃 学芸学部	学習院大学
〃 商学部	慶應義塾大学
大阪市立大学	〃 経済学部
〃 経済学部	〃 文学部
〃 文学部	〃 医学部
〃 法学部	〃 理工学部
〃 工学部	〃 商学部商学研究科
〃 理学部	〃 法学部
〃 生活科学部	国際基督教大学
大阪府立大学	〃 教養学部
〃 農学部	國士館大学
〃 工学部	〃 政経学部
〃 経済学部	駒澤大学
〃 総合科学部	芝浦工業大学
〃 社会福祉学部	〃 工学部
神戸商科大学	昭和大学
〃 商経学部	〃 薬学部
九州歯科大学	〃 齢学部
〃 歯学部	〃 医学部

多摩美術大学	
〃 美術学部	
中央大学	
〃 文学部	
〃 理工学部	
〃 経済学部	
〃 法学部	
〃 商学部	
東海大学	
〃 政治経済学部	
〃 法学部	
〃 教養学部	
〃 体育学部	
〃 理学部	
〃 工学部	
〃 海洋学部	
東京農業大学	
〃 農学部	
東洋大学	
〃 工学部	
〃 文学部	
〃 経済学部	
〃 経営学部	
〃 法学部	
〃 社会学部	
日本大学	
〃 工学部	
〃 理工学部	
〃 芸術学部	
〃 商学部	
〃 農獸医学部	
〃 法学部	
〃 文理学部	
〃 経済学部	
日本女子大学	
〃 家政学部	
〃 文学部	
星葉科大学	
〃 葉学部	
武蔵野音楽大学	
〃 音楽学部	
明治大学	
〃 文学部	
〃 商学部	
〃 法学部	
〃 農学部	
〃 経営学部	
〃 政治経済学部	
〃 工学部	
明治学院大学	
〃 文学部	
〃 経済学部	
〃 社会学部	
〃 法学部	
〃 國際学部	
立教大学	
〃 理学部	
〃 経済学部	
〃 文学部	
〃 社会学部	
立正大学	
〃 文学部	
〃 経営学部	
和光大学	
〃 人文学部	
〃 経済学部	
早稲田大学	
〃 政治学研究科	
〃 理工学研究科	
〃 商学研究科	
〃 文学研究科	
〃 法学研究科	
〃 経済学研究科	
〃 理工学部	
〃 商学部	
〃 教育学部	
〃 第一文学部	
〃 法学部	
〃 政治経済学部	
産業能率大学	
〃 経営情報学部	

洗足学園大学	
〃 音楽学部	関西大学
愛知大学	〃 商学部
〃 法経学部	〃 社会学部
〃 文学部	〃 工学部
中部大学	関西学院大学
〃 工学部	〃 神学部
〃 国際関係学部	〃 文学部
〃 経営情報学部	〃 社会学部
南山大学	〃 法学部
〃 経営学部	〃 経済学部
〃 経済学部	〃 商学部
〃 外国語学部	〃 理学部
〃 文学部	甲南女子大学
〃 法学部	〃 文学部
名城大学	八代学院大学
〃 法学部	〃 経済学部
〃 商学部	帝塚山大学
〃 理工学部	〃 教養学部
〃 農学部	〃 経済学部
〃 薬学部	九州産業大学
同志社大学	〃 経営学部
〃 工学部	〃 工学部
〃 商学部	〃 芸術学部
〃 経済学部	〃 商学部
〃 法学部	西南学院大学
〃 文学部	〃 留学生別科
〃 神学部	〃 法学研究科
大阪工業大学	〃 経営学研究科
〃 工学部	〃 文学研究科
〃 経済学部	〃 経済学研究科
〃 経営学部	福岡工業大学
〃 工学部	〃 工学部
大阪産業大学	福岡歯科大学
〃 経済学部	〃 歯学部
〃 経営学部	沖縄国際大学
〃 工学部	〃 全学部
関西大学	
〃 法学部	
〃 文学部	
〃 経済学部	

著 者 紹 介 (執筆順)

江淵 一公 広島大学大学教育研究センター教授
(大学国際交流論・教育人類学)

大膳 司 広島大学大学教育研究センター助手
(高等教育論・教育社会学)

相原総一郎 広島大学大学教育研究センター助手
(高等教育論・教育社会学)



『留学生受け入れと大学の国際化 一全国大学における
留学生受入れと教育に関する調査報告』(高等教育研究叢書 1)

1990 (平成2) 年3月1日 発行

編著者 江淵 一公

発行所 広島大学大学教育研究センター

〒730 広島市中区東千田町1-1-89

電話 (082) 241-1221 内線 (3706) FAX (082) 242-0516

印刷所 山脇印刷株式会社

〒725 竹原市新庄町29

電話 (08462) 9-1535(代) FAX (08462) 9-1537

書籍コード ISBN 4-938664-01-1

RHE

ISBN4-938664-01-1